

令和4年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和4(2022)年6月

横浜薬科大学

目次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	15
基準 3. 教育課程	36
基準 4. 教員・職員	48
基準 5. 経営・管理と財務	58
基準 6. 内部質保証	66
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	71
基準 A. 社会連携	71
基準 B. 産学官連携	74
基準 C. 国際交流	77
V. 特記事項	81
VI. 法令等の遵守状況一覧	82
VII. エビデンス集一覧	95
エビデンス集（データ編）一覧	95
エビデンス集（資料編）一覧	95

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 大学の建学の精神と教育理念

本学は、平成 18（2006）年 4 月 1 日の改正学校教育法に基づき、薬剤師を育成するにあたり、臨床に関わる実践的な能力を培うことを第一の目標とし、6 年一貫の薬学教育を実施する薬科大学として平成 18（2006）年 4 月に神奈川県横浜市戸塚区の閑静な高台の地に設立された。

開学以来、教育・研究活動を順調に展開し、令和 3（2021）年度で 16 年目を迎えた。建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念としている。その具体的な趣旨は、次の①～③である。

- ① 「個性」のもつ独自性が関わる独創性、独創力に最も高い価値をおく。（個性の伸展）
- ② 高度専門職、天職としての自己の社会的使命を自覚することを目指す。（個性の伸展）
- ③ 生涯に亘る自己実現を達成する。（人生練磨）

教育理念の背景として、これらの具体的三本柱を謳っており、大学の使命・目的に反映されている。

「個性」は、一般的には資質、天賦の才を指すことが多いが、高等教育を担う本学では、「個性」を「専門性」と位置づけている。したがって、教育理念として「個性の伸展による人生練磨」を掲げる本学は、薬学のなかでも特に高い専門分野に集中、特化する教育を実施することにより、学生が、高度専門職、天職としての自己の社会的使命を自覚することを目指している。さらに、「個性」のもつ独自性が関わる独創性、独創力に最も高い価値をおいている。また、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」は、生涯に亘る自己実現を達成していくことを意味している。

2. 教育の使命・目的（教育目的と教育目標）

教育目的として学則第 1 条に、次の①～③を設定している。

- ① 広く知識を授けるとともに、深く薬学に関する学術を研究教授する。
- ② 臨床に関わる実践的能力をもつ人間性豊かな薬剤師を育成する。
- ③ 薬学の専門知識と技術を備えた医薬品開発関連等の研究者・技術者を育成する。

これにより、学術の深化と人類の福祉に貢献することを使命としている。すなわち、薬学における高度な専門的、独創的、精深な学術活動を通して、人類の健康と福祉の向上に貢献することを使命・目的としている。

使命・目的を達成するため、学則第 3 条に、本学は「個の医療」を担う実力を備え、惻隱の心をもつ人材（薬剤師、研究者・技術者）の育成、幅広い専門知識に加えて、豊かな人間性と倫理観、国際感覚を兼ね備えた人材の育成を目指すことを記載している。

近年の科学技術の進歩はめざましく、薬学の分野も長足の進歩をとげている。日進月歩の医療技術革新によって、次々と新しい治療薬・予防薬が生み出されている。しかし、近年、同じ病気の患者でも薬の効果や副作用の強さに違いが現れることが分かってきた。このことは、一人ひとりの体質にふさわしい“薬物療法の患者個別化”を実践する重要性が増していることにほかならない。

大学の地域社会との関わりや貢献も本学にとって重要な課題である。本学は、一般薬剤師を対象とした生涯教育やワークショップ、一般市民を対象とした定期的な講座・講演会、

また、高校生対象の高大連携事業等、地域社会と結びついたさまざまな事業を行っている。こうした地域に貢献できる活動を更に充実させ、社会に対する知の還元に努めている。

3. 大学の個性・特色等

本学は平成 18（2006）年に、神奈川県で初めての薬学教育機関として設置され、充実した教育研究環境のなかで地域住民の健康と福祉に貢献することを目指した個性・特色ある教育を行い、平成 24（2012）年以降、多くの人間性豊かな薬剤師や薬学研究者・技術者を輩出している。

“薬学”という学問には、生命・生体における謎と病気発症の仕組みを解明し、治療方法を確立すること、病気から人類を守り・救う医薬品を創製し、その適正な使い方を明確にすること等、重要なテーマが課せられている。「生命科学の世紀」とも言われる 21 世紀において、人あるいは生命との関わりを最も重要視する薬学の研究成果に、社会もまた大きな期待を寄せている。したがって、薬学の守備範囲は、創薬科学、生命科学、医療科学そして健康に関わる科学全般にわたる広いものと言える。

人の健康について考えるとき、大きくわけて 3 つの身体状態がある。すなわち、健康に生活していて病気を予防している状態、普通に生活できるが健康には何らかの弱点や不安をもち、放置すれば病気に進行するかもしれない未病の治を要する状態、さらに、すでに何らかの病気と診断され、本格的な治療を必要とする状態の 3 つに大別することができるが、個人差も大きい。従来 of 4 年制の薬学教育では、ゼネラリスト養成型の薬学教育が大勢を占めていたため、3 つの状態の全てに対応することは困難な状況であったと言える。本学は、薬学の広い分野に広い視野をもちながら予防・未病・病気の 3 段階を重点的に深く学んだ者こそが、真の薬学スペシャリストとしての見識と力量、そして個性をもつものとする。このような現代薬学が進みはじめた“薬物治療の患者個別化”の意義をしっかりとわきまえ、これに対応できる薬剤師を養成する目的で 3 つの薬学科を設けている。上記 3 学科に加えて創薬の専門家として活躍できる研究者・技術者の養成を目的とする薬科学科を設置している。

各学科では、固有の特徴あるカリキュラムを編成し、「個の医療」を担う実力を備え、惻隱の心をもつ人材（薬剤師、研究者・技術者）の育成に注力している。さらに、大学院薬学研究科では多様化する精密医療における新たな課題を研究し、最適な薬物医療を個々の患者に施すことができる能力を養成している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 18 (2006) 年 4 月	横浜薬科大学開学、健康薬学科、漢方薬学科、臨床薬学科を設置
平成 21 (2009) 年 4 月	健康薬学科、臨床薬学科の入学定員を変更 「俣野公園・横浜薬大前」「横浜薬大南門」バス停留所命名権を取得
平成 21 (2009) 年 7 月	ガーデンラウンジを開設 ローソン横浜薬科大学店を開店 「俣野公園・横浜薬大スタジアム」命名権を取得
平成 21 (2009) 年 9 月	キャリアセンターを設置 特別研究「個の医療に関する統合薬学的研究」を開始
平成 22 (2010) 年 4 月	6年制薬学教育に関する自己点検・評価（「自己評価 21」）をまとめた自己評価報告書を公表 横浜創学館高等学校及び三浦学苑高等学校との教育交流協定を締結 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」施行に伴う学内全面を禁煙
平成 22 (2010) 年 10 月	橘学苑中学校・高等学校及び緑ヶ丘女子中学校・高等学校との教育交流協定を締結
平成 23 (2011) 年 3 月	特別研究「個の医療に関する統合薬学的研究」成果報告会を開催
平成 23 (2011) 年 4 月	横浜学園高等学校及び横浜清風高等学校との教育交流協定を締結
平成 23 (2011) 年 7 月	カフェテリア（ローズガーデン）及び新自習室を開設 神奈川県児童生徒に係る学校教育活動支援を目的として本県教育委員会と協定を締結
平成 23 (2011) 年 10 月	天津中医薬大学、天津中医薬大学日本校との教育交流協定を締結
平成 24 (2012) 年 3 月	第 1 期生学位記授与式を挙行 湘南学院高等学校及び高木学園女子高等学校（現英理女子学院高等学校）との教育交流協定を締結
平成 24 (2012) 年 4 月	立花学園高等学校との教育交流協定を締結
平成 24 (2012) 年 9 月	第 1 回薬物乱用防止キャンペーンを横浜市・横浜市薬剤師会と共同開催 白鵬女子高等学校との教育交流協定を締結
平成 25 (2013) 年 4 月	藤沢翔陵高等学校との教育交流協定を締結
平成 25 (2013) 年 6 月	江崎玲於奈（Leo Esaki）記念ホールを竣工
平成 25 (2013) 年 9 月	体育館をリニューアル、弓道場を開設

横浜薬科大学

平成 25 (2013) 年 12 月	帝京中学校・高等学校との教育交流協定を締結
平成 26 (2014) 年 9 月	横須賀学院高等学校との教育交流協定を締結
平成 26 (2014) 年 10 月	各階に小自習室を開設
平成 27 (2015) 年 3 月	韓国・慶熙大学校と教育・学術交流協定を締結 向上高等学校及び自修館中等教育学校との教育交流協定を締結 薬学教育充実のため、長野県に軽井沢セミナーハウスを竣工
平成 27 (2015) 年 4 月	薬学部薬科学科（4年制）を設置 それに伴い、英称を「Yokohama College of Pharmacy」から「Yokohama University of Pharmacy」へ変更
平成 27 (2015) 年 9 月	災害時における救援物資（医薬品）の取り扱いに関する協定を横浜市と締結
平成 27 (2015) 年 9 月	米国・ハワイ大学ダニエル K イノウエ校薬学部と交流協定を締結
平成 27 (2015) 年 10 月	カフェテリア（ローズガーデン）をリニューアル
平成 28 (2016) 年 3 月	日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価で「適合」と認定 国立音楽大学附属中学校・高等学校との教育交流協定を締結
平成 28 (2016) 年 4 月	薬学部薬科学科（4年制）に教職課程（中学校一種・高等学校一種の理科教員免許状の取得）を設置 教職課程センターを開設（図書館棟 14 階） ハマヤク農園を開設 韓国・東義大学校と学術交流を締結
平成 28 (2016) 年 7 月	台湾・台北医学大学栄養学部及び薬学部と学術交流協定を締結
平成 28 (2016) 年 10 月	関東学院六浦中学校・高等学校及び清心中学校・清心女子高等学校との教育交流協定を締結
平成 28 (2016) 年 12 月	常総学院高等学校との教育交流協定を締結
平成 29 (2017) 年 6 月	ベナン共和国に「Tsuzuki 小学校」を開校
平成 29 (2017) 年 8 月	横浜市戸塚区との連携協力に関する基本協定を締結
平成 29 (2017) 年 9 月	タイ・ワライラック大学薬学部と学術交流協定を締結
平成 29 (2017) 年 10 月	台湾・国立陽明大学薬学部と学術交流協定を締結 学生食堂を改修
平成 30 (2018) 年 3 月	タイ・タマサート大学医学部と学術交流協定を締結 米国・デュケイン大学薬学部と学術交流協定を締結
平成 30 (2018) 年 7 月	韓国・圓光大学校薬学部と学術交流協定を締結
平成 30 (2018) 年 10 月	研究実習棟（F 棟）を竣工
平成 30 (2018) 年 12 月	モバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）を連携して運用する連携協定を横浜市薬剤師会、横浜市と締結 柏木学園高等学校との教育交流協定を締結

横浜薬科大学

	台湾・衛生福利部国家中医薬研究所と学術交流協定を締結
平成 31 (2019) 年 1 月	台湾・静宜大学及び弘光科技大学と学術交流協定を締結
平成 31 (2019) 年 3 月	台湾・台湾台北市中医師公会と学術交流協定を締結 神奈川県立がんセンターとの連携協定を締結 モバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）1号車を配備
平成 31 (2019) 年 4 月	大学院（薬学専攻博士課程と薬科学専攻修士課程）を設置 教育職員免許法の改正に基づく教職課程の再課程認定 漢方資料室を設置 湘南鎌倉総合病院との連携協定を締結 相模台病院との連携協定を締結
令和元 (2019) 年 6 月	台湾・中国医薬大学と学術交流協定を締結
令和元 (2019) 年 10 月	イタリア・カラブリア大学と学術交流協定を締結 学生ラウンジを竣工 モバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）2号車を配備
令和元 (2019) 年 11 月	静岡大成中学校・高等学校との教育交流協定を締結
令和 2 (2020) 年 3 月	薬学教育評価機構による大学分野別認証評価で「適合」と認定 鶴沼高等学校との教育交流協定を締結 厚生棟耐震補強工事を完了
令和 2 (2020) 年 11 月	神奈川県立港北高等学校、同横浜栄高等学校、同横浜氷取沢高等学校、同座間高等学校、同伊志田高等学校、同西湘高等学校、同瀬谷高等学校、同霧が丘高等学校、同湘南台高等学校、同有馬高等学校、同神奈川総合産業高等学校、同深沢高等学校、同足柄高等学校、同藤沢清流高等学校及び同茅ヶ崎高等学校との教育交流協定を締結
令和 2 (2020) 年 12 月	横浜医療センターとの連携協定を締結
令和 3 (2021) 年 4 月	大学院（薬科学専攻博士後期課程）設置、薬科学専攻修士課程を薬科学専攻博士前期課程に改称 神奈川県立藤沢西高等学校との教育交流協定を締結
令和 3 (2021) 年 7 月	神奈川県立麻溝台高等学校、同相原高等学校、同茅ヶ崎西浜高等学校、同横浜清陵高等学校、同城郷高等学校、同大磯高等学校及び同秦野曾屋高等学校との教育交流協定を締結
令和 3 (2021) 年 8 月	タイ・マハサラカーン大学と学術交流協定を締結
令和 3 (2021) 年 9 月	フランス・グルノーブル・アルプ大学と学術交流協定を締結

2. 本学の現況

・ 大学名

横浜薬科大学

・ 所在地

〒245-0066 神奈川県横浜市戸塚区俣野町字東原 601-1

・ 学部構成

薬学部 健康薬学科（6年制）
 漢方薬学科（6年制）
 臨床薬学科（6年制）
 薬科学科（4年制）
 大学院薬学研究科 薬科学専攻博士前期課程（2年）
 薬科学専攻博士後期課程（3年）
 薬学専攻博士課程（4年）

・ 学生数、教員数、職員数

令和4（2022）年度の募集定員は、薬学部6年制 健康薬学科 60人、漢方薬学科 120人、臨床薬学科 160人、4年制 薬科学科 30人、大学院薬学研究科 薬科学専攻博士前期課程 8人、博士後期課程 2人、薬学専攻博士課程 3人である。令和4（2022）年度の在籍者数は2,425人である。

学生数・教員数・職員数

令和4（2022）年5月1日現在

学部	学年	在籍学生 (人)	教員(人)			常勤 職員 (人)
			専任	助手	兼任	
健康薬学科	1年	81	18	0	0	55
	2年	70				
	3年	54				
	4年	60				
	5年	45				
	6年	70				
漢方薬学科	1年	139	20	0	0	55
	2年	133				
	3年	120				
	4年	137				
	5年	98				
	6年	150				

横浜薬科大学

臨床薬学科	1年	217	25	1		
	2年	197				
	3年	156				
	4年	174				
	5年	142				
	6年	208				
薬科学科	1年	39	8	0		
	2年	29				
	3年	37				
	4年	36				
大学全体			29	3		

・薬学部専任教員は100人（教授50人、准教授26人、講師16人、助教8人）である。

大学院	学年	在籍学生 (人)	研究指導教員	研究指導補助教員	兼任	
薬科学専攻 博士前期課程	1年	10	34	2	1	
	2年	10				
薬科学専攻 博士後期課程	1年	2	7	3	0	
	2年	1				
	3年					
薬学専攻 博士課程	1年	3	23	3	0	
	2年	1				
	3年	2				
	4年	4				

・学部の専任教員で大学院を兼担しているものを含む。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学園及び本学は、建学の精神の下に定められた「学校法人都築第一学園寄附行為」並びに「学則」及び「横浜薬科大学大学院 学則（以下「大学院学則」という。）」に目的を簡潔に文書化して明確にしている。これらの具体的内容は以下のとおりである。

「学校法人都築第一学園寄附行為」第 3 条において、「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」と規定している【資料 1-1-1】。

また、目的及び使命は学則第 1 条に「本学は、日本国憲法、教育基本法、学校教育法の規定するところから従い、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念とし、広く知識を授けるとともに、深く薬学に関する学術を研究教授し、臨床に関わる実践的能力をもつ人間性豊かな薬剤師及び薬学の専門知識と技術を備えた医薬品開発関連等の研究者・技術者を育成することを目的とする。これにより、学術の深化と人類の福祉に貢献することを使命とする。」と明示している。学則第 3 条に、目的及び使命を達成するため、本学は「個の医療」を担う実力を備え、惻隱の心をもつ人材（薬剤師、研究者・技術者）の育成、幅広い専門知識に加えて、豊かな人間性と倫理観、国際感覚を兼ね備えた人材育成を目指し、学科ごとの教育目標を定めている【資料 1-1-2】。

さらに、大学院では大学院学則第 2 条に「本大学院は、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念とし、薬学の学術理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、深い学識及び卓越した能力を培い、もって、文化の進展に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。」と明示している。課程ごとの目的は第 4 条に示している【資料 1-1-3】。

このように使命・目的は大学及び大学院において、それぞれ具体的かつ明確にしている。

1-1-② 簡潔な文章化

使命・目的及び教育目的は、1-1-①に示したとおりであるが、「建学の精神と教育理念」は学内に掲示するとともに、教育理念の趣旨と概念に対するわかりやすい解説、教育目的及び学科ごとの教育目標等を添えて「建学の精神と教育理念 3つの方針（ポリシー）」というリーフレットを作成し【資料 1-1-4】、このリーフレットを学生・教職員に配布している。同様の内容はホームページにも掲載している【資料 1-1-5】。このように「建学の精神

と教育理念」を礎とした大学の使命・目的は、明確で簡潔かつ平易な文章で示されており、学生・教職員のみならず、学外の方々にもわかりやすく理解してもらえるように工夫している。

1-1-③ 個性・特色の明示

学則第1条に定める目的及び使命を達成するため学科ごとの「教育目標」を定め、学則第3条に次のように明示している【資料1-1-6】。

(1) 健康薬学科

個人のみならず社会の健康維持を常に意識し、薬食同源の知識をもって疾病の予防と健康の増進に努め、地域医療や国民のセルフメディケーションの推進に積極的な役割を果たすことができる薬剤師を育成する。

(2) 漢方薬学科

漢方の経験的な知見を理解し、「未病」の概念に基づいた健康サポートを実践するために漢方薬の活用ができ、現代医療において有用性が高まっている漢方薬に精通した薬剤師を育成する。

(3) 臨床薬学科

現代医療に関する教育を通じて、病棟において、疾患を理解した上での薬物治療に参加し、地域医療において在宅ケアに通じるなど、21世紀型のチーム医療に対応できる薬剤師を育成する。

(4) 薬科学科

生命科学を基盤とした創薬研究の専門知識と技術を備えて生理活性物質の創製研究に携わることで、薬学の発展に寄与するとともに、先端医療を支え人類の健康と福祉に貢献する薬科学研究者・技術者を育成する。

一方、大学院学則第2条に定める目的を達するため、大学院の課程ごとに目的を定め、大学院学則第4条に次のように明示している【資料1-1-7】。

(1) 博士前期課程

創薬学及び基礎薬学に関する精深な学識を有し、多様化する精密医療技術の進歩に則した新たな課題に継続的に取り組むとともに、基礎薬学的知識を応用した新医薬品および新医療技術を開発し評価できる、高度な薬学研究能力を有する人材を養成する。特に、伝統医療及び天然物、更に食品も含め、多くの情報を集積・分析することにより創薬や医療技術の開発に適用し、経験に基づきながらも斬新な発想ができる薬科学の研究者・技術者を育成する。

(2) 博士後期課程

創薬学及び基礎薬学に関する研究活動を自立して行い、多様化する精密医療における新たな課題に取り組むとともに、薬学的知識を応用した新医薬品および新医療技術を研究・開発し評価ができる、高度な薬学研究能力を有する人材を養成する。特に、伝統医療及び天然物、更に食品も含め、多くの情報を集積・分析することにより創薬や医療技術の開発に適用し、経験に基づきながらも斬新な発想ができる薬科学の科学者を育成する。

(3) 博士課程

医療薬学及び基礎薬学に関する研究活動を自立して行い、多様化する精密医療における

新たな課題に取り組むとともに、高齢化や少子化を背景とした地域医療における安全管理に基づく諸問題を解決できる、多角的かつ高度な医療薬学研究能力を有する人材を養成する。特に、個々の患者に施す最適な医療とその薬物療法及びかかりつけ薬剤師を基軸とした地域医療に関する基礎的・医療薬学的研究を推進できる薬剤師及び薬学の科学者を育成する。

1-1-①と1-1-②で前述したように、建学の精神とこれに基づく教育理念において本学の個性・特色を明示しており、かつ平易で簡潔な文章で表現されている。また、学則第3条に示す各学科の教育目標も具体的で明確なものとなっている。

1-1-④ 変化への対応

1-1-①で示した大学の使命・目的及び教育目的は社会情勢等に対応し、必要に応じ見直しを行っている。毎年度末に規程及びポリシーの見直しを自己点検・評価委員長及び学務課長から各部長、各学科長、各委員会委員長及び各課長に依頼している。その見直し等の視点は、「法令等の改正による新規制定や改正・修正はないか」、「現状の業務等にそぐわない規程の改正・修正はないか」、「慣例的に実施している業務で規程とする必要があるものはないか」である【資料 1-1-8】。

学則第1条に示す大学の目的及び使命の変更はないが、平成29(2017)年度末には使命・目的がより明確になるよう、また、社会の動向に対応して学則第3条を見直した【資料 1-1-9】。学科によって医療を取り巻く環境や社会の要望の変遷に相違はあるものの、どの学科の教育研究上の目的、教育目的も今日における薬剤師や薬科学研究者・技術者に期待される職務を十分遂行できる実力が涵養されるようになっている。

薬学教育モデル・コアカリキュラムに従った6年制薬学教育カリキュラムの改訂、教職課程の再課程認定等、行政及び社会環境の変化等には、随時適切に対応している。また、高度医療人や薬学分野の研究者として活躍する人材の育成は極めて重要な課題である。薬学系人材養成を発展・充実させていくという社会の要望を踏まえ、薬学の学術理論及び応用を深く探求する学生を輩出するために、平成31(2019)年4月に大学院(薬学専攻博士課程と薬科学専攻修士課程)を設置した。

4年制薬科学科は、社会情勢の変化を踏まえ、幅広い薬学の基礎知識と創薬に関する知識を併せもつ人材の育成という社会の要望に応じており、医薬品や健康食品との正しい接し方が指導できる教員を目指す教職課程も有している【資料 1-1-10】。さらに、大学院の設置により、薬学の学術理論及び応用をより深く研究教授しうる能力が培われている。

(3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

今後も、法令改正や地域・社会情勢の変化を注視し、さまざまな要望に対応できるよう随時見直しを行い建学の精神を堅持しながら、使命・目的達成のため、中長期的に将来を見据えた大学改革を図り、一貫した教育内容の充実を図っていく。

エビデンス・資料集

【資料 1-1-1】 都築第一学園寄附行為 第3条 【資料 F-1】と同じ

- 【資料 1-1-2】 横浜薬科大学 学則 第 1 条、第 3 条 【資料 F-3】と同じ
- 【資料 1-1-3】 横浜薬科大学大学院 学則 第 2 条、第 4 条 【資料 F-3】と同じ
- 【資料 1-1-4】 リーフレット「建学の精神と教育理念 3つの方針（ポリシー）」
【学部】・【大学院】 【資料 F-13】と同じ
- 【資料 1-1-5】 大学ホームページ（大学の3つの方針、大学院薬学研究科）
<https://hamayaku.ac.jp/about/policies/>
https://hamayaku.ac.jp/academics/graduate_yakugaku/
- 【資料 1-1-6】 横浜薬科大学 学則 第 3 条 【資料 F-3】と同じ
- 【資料 1-1-7】 横浜薬科大学大学院 学則 第 2 条、第 4 条 【資料 F-3】と同じ
- 【資料 1-1-8】 「年度末における規程見直し依頼について」（e-mail）
- 【資料 1-1-9】 教授会議事録（平成 30 年 2 月 21 日）
- 【資料 1-1-10】 大学ホームページ（薬科学科 教職課程）
<https://hamayaku.ac.jp/academics/pharmacy/course/>

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-1-①で示した大学の使命・目的、教育目的並びに教育目標の策定及び改定にあたっては、学部・各学科、研究科・各専攻で意見の集約を行い、教授会・研究科委員会の意見を聴いて学長が決定し、理事会及び評議員会で承認を受ける過程を経ており、役員及び教職員が関与・参画する仕組みとなっている。博士後期課程の設置届出を例にとると、教員及び職員からなる博士後期課程設置準備室を立上げ、準備室が検討した設置の趣旨等を記載した書類や学則等規程類等を研究科委員会で逐次審議し、学長が決定している【資料 1-2-1】。設置届出の意思決定をする段階及び設置の届出をする段階において、理事会及び評議員会が内容を確認し承認している【資料 1-2-2】。

1-2-② 学内外への周知

建学の精神に基づいた使命・目的及び教育目的を記載したリーフレットを教職員、学生に配布【資料 1-2-3】するとともに、ホームページで広く社会に公開している【資料 1-2-4】。また、オープンキャンパスにおいても説明する機会を設けている。さらに、「建学の精神」は、構内の主要な場所（2箇所）に掲示している【資料 1-2-5】。

学部及び大学院における使命・目的及び教育目的は、学則第 1 条及び第 3 条、大学院学

則第2条及び第4条に明記され、これらは入学時のオリエンテーション、ガイダンス時に説明するとともに「学生便覧」に掲載している【資料1-2-6】【資料1-2-7】。

ホームページやリーフレットで情報を公開するとともに、オープンキャンパス（令和3（2021）年度にあつては、キャンパスラリー（新型コロナウイルス感染症防止に配慮し、来場型又はオンライン型による参加者と教職員のマンツーマンの構内案内及び受験相談イベント））における大学案内において、建学の精神、使命・目的について説明する機会を設けており、学内外への周知は図られている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

「建学の精神」に基づいた教育目的を達成するための現在の中期計画（2020～2024年）は、令和元（2019）年12月に作成された。計画の具現化のため、①大学を取り巻く環境と課題、②教育、③研究、④大学運営の項目を設定し、それぞれの項目について目標と重点施策を設定し、年度ごとの将来計画の策定に反映させている。これらの計画を具体化し、使命・目的及び教育目的を反映させるためには、社会環境の変化をリサーチし、現状に即した教育内容に転換していくことが不可欠と考えている【資料1-2-8】。令和3（2021）年度には、分野別認証評価の結果及び新型コロナウイルス感染症の拡大等による環境変化に伴い、中期計画の見直しを行った【資料1-2-9】。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

平成28（2016）年3月、中央教育審議会大学分科会大学教育部会は「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドラインを定めた。本学はこのガイドラインに沿って3つのポリシーを見直した。3つのポリシーが、建学の精神、使命・目的、教育目的等を反映した内容となっているか、自己点検・評価委員会、学科長会議、教授会の意見を聴いて学長が見直しを行い、理事会で承認を受け、平成28（2016）年度末に公表した【資料1-2-10】。6年制薬学科の見直したディプロマ・ポリシーが、文部科学省の求める「薬剤師として求められる基本的な資質」を反映していることを確認し、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの整合性を図った【資料1-2-11】。

平成27（2015）年に4年制薬科学科を設置、平成28（2016）年に教職課程を設置、さらに、平成31（2019）年度に大学院を設置したことに伴い、同学科並びに大学院研究科の「3つのポリシー」を作成し、公表している【資料1-2-12】。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

令和3（2021）年5月1日現在、教育研究上の基本組織は、教育目的を達成するため薬学部4学科（6年制の健康薬学科、漢方薬学科、臨床薬学科の3学科と4年制の薬科学科の1学科）及び大学院1研究科2専攻（薬学専攻、薬科学専攻）を設置しており、薬学を通して社会貢献することを使命とする大学の理念・目的に適合した構成となっている。大学全体に関わる附属施設として薬学教育センター及び実務実習センターを設置し、薬科学科内には教員養成を行う教職課程センターを設置している。さらに、学部及び大学院研究

科の教育研究を補完し、個性・特色を明確化するその他の附属施設として漢方漢薬調査研究センター、総合健康メディカル研究センター、創薬研究センター、薬品化学総合研究センターを設置している。このように、使命・目的及び教育目的は、教育研究組織の構成との整合性が図られている（図 1-2-1 横浜薬科大学教育研究組織図）。

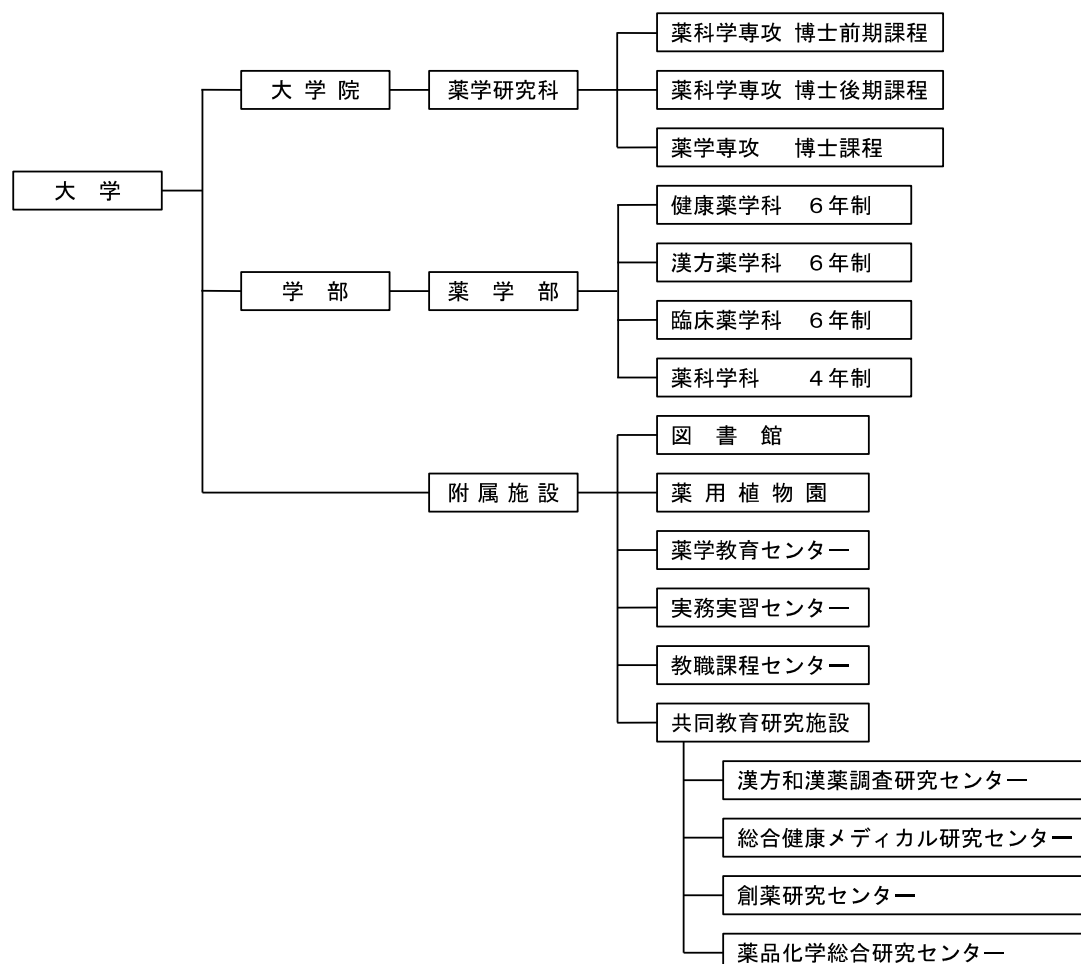


図 1-2-1 横浜薬科大学教育研究組織図

エビデンス・資料集

- 【資料 1-2-1】 大学院薬学研究科委員会議事録（抜粋）
- 【資料 1-2-2】 学校法人都築第一学園 理事会（令和元年7月9日、令和2年3月7日）議案
- 【資料 1-2-3】 リーフレット「建学の精神と教育理念 3つの方針（ポリシー）」【学部】・【大学院】 【資料 F-13】と同じ
- 【資料 1-2-4】 大学ホームページ（大学の3つの方針、大学院薬学研究科）【資料 1-1-5】と同じ
<https://hamayaku.ac.jp/about/policies/>
https://hamayaku.ac.jp/academics/graduate_yakugaku/
- 【資料 1-2-5】 「建学の精神」の掲示（学内写真）

- 【資料 1-2-6】 ガイダンス資料
- 【資料 1-2-7】 学生便覧（第2 教育課程） 【資料 F-5】 と同じ
- 【資料 1-2-8】 中期計画（令和元年度）
- 【資料 1-2-9】 中期計画（令和3年度）
- 【資料 1-2-10】 大学の3つの方針（平成28年度版）
- 【資料 1-2-11】 横浜薬科大学薬学部 3つの方針 新旧対照表（2017年3月）
- 【資料 1-2-12】 大学ホームページ（大学の3つの方針、大学院薬学研究科）
【資料 1-1-5】 と同じ
<https://hamayaku.ac.jp/about/policies/>
https://hamayaku.ac.jp/academics/graduate_yakugaku/

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も社会の変化を踏まえつつ、3つのポリシー及び中期計画の見直しを通して、学部及び大学院に課せられた使命・目的及び教育目的を達成できるよう、更なる教育研究活動の充実に取り組んでいく。

【基準1の自己評価】

本学において、建学の精神をもとに、使命・目的及び各学科、各専攻の教育目標等については、具体的かつ明確に学則に定められている。さらに、社会の変化をとらえながら、使命・目的及び教育目的を反映させていくようなシステムが構築できている。役員及び教職員が関与・参加する仕組みとなっており、教育研究組織と支援体制が合理的に構成されていると判断する。

また、これら使命・目的及び教育目標は、中期計画及び3つのポリシーに反映されている。本学の薬学に関する教育研究の基本的姿勢は明確な文章によって表現され、学内外への周知も適切に行われていると評価する。

以上のことから、基準1は満たしていると判断できる。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

6年制薬学科、4年制薬科学科、薬学専攻博士課程、薬科学専攻博士前期課程、薬科学専攻博士後期課程では、教育目的及びディプロマ・ポリシーに示された薬剤師、研究者・技術者に到達できるようカリキュラム・ポリシーを策定した。アドミッション・ポリシーは、カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を履修できる学力・資質・意欲をもつ入学者を選抜できるよう策定している【資料 2-1-1】。

アドミッション・ポリシーはホームページで公開【資料 2-1-2】するとともに、アドミッション・ポリシーが明示されたリーフレット【資料 2-1-3】、学生募集要項【資料 2-1-4】、入試説明会資料【資料 2-1-5】等を使用して、以下に示す広報活動を通じて周知している。

- 1) 学生募集要項を、関東を中心として多数の高校に配布している。
- 2) 学生募集要項を、全国の資料請求者に配布している。
- 3) 教職員が高校・予備校・学習塾を訪問し説明している【資料 2-1-6】。
- 4) 新型コロナウイルス感染予防のため、従来の形ではなくラリー形式のオープンキャンパス（年 13 回）や入試説明会（年 12 回）を来場型とオンライン型の併用で開催し、また、高校等への出張授業の冒頭や、会場ブース形式で行われる進学相談会を通じて中高生や保護者、高校教諭に説明している【資料 2-1-7】。
- 5) 大学見学希望者を随時受け入れ、教育の特徴等を説明している。
- 6) 高校と教育交流協定を結び、模擬講義・実習、薬剤師体験実習を通じて説明している【資料 2-1-8】。

以上のことから、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーが定められ、適切に周知されている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者選考については、「入学者選考に関する規程」に定められており、入学者選考委員会における結果を教授会の意見を聴いて学長が入学を許可している。令和 4（2022）年度入学者に行った各入学試験区分における基礎学力の評価方法と面接試験の内容を表 2-1-1 に示す【資料 2-1-9】。

表 2-1-1 令和 4 (2022) 年度入学者試験区分と選抜方法

入学試験区分		選抜方法
一般選抜		薬学教育の基礎として必要な化学を必須科目とし、数学、外国語、生物から 1 科目選択し、学力試験により選抜している。
特待生チャレンジ選抜		
大学入学共通テスト利用選抜		大学入学共通テストの結果を利用する入試制度で、化学を必須科目とし、数学、外国語、生物から 1 科目選択し、成績に基づき、選抜している。
一般プラス選抜		薬学教育の基礎として化学を必須科目とし、数学、外国語、生物から 1 科目選択する学科試験と、面接試験により総合的に評価して選抜している。
学校推薦型選抜	指定校推薦	薬剤師及び薬科学研究者・技術者になることを強く希望する全国の高校生を対象とした推薦制度である。指定校に対し推薦基準を設定し、学校長の推薦に基づき、小論文、面接試験により選抜している。
	公募推薦	学校長の推薦に基づき、面接、基礎学力テストにより総合的に評価して選抜している。
総合型選抜	AO・地元枠	調査書・自己紹介書・自己アピール文、地元枠は左記に加えクラス担任評価表による書類選考と、小論文、基礎学力検査、面接試験により総合的に評価して合格者を決定している。
	社会人	満 23 歳以上の者であり、かつ 1 年以上の社会人として職務経験を有する者を対象としている。小論文、基礎能力検査、面接試験により総合的に評価して選抜している。

いずれの入試制度においても、入試問題は、学内の入学試験委員会の出題担当が作成、合否判定は、入試広報課が判定資料を作成、入学者選考委員会で審議し、教授会の意見を聴いて学長が決定していることから、各入試区分において適切に選抜している【資料 2-1-10】。

入学試験委員会が、試験区分や試験科目、問題の難易度や適正さについて見直し、令和 4 (2022) 年度の問題作成に反映させるようにしている。入試区分、選抜方針の改定等の入試制度に関する重要事項は、入学試験委員会で審議し、教授会の意見を聴いて学長が決定している。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者を選抜するため、調査書に加えて学校推薦型の指定校を除く入学試験に理科「化学」の科目を取り入れている。一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜では「化学基礎・化学」を必須、総合型選抜の AO・地元枠及び学校推薦型選抜の公募では「化学基礎・化学」の基礎学力検査、総合型選抜の社会人では基礎能力検査により基礎的な学力及び能力を確認している【資料 2-1-11】。

令和 4 (2022) 年度入試においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会情勢を鑑み、学校推薦型選抜（指定校）をオンラインで受験できる体制を整備した。また、入

試当日に体調不良等で受験できなかった受験生に対し別日程で振替受験を可能とする方策をとった。

総合型選抜の AO・地元枠・社会人、学校推薦型選抜などにおいて、個別面接試験を設けている。面接時には建学の精神に加え、6年制薬学科では薬剤師志望の動機、薬剤師になることの難しさの理解度など、4年制薬科学科では薬科学研究者・技術者としての心構えなど、アドミッション・ポリシーに基づく視点で評価を行っている。審査で大きな差が生じないように個別面接は二人の面接官で行い、評価の標準化を図っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学部入学定員は370人、大学院入学定員は13人である。平成29(2017)年度より、教育を行う環境の確保のため、「転科合格制度」「補欠制度」を導入し、入学定員を守るよう細心の注意を払っている。平成30(2018)年度～令和4(2022)年度の学科別入学者と定員充足率の状況を表2-1-2に示す。

表 2-1-2 平成30(2018)年度～令和4(2022)年度の学科別入学者と定員充足率の状況

学科／課程	入学定員	入学者(人)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		定員充足率					
健康薬学科	60	入学者(人)	68	65	63	60	70
		定員充足率	1.13	1.08	1.05	1.00	1.17
漢方薬学科	120	入学者(人)	137	129	131	121	120
		定員充足率	1.14	1.08	1.09	1.01	1.00
臨床薬学科	160	入学者(人)	183	172	177	174	183
		定員充足率	1.14	1.08	1.11	1.09	1.14
薬科学科	30	入学者(人)	33	32	30	28	34
		定員充足率	1.10	1.07	1.00	0.93	1.13
薬科学専攻博士前期課程	8	入学者(人)		5	9	9	10
薬科学専攻博士後期課程	2	入学者(人)				1	2
薬学専攻博士課程	3	入学者(人)		5	2	1	3
		定員充足率		0.91	1.00	0.85	1.15

以上、過去5年にわたる入試選抜は、入学定員に沿って適切に行われており、教育を行う環境は確保されている。

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

医療に貢献できる薬剤師及び薬科学研究者・技術者を育成・輩出することが本学の社会的使命であることから、より質の高い入学者の確保に努めるため、入試広報活動の充実を図る。学校推薦型指定校入試では出願者に薬学を学ぶために必要な基礎学力が十分に備わっているか見極めることが重要であり、指定校に本学のアドミッション・ポリシーを明確に伝えていく。また、総合型選抜や一般選抜等においても、優秀な人材を確保できるよう、学力の3要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」

を中心に、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定し、志願者の状況を注視しながら引き続き入学者の質を確保する方法を検討する。

県内で開催される「私学・私塾フェア」等の進学イベントに継続的に参加し、薬剤師体験実習や理科実験を通して、積極的に若年層とその保護者へ、薬学の魅力及び本学の「教育理念、教育目標」を周知する。高大連携校との教育研究の機会に注力する。

エビデンス・資料集

【資料 2-1-1】 リーフレット「建学の精神と教育理念 3つの方針（ポリシー）」【学部】・【大学院】 【資料 F-13】 と同じ

【資料 2-1-2】 大学ホームページ（大学の3つの方針、大学院薬学研究科）
【資料 1-1-5】 と同じ

<https://hamayaku.ac.jp/about/policies/>

https://hamayaku.ac.jp/academics/graduate_yakugaku/

【資料 2-1-3】 リーフレット「建学の精神と教育理念 3つの方針（ポリシー）」【学部】・【大学院】 【資料 F-13】 と同じ

【資料 2-1-4】 学生募集要項 【資料 F-4】 と同じ

【資料 2-1-5】 入試説明会資料

【資料 2-1-6】 広報依頼文書

【資料 2-1-7】 2021年度キャンパスラリー日程、入試説明会の日程及びキャンパスラリー概要図

【資料 2-1-8】 高大連携協定校に関する資料

【資料 2-1-9】 入試ガイド2022 【資料 F-4】 と同じ

【資料 2-1-10】 入試判定資料

【資料 2-1-11】 学生募集要項 【資料 F-4】 と同じ

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生への学修支援は、全教職員が一丸となっていて行っているが、とりわけ、指導担任あるいは配属研究室の担当者、薬学教育センターの教員と教務課、学生課及びキャリアセンターの職員は情報を共有しつつ連携して行っている。全ての委員会は教員と職員で組織されており【資料 2-2-1】、特に学生との接触頻度の高い教務委員会・学生委員会等は、課長が委員に指定されており、教職協働で、学内運営にあたる体制が整備されている【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】。

教務委員会は、大学の教育方針に沿って期ごとの計画や実施体制を立案し、計画の実施

状況を検討し、浮かび上がった課題へ対応するため、概ね月 1 回開催している。学生委員会は、概ね 2 ヶ月に 1 回開催し、学生支援、学生指導等に関する全般事項の審議を行い、指導担任や学生課を通じて学生に対する支援を行っている。

新入生オリエンテーションは、大学生としての自覚を促し、充実した学生生活を過ごせるように、入学後速やかに行っている。教務委員会、学生委員会、図書委員会等から、履修登録・大学生の学修に関すること、大学生活に関すること、図書館や学生相談室などの利用方法を説明している。在学生には、学年別のガイダンスで新学年への心構えと注意事項を指導している【資料 2-2-4】。また、新入生へメールアドレスと HAMAYAKU e-Learning ID を付与し、指導担任教員名・メールアドレスとともに配付し、学修支援体制を整備している【資料 2-2-5】。

本学では、講師以上の各教員が 1～4 年次に在籍する各学年の学生 7 人程度を受け持つ「指導担任制」を設けている。各学生には、研究室配属までの間は、原則として同一の教員が指導担任となる。指導担任は、個人面談などにより、学生の教学上及び生活上の問題の早期発見、早期対応を心掛けている。学生の状況把握に基づく情報は、関係する教職員間で共有し、細部まで行き届いた対応が可能となるように配慮している。また、指導担任は学生個々の面談表を作成し、指導の記録を残すようにして必要に応じ教員間で情報共有を図っている【資料 2-2-6】。

不得意な科目をもつ学生に対する学修支援の場として、薬学教育センターに、教授 6 人、准教授 1 人、高校教員経験者 2 人を含む講師 5 人、助教 4 人及び本学卒業生である助手 3 人を含む計 19 人を配置して、教養科目のみならず専門科目について個々の学生に対応した丁寧な学修支援を行っている。方法としては、薬学教育センターでの対面、オンラインによる対応、質問専用メールアドレスによる対応など、幅広い対応を実施している【資料 2-2-7】。

令和 3（2021）年度 4 月に、新入生を対象にしたプレイスメントテストを例年通り実施し【資料 2-2-8】、今年度は初めての試みとして、4 月に 2 年生から 4 年生を対象に下位学年で学修した主要科目の内容の到達度確認試験を行った【資料 2-2-9】。これらの結果を基に指導担任の面談や個人指導の資料とした。また、1 年生後期には前期の試験結果にて成績の振るわない学生に対し、基本的な内容から科目に関連する内容までのオンライン演習を段階的に実施した【資料 2-2-10】。

卒業延期となった学生（以下「卒延生」という。）については、4 月から 8 月上旬までの前期 4 ヶ月間、6 年生とは別の日程で前期演習講義を受ける。この学生に対する前期演習は、学力向上、モチベーションの維持が目的である【資料 2-2-11】【資料 2-2-12】。なお、令和 3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染の予防に努めながら、対面での講義と確認演習を実施し、同時にオンラインでも講義動画を配信した。また、4 月から 9 月までオンラインにて薬学総合演習の問題を配信した。

このように本学では、教員と職員が連携して学生の資質向上を図っており、大学入学時から卒業に至るまでの学修支援体制が整っている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学は、あらゆる受験生に機会の均等を保障するために、受験資格に心身に関する条件

を定めていない。出願時に健康診断書の提出を求めておらず、入学試験募集要項には、受験時に特別な配慮を必要とする場合は事前に申し出る旨を記載している。申し出があった受験生に対しては、必要に応じて介助者を同行させたり、別室受験を実施したりするなどの対応をとっている【資料 2-2-13】。

入学時に提出する「健康調査票」には、履修上の配慮が必要な場合や気を付けて欲しいことなどがある場合について記載する欄を設けている。必要に応じて、学生課医務室看護師が保護者から学生の状況や要望を聞き取り、教務委員会、学生委員会、指導担任と保護者が連携して、学生が安心して勉学に励むことができるよう充実した支援体制をとっている【資料 2-2-14】【資料 2-2-15】。

本学の大学院は1研究科2専攻であり、設置後日が浅く、在籍学生数が33人と少ないことから、TA制度の導入には至っていない。その代わりに、薬学教育センターでの教員による教育活動に加えて、学生どうしによる「学内個人指導制度」を導入している【資料 2-2-16】。学修支援を希望あるいは必要とする学生には、時として上級学年の学生から実際の授業に関する学修方法を教えてもらったり、アドバイスをされることが学修意欲及び学力の向上に役立っている。他方、上級学年の学生にとっては、教えることで知識が深まる。この制度は、従来教員の立ち会いのもと、教育センター内で実施していたが、新型コロナウイルス感染症のまん延下においては、オンラインで実施している。また、本制度実施に関しては、ガイドラインを設けてトラブルを防いでいる【資料 2-2-17】【資料 2-2-18】。

授業担当教員は、シラバスに「オフィスアワー」を明記し、講義内容についての疑問や分からない点等の相談を受け付けており、学生とのコミュニケーション強化と学生の自主的な学修を促すための支援を行っている。多くの教員はオフィスアワーに関わらず学生の質問に対応しており、学生は学外からでもメールにより教員に相談することができる。また、「準備学習」、「学生へのメッセージ」及び「関連授業科目」の項目を設け、各科目で必要とする自己の予習復習の学修内容を明記するとともに授業担当者からも周知している【資料 2-2-19】。

平成27(2015)年4月に新入生を対象とした2泊3日の合宿研修(フレッシュマンセミナー)を「かるいざわグリーンヴィラ都築学園グループセミナーハウス」で開始した【資料 2-2-20】。この合宿研修では、新入生が2、3年次生を中心とした学生や同級生との交流により信頼関係を深め、繋がりを強化するとともに、教職員と接することで、学生どうしや教職員とのコミュニケーション、人間関係を広げるよい機会となっている。令和3(2021)年度は、昨年度と同じく新型コロナウイルス感染防止のために合宿を中止し、オンラインによるフレッシュマンセミナーを実施した【資料 2-2-21】。

留年・退学問題に対して退学防止委員会及びその下部組織である留年・退学防止ワーキンググループ(WG)を立ち上げ、詳細な分析と対策を議論してきた。退学者の退学理由について分析をしてみたところ、①進路変更②成績不振③体調不良④経済的理由に集約されることが見いだされた【資料 2-2-22】。成績不振を理由とする退学者が多いことから、全ての学力試験の入学試験に化学の試験を必須とした。留年・退学者はセンター方式(共通テスト)や一般入試と比較して指定校推薦・AO入試入学者に多く、入試において、指定校推薦入試では評定平均値を上げるとともに、早期合格者に対して合格以降の継続した学修を促すため、学力試験である「ブラッシュアップ試験」の受験を勧めている。また、

推薦・AO 入試合格者には、入学前教育、スクーリング等の充実を図っている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

新入生に対しては、入学者どうしで互いに意見交換するグループワークや本学の卒業生、上級生、教職員と懇談する機会を設け、入学直後から薬学を修めるのに必要なモチベーションを涵養する。

2年生から4年生に対しては、到達度確認試験を継続実施し、データの蓄積及び解析を行うことで、学生指導の資料とする。また、1年生に実施した段階的な演習を他学年にも広げることで、学生の学修支援を図る。加えて、学生意識調査アンケートを継続的に実施し、それを解析することにより学修支援へのフィードバック体制を整える。指導担任に関しては、メール対応、面談などで随時学生の相談に乗っているが、指導担任記録簿として記録保管し、年度末には学生課へ提出し、IR室にて保管する。退職や研究室配属等で在学中に指導担任が変更となった際にも、学生支援を引き継ぐ。

卒延生に対して、引き続き指導担任が随時面談し、学修、生活面で積極的にサポートする。さらに、現役の6年次とは別の講義日程を組み、学力向上を目指す。特に不得意な科目あるいは特定の内容については、担当教員が該当学生を集め、補習等を実施する。

エビデンス・資料集

- 【資料 2-2-1】 学内委員会組織表
- 【資料 2-2-2】 教務委員会運営規程
- 【資料 2-2-3】 学生委員会運営規程
- 【資料 2-2-4】 ガイダンス日程及び式次第
- 【資料 2-2-5】 学籍番号、大学メールアドレス、学生用 Wi-Fi、e-Learning 及び指導担任教員のお知らせ
- 【資料 2-2-6】 学生指導記録簿（一例）
- 【資料 2-2-7】 大学ホームページ（薬学教育センター）
<https://www.hamayaku.ac.jp/research/center/>
- 【資料 2-2-8】 プレイメントテストについて
- 【資料 2-2-9】 到達度確認試験の案内
- 【資料 2-2-10】 「試験に役立つベースアップドリル」とその実施状況の説明
- 【資料 2-2-11】 令和3年度 卒業延期生 講義日程
- 【資料 2-2-12】 卒業延期生ガイダンスの実施について
- 【資料 2-2-13】 学生募集要項（抜粋） 【資料 F-4】 と同じ
- 【資料 2-2-14】 健康調査票
- 【資料 2-2-15】 学生身上書
- 【資料 2-2-16】 学内個人指導の大まかな流れ
- 【資料 2-2-17】 指導者約款
- 【資料 2-2-18】 受講者約款
- 【資料 2-2-19】 特定科目のシラバスのページ（例示） 【資料 F-12】 と同じ
- 【資料 2-2-20】 （参考）平成31年度・令和元年度フレッシュマンセミナーしおり

【資料 2-2-21】 フレッシュマンセミナーオンラインについて

【資料 2-2-22】 教授会資料（抜粋） 令和 2 年度 月別・年度生別 退学者数

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

学生一人ひとりの個性を尊重した就職指導が行えるように、就職指導は、学生の研究室の指導教員があたることとし、厚生委員会及びキャリアセンターは指導教員による就職指導に協力し、学生を支援する体制を整えている。厚生委員会、キャリアセンター及び指導教員が一体となって学生の就職支援活動を行っている【資料 2-3-1】。

厚生委員会は、教員 14 人及び職員 7 人により構成されており、主にキャリア支援事業を企画・立案し、就職指導に関する事項を審議し決定している。また、厚生委員会は同窓会担当、企業就職担当、公務員就職担当、病院・調剤薬局・ドラッグストア就職担当、登録販売者講習担当、学生相談担当、教職就職担当及び英語担当の 8 つの担当を設け、それぞれ学生の要望に対応して就職先確保のための情報の収集及び提供を行っている【資料 2-3-2】。

厚生委員会を、年 2 回開催した。インターンシップ、キャリア支援プログラム及び就職状況などの情報共有及び登録販売者講習などの就職支援体制の向上等について協議している【資料 2-3-3】。

キャリアセンターは、学生の自律的な就職活動を支援するために、学生一人ひとりと向き合い、個性に合わせた就職サポートをすることを目的に、平成 22（2010）年 11 月に開設された。厚生委員会との綿密な連携を中心に、厚生委員会の決定事項に従って就職支援活動を遂行している。キャリアセンターは、厚生委員会委員長がセンター長を兼務している。キャリアセンターでは月に 2 回教員 3 人（厚生部長・厚生副部長〈企業就職担当〉・厚生部長補佐〈同窓会担当〉）及び常勤職員 5 人の計 8 名で構成される定例会を開催し、学生の就職意欲の向上、学生の個性・特色に応じたキャリア支援の取組みについて熱心な議論を行っている【資料 2-3-4】。

キャリアセンターは学生に対して、主として以下に示す支援を実施している。

- 1) キャリアセンターの利用案内をホームページ上に公開している【資料 2-3-5】。
- 2) ホームページには進路支援システムがあり、学生は企業や薬局、病院などの新しい求人情報等に学内外から 24 時間どこからでもアクセスすることを可能にしている【資料 2-3-6】。
- 3) 定期的に発信するメールマガジン等により就職関連情報を提供している。5 年生（薬科学科は 3 年生）に対しては主にインターンシップ情報を、6 年生（薬科学科は 4 年生）に対しては主に就職情報を、低学年に対しては主に就職を啓蒙する情報を提供している【資料 2-3-7】。

- 4) 5年生(薬科学科は3年生)に厚生委員会が編集した「就職ガイドブック」を配付し、就職活動の準備をわかりやすく説明している【資料 2-3-8】。
- 5) 就職活動意識及び職業意識の啓発のために、キャリア支援プログラムを構成し、継続的な各種ガイダンス及び就職セミナーを開催している。就職ガイダンスを年 2 回、5 月～12 月にかけて「病院・薬局の企業説明動画配信」、「業界理解セミナー」、「業界研究講座」、「病院研究講座」を年各 1 回、スタートアップガイダンスを 6 年制の 5 年生対象に 2 回、4 年制の 3 年生対象に 2 回、6 年制の 4 年生対象に 2 回及び 4 年制の 2 年生対象に 3 回、「着こなしマナー講座」、女子学生限定の「メイクアップセミナー」、6 年制の 5 年生及び 4 年制の 3 年生対象に「選考対策講座」を Zoom 形式開催及びオンライン動画配信により開催した。また、例年はインターンシップの推進のために、年 2 回春と秋に学内にインターンシップ相談窓口を設けて、学生がインターンシップに参加しやすい環境を提供してきたが、令和 3 (2021) 年度はメールマガジンにより適宜インターンシップ情報を該当する学年別に発信した【資料 2-3-9】。
また、11 月には、映画監督の田中光敏氏及び文化放送の竹内靖夫アナウンサーを招聘して、「いのちを支え守るといふ誇りと寄り添いの心を」をテーマに「進路啓発セミナー」(【第一部】バンブー竹内の聴くクスリ、【第二部】協賛企業 6 社に勤める先輩薬剤師によるトークセッション)を行った【資料 2-3-10】。
- 6) 3 月には支援会社の協力を得て 138 団体が参加する「WEB 合同企業説明会」を開催し、120 人の学生が参加した【資料 2-3-11】。
- 7) キャリアセンターでは、個別相談を対面、オンライン、メール及び電話にて対応している。低学年では、将来の進路に関する相談、5 年(薬科学科 3 年)次以降の高学年では履歴書添削、自己分析、模擬面接やインターンシップに関する相談が多い【資料 2-3-12】。

(3) 2-3 の改善・向上方策(将来計画)

令和 2 (2020) 年度から拡大した新型コロナウイルス感染症に対応することが当面の課題である。相談業務、ガイダンス、セミナーのいずれも対面式での実施が困難となることを考慮し、それに代わる就職支援活動として、以下を計画・推進中である。

- ・ キャリア支援プログラムの整備(学年ごとの年間スケジュールの構築)
- ・ 6 年制薬学科、4 年制薬科学科の特性に合わせたキャリア支援プログラムの差別化
- ・ メールマガジンによる就活情報の提供数の増便
- ・ キャリアセンターで対面相談や面接練習を可能にするための感染症対策としてパーテーションの設置
- ・ オンライン合同企業説明会の継続した開催
- ・ 自動アルコール噴霧器の設置

これらの取組みは今回限りではなく、改善を加えつつ令和 4 (2022) 年度も継続する必要がある。また、もし新型コロナウイルス感染症が収束したとしても、例えば採用面接はオンラインと対面が併用されるなど、旧来の就職活動とは変容する可能性が高い。より効果的なキャリア支援活動のためには、このような社会情勢を注意深く分析しつつ、現在開始した、オンラインを取り入れた支援活動の検証と最適化を継続する。

エビデンス・資料集

- 【資料 2-3-1】 就職支援体制
- 【資料 2-3-2】 令和 3 年度厚生委員（名前、アドレス）
- 【資料 2-3-3】 令和 3 年度厚生委員会議事録（2 回開催）
- 【資料 2-3-4】 定例会議事録（令和 3 年 9 月 24 日）
- 【資料 2-3-5】 大学ホームページ（キャリアセンター利用案内）
<https://www.hamayaku.ac.jp/currentstudent/careerInfo/>
- 【資料 2-3-6】 大学ホームページ（進路支援システム）
<https://hamayaku.tsuzuki.ac.jp/gakusei/>
- 【資料 2-3-7】 メールマガジン（就職関連情報）（一例）
- 【資料 2-3-8】 横浜薬科大学 2022 就職ガイドブック
- 【資料 2-3-9】 キャリア支援プログラム
- 【資料 2-3-10】 進路啓発セミナー
- 【資料 2-3-11】 令和 4 年 3 月 WEB 合同企業説明会
- 【資料 2-3-12】 キャリアセンター利用状況

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生が有意義な学生生活を送るため、学生委員会及び学生課が種々の活動（生活指導・支援、課外活動支援）を行っている【資料 2-4-1】。

本学は、全学生にメールアドレスを付与し、大学と連絡が取れる体制を整えている。本体制では、講師以上の教員が各学年 7 人程度の学生を指導担任として受け持ち、教員と学生とのコミュニケーションを図り学修と学生生活を支援している【資料 2-4-2】。研究室配属後は、配属された研究室の教員が指導担任となり、卒業研究のみならず、学生生活、実務実習、就職活動及び薬剤師国家試験対策等の総合的指導を行っている。

学生の保護者に対しては、入学案内及びホームページで問い合わせ先を知らせるとともに、大学からは成績通知、横浜薬科大学後援会が定期総会（5 月開催）を案内する際に同封した大学の報告文書及び横浜薬科大学後援会だより（8 月）への大学の寄稿などで保護者との連携を図っている【資料 2-4-3】【資料 2-4-4】。保護者の電話での意見や要望は、個々に相談に応じているほか、横浜薬科大学後援会総会時に直接伺うようにしているが、令和 3（2021）年度は新型コロナウイルス感染防止のため書面総会となったため、保護者から直接意見を聞く機会はなかった。

本学は、最寄りの各駅より路線バスで約 20 分の場所に位置しているが、必ずしも講義の時間に合わせて運行されていないため、無料のスクールバスで送迎している【資料 2-4-5】。自転車や原動機付自転車で通学する学生もいるため、大学の敷地に、約 100 台の自転車及

び約 60 台の原動機付自転車が駐輪できるスペースを有している。また、駐輪のルールやマナーの教育を学生委員会及び学生課が行っている【資料 2-4-6】。

大学構内では全面禁煙としている。ホームページで知らせるとともに、前期及び後期のガイダンスにおいて、大学構内における全面禁煙を徹底し、受動喫煙を含めて喫煙の健康被害に対して危機感をもつよう指導を行っている。薬学部の特性に鑑み、特に薬物乱用の危険性や社会影響を深く認識するための学内掲示や薬物乱用に精通した本学の教員による特別講義を行っている【資料 2-4-7】【資料 2-4-8】。

学内外の事故やトラブル、緊急時の対応のために、入学時のオリエンテーションにおいて、浜薬生のトラブル回避読本、大地震対応マニュアル（ポケット版）を配付指導している。また、学生便覧に事故等対応を記載し、ホームページに大地震対応マニュアルを掲載するとともに、防災避難訓練を計画的に実施する等、学生が臨機に対応できるよう努めている【資料 2-4-9】。

学生の保険については、全学生を被保険者として、「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」、「学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）」に加入し、正課中、実務実習中、課外活動中及び通学中の学生の傷害の医療費、賠償について保険金が支払われるようにしている。また、本人の病気等の保険金が支払われる任意加入の「学生総合保障制度保険（付帯学総）」を入学時に紹介している【資料 2-4-10】。

本学には、12 の部及び 33 の同好会があり、専任教員が顧問となり、相談や指導に当たっている。学生主導により設立された「濱薬仁会」は、部や同好会の運営の支援や新入生を対象とした大学生活を紹介する小冊子を作成、配付する等の活動を行っている【資料 2-4-11】。各部・同好会には部室を提供し、学内施設の使用の便宜を図っている【資料 2-4-12】。横浜薬科大学後援会が各部・同好会の活動費の一部を補助していたが、令和 3（2021）年度は活動を自粛したために補助していない。一方、学生の学会参加費用を一部補助している【資料 2-4-13】。

それぞれ活発に課外活動していたが、令和 2（2020）年度から令和 3（2021）年度前期は新型コロナウイルス感染防止のために、活動を自粛とした。令和 3（2021）年度後期から、感染拡大防止のガイドラインを遵守した上で徐々に活動を再開したが、まん延防止等重点措置が発出されたため再度活動を自粛とした。

学生の心身の健康維持のための施設として医務室と学生相談室を設置している。学外の医師 1 人に校医を委嘱するとともに、医師の資格をもつ専任教員 2 人及び常時医務室に 1 人又は 2 人在室する看護師が、緊急時に速やかに対応している。病院等の緊急時連絡表を作成し、病院での処置・対応を必要とする場合に備えている【資料 2-4-14】。令和 3（2021）年度の医務室の利用は、新型コロナウイルスの感染防止のための学内立ち入り制限の影響で、令和元（2019）年度に比して 236 人少ない 112 件であった【資料 2-4-15】。その他に新型コロナウイルス感染症の相談受けや聞き取りを 319 人に対し実施した。他方、学生相談室では、公認心理師が常駐し、メンタルケアを目的とした学生等のカウンセリングを実施している。医師、公認心理師、看護師及び専任教員で構成される学生相談員が、精神的な問題や人間関係の悩みを抱えている学生の相談に対応している。相談者のプライバシーを守り相談しやすい環境とするため、カウンセリングを行う学生相談室はほかの学生の目につきにくい図書館棟 10 階に、また、その他の相談対応には事務センター内の面談室を

使用している【資料 2-4-16】。カウンセリングは、従来からの対面、電話、メールの相談に、オンラインでの相談を追加した。令和 3 (2021) 年度のカウンセリングは、令和 2 (2020) 年度に比し 121 件多い 505 件であった【資料 2-4-17】。学生相談のポスターを学内に掲示、ホームページで知らせるとともに、学生便覧に掲載している【資料 2-4-18】。

年 1 回の定期健康診断を、年度の始めに全学生に対して学内で 4 回に分けて実施している。令和 3 (2021) 年度は、新型コロナウイルス感染防止と緊急事態宣言への対応のため、4~8 月、7 回に分けて実施した。学生への受診指導は、全学生への一斉メールにより周知し、学内での未受診者に対し学外での受診指導を行い、令和 3 (2021) 年度の受診人数は、2,270 人、受診率 93%であった【資料 2-4-19】。診断書に所見があった学生には、看護師が所見に応じた対応を行うよう個別に指導している【資料 2-4-20】【資料 2-4-21】。

奨学金に関する情報は、ホームページで知らせるとともに、入学前の案内や新学期開始直後のガイダンスにおいて説明するほか、適宜学生課窓口での相談及び電話相談に応じている。令和 2 (2020) 年度に開始された高等教育修学支援新制度については、機関要件の確認を受け、当該制度を希望する学生が対象学生になるよう相談に応じ事務手続きを行っている【資料 2-4-22】【資料 2-4-23】。

独自の奨学金制度（無利子の貸与型）として「浜薬修学支援貸与基金」を設置し、家庭の事情や災害などで修学が困難になった在 student や留年で経済的負担が増し退学を余儀なくされる在 student などの就学困難者への経済的支援を実施している【資料 2-4-24】。

文部科学省の「学生等の学びを継続するための給付金給付事業」や日本学生支援機構の「新型コロナウイルス感染症対策助成事業（「食」・「住」に対する支援）」などの学外の施策への参加による学生支援に努めている。

このように、本学における学生サービス（生活支援・課外活動支援・危機管理）、奨学金貸与などの経済的な支援を適切に行っている。さらに、ハラスメントを未然に防止する組織や施策、「医務室」及び「学生相談室」を活用した学生の心身に関する健康相談、カウンセリング並びに生活相談についても適切に行っている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生に対する指導担任を介した生活支援、学生サービスを知らせるメールシステム、ホームページは整備されているが、これらの制度を利用できない学生もいることから、必要な学生が支援等を受けられるようにインターネットをはじめとした ICT 技術を活用し、支援体制の充実に努めていく。

エデンス・資料集

- 【資料 2-4-1】 学生委員会運営規程 【資料 2-2-3】 と同じ
- 【資料 2-4-2】 学生指導担任 ガイドライン
- 【資料 2-4-3】 後援会案内 学園総長のご挨拶等
- 【資料 2-4-4】 後援会だより
- 【資料 2-4-5】 スクールバスの運行時刻表（例示）
- 【資料 2-4-6】 令和 3 年度ガイダンス資料（規則マナーの遵守、駐輪場使用時の注意）
- 【資料 2-4-7】 令和 3 年度ガイダンス資料（禁煙）

- 【資料 2-4-8】 令和3年度ガイダンス資料（危険ドラッグ）
- 【資料 2-4-9】 浜薬生のトラブル回避読本、大地震対応マニュアル
- 【資料 2-4-10】 「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」「学研災付帯学生生活総合保険」パンフレット
- 【資料 2-4-11】 浜薬 Life（「濱薬仁会」作成の小冊子）
- 【資料 2-4-12】 部室見取り図
- 【資料 2-4-13】 横浜薬科大学後援会支援金・補助金等基準
- 【資料 2-4-14】 緊急時連絡表
- 【資料 2-4-15】 令和3年度 医務室使用実績
- 【資料 2-4-16】 大学ホームページ（学生相談・カウンセリング）、ポスター
<https://www.hamayaku.ac.jp/currentstudent/studentInfo/>
- 【資料 2-4-17】 2021年度 カウンセリングにおける相談状況
- 【資料 2-4-18】 学生便覧（第3 学生生活 4. 保健 (3) 学生相談）
【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-4-19】 令和3年度 定期健康診断受診結果
- 【資料 2-4-20】 学生への再検診を促すメール
- 【資料 2-4-21】 再検査・精密検査依頼書兼結果報告書
- 【資料 2-4-22】 大学ホームページ（奨学金）
<https://www.hamayaku.ac.jp/studentlife/tuition/>
- 【資料 2-4-23】 学生便覧（第3 学生生活 2. 経済的なこと（奨学生制度））
【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-4-24】 浜薬修学支援貸与基金のご案内

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

（校地）

校地等面積は 71,742 m²である。その内訳は、校舎敷地 56,734 m²、運動場 2,251 m²、その他（薬草園等）12,757 m²である【資料 2-5-1】。

（校舎及び施設）

・校舎及び施設の主要なものは次のとおりである【資料 2-5-2】。

名 称	構 造
講義棟・研究実習棟	地上 4 階建
Leo Esaki 記念ホール	地上 1 階建
図書館棟	地上 21 階建
体育館	ドーム式
屋内テニスコート	ドーム式
動物実験施設	地上 1 階建
厚生棟	地下 1 階、地上 2 階建
事務棟	地上 1 階建
キャリアセンター	地上 1 階建
ドリームビル	地上 3 階建、2、3 階を使用

- ・校舎等の施設の内訳は次のとおりである。

施 設	数	内 訳
Leo Esaki 記念ホール	1	収容人員 487 人
講義棟・研究実習棟		
講義室	21	収容人員 400 人 2 室、300 人 4 室、200 人 5 室、160 人 6 室、70 人 2 室、50 人 2 室
多目的講義室	2	収容人員 78 人 1 室、62 人 1 室
実習室	9	収容人員 120 人 7 室
専門研究室	29	地学実習室 1 室 ¹⁾ 、無菌室 1 室
共同研究室	7	教員室、セミナー室、研究・実験室
情報処理・LL 教室	2	セミナー室、研究・実験室
模擬薬局	1	コンピュータ 240 台 (LL 機器対応 160 台)
図書館	1	調剤室、医薬品情報室
動物施設	1	図書、学術雑誌、視聴覚資料の所蔵
厚生棟	1	飼育室、ケージ洗浄・消毒室、動物処置室
ドリームビル	1	食堂、ロッカー室、クラブ部室、ローソン横浜薬科大学店、保全（守衛）室
		カフェテリア、自習室

1) B31b は講義室と地学実習室を兼ねている。

（施設の運営・管理）

施設整備は管理営繕課が行い、教員と連携しながら維持、管理に努めている。また、法令に基づく消防設備の点検については戸塚消防署に、電気設備・エレベーター設備・給排水衛生設備の保守・点検、廃棄物処理等の専門性が要求される業務は外部の専門業者に委託することにより、教育・研究活動を安全かつ円滑に行える環境の保持に万全を期している【資料 2-5-3】。

火災や地震等の緊急時に備え、学生を含めての避難訓練を年 1 回行っており、学内の安全管理に努めている。なお、全ての施設の耐震診断、耐震改修工事は完了しており、耐震

化率は 100%である【資料 2-5-4】。

防犯対策については、警備員が平日夜間と休日も常時駐在し、24 時間体制で警備している。外来者の入構管理、構内外の巡回のほか、機械警備や監視・防犯カメラによる監視等の防犯対策を講じている【資料 2-5-5】。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、令和 2 (2020) 年度には、講義研究実習棟入口に手指消毒用の手洗い場を設置するとともに、学生の動線上に検温用のサーマルカメラ・ディスプレイも合わせ設置した。さらに、各講義室の入口前の廊下に消毒用エタノールを配置し、食堂、自習室、事務センターのカウンターにはアクリル製の卓上シールドを設置し、飛沫感染防止策を講じた。令和 3 (2021) 年度には、次亜塩素酸ナトリウム除菌水用噴霧器を Leo Esaki 記念ホールや講義室に設置するとともに、図書館棟及び厚生棟学生食堂の空調を換気機能付きの空調に更新し、厚生棟地下の更衣ロッカー室、部室・同好会室には新たに換気機能付き空調を設置した。さらに、学生食堂の窓を開放型に改修し、学生が使用する施設の換気機能を改善した【資料 2-5-6】。これらの対策により新型コロナウイルス感染症の学内での感染は、確認されていない。

敷地内南端に位置する地上 21 階建ての図書館棟は昭和 40 (1965) 年に竣工した建物であり、平成 18 (2006) 年の開学時に改修し、1~8 階を図書館として、9~20 階は学長室・研究室等として、最上階 21 階の展望ラウンジは学生の談話室として使用している。令和元 (2019) 年 9 月及び 10 月の台風の影響も加わり施設の老朽化が進み、令和 3 (2021) 年から令和 5 (2023) 年にかけて、大屋根やバルコニー部などの改修工事を行っている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

(講義室など)

全ての講義室に映像・音響設備を設置している。なお、Leo Esaki 記念ホールは通常の講義のほかに、外部講師を招いての講演会や卒業教育、市民公開講座、各種式典などにも使用している。

(実習室など)

学生実習に使用される施設は、実習室 7 室 (物理系、化学系×2、生物系、薬剤学×2、衛生薬理)、地学実習室 1 室及び無菌室 1 室である。模擬薬局には、初回面談・服薬指導カウンター、調剤室、医薬品情報室、無菌室及びフィジカルアセスメント・シミュレータがあり、適切な規模の施設・設備を整備している【資料 2-5-7】。

(専門研究室)

専門研究室では、6 年制の 4~6 年次及び 4 年制の 3・4 年次の学生を分担して卒業研究の指導を行っている。指導教員の監督の下に、高度な分析機器等も使用しながら卒業研究を行っており、卒業研究に相応しい施設・設備が整備されている。専門研究室は、教員室、セミナー室、研究・実験室に分けられており、セミナー室は配属となった学生がセミナーや自習に使用している【資料 2-5-8】。

(共同研究室)

中央機器室は、各研究室が共同で利用する大型の機器を設置しており、学生の卒業研究、教員の研究に利用している【資料 2-5-9】。動物施設は、学生実習、卒業研究、教員の研究に必要な動物実験を行うために使用している【資料 2-5-10】。薬草園には温室があり、約

300 種類の薬用植物を栽培している【資料 2-5-11】。

(図書館)

図書館は、図書館棟の 1 階から 8 階に設置されている。閲覧席は各階に合計 399 席を有している【資料 2-5-12】。

図書及び学修資料については、学生・教職員からの図書購入希望調査やジャーナルの利用アンケートなどのデータに基づき、教育研究活動に必要な資料の構成を図書委員会で適宜協議し、順次整備を図っている。蔵書の多くは薬学生の学修に必要な自然科学系の図書であり、また、教員が講義で使用する教科書や指定参考書などをはじめとして、薬剤師国家試験対策に関する参考書や問題集も多数備えている【資料 2-5-13】。

現在の蔵書数は約 41,000 冊、その内訳は和書約 35,000 冊、洋書約 6,000 冊である。学術雑誌の総種類数は、国内誌 769 種類、外国誌 130 種類である。また、視聴覚資料の所蔵数は 629 点である。電子ジャーナルのタイトル数は 3,894 タイトルであり、学内の端末から検索・全文閲覧が可能となっている。一方、所蔵していない資料については、学外への学術文献複写・相互貸借システムにより迅速に対応している。図書館相互貸借サービスの料金は大学が負担しており、利用者は費用を心配することなく、学修や研究に必要な資料を入手することができる。

図書館の開館時間は通常、平日 9:00~19:30、土曜 9:00~17:00 であり、開館準備中でも図書館を利用できる早朝開館(8:00 開館)のサービスを実施している【資料 2-5-14】。

令和 3 (2021) 年度以降は新型コロナウイルス感染症対策及び図書館棟改修工事の影響を受け、学生の入構制限や工事による一時閉館等により図書館の利用にも制限を設けることとなったが、図書館が送料を負担する配送貸出や学外から利用できるデータベース等の拡大など、新型コロナウイルス感染症対策下での図書館の利用継続に努めた。一方、図書館棟の改修工事に合わせ、新型コロナウイルス感染症対策としての換気設備の増設、学生用 Wi-Fi の設置等、学修環境を整備した。

(情報設備)

情報関連講義や演習を行う施設として、コンピュータ 120 台を設置した情報処理・LL 教室が 2 室ある。全てのコンピュータを令和元 (2019) 年度に更新した【資料 2-5-15】。

「CampusPlan Web Service」(教員用 Web システム)により出欠の登録、成績の登録及び学生カルテの閲覧ができる。この Web システムにより、教員は担当する学生の出欠状況や単位の修得状況を確認することができる。他方、学生は「CampusPlan Web Service」(学生用 Web システム)により自分の出欠状況・単位修得状況を確認できる【資料 2-5-16】。

新型コロナウイルス感染症への対応として、令和 2 (2020) 年度に学生用のタブレットを 500 台準備し、希望する学生に貸与した。オンライン(オンデマンド)授業への対応のため、ポータルサイトとなる HAMAYAKU e-Learning のサーバーを増強しシステムを改修した。令和 3 (2021) 年度は対面授業のライブ配信(ハイフレックス)のため、インターネット回線及び学内光ケーブルを増強するとともに、各講義室へタブレットとノート PC を配置し、配信用ソフトライセンスを取得した。さらに、学生の利便性向上のため、Wi-Fi のアクセスポイントを講義室、実習室、研究室、食堂、ドリームビル、図書館棟に増設した【資料 2-5-17】。

6 年制薬学教育では、22 週にわたる実務実習(病院実習 11 週、薬局実習 11 週)が行わ

れている。学生は、実務実習の進捗状況についてオンラインの「実務実習指導・管理システム」に日報と週報を記載しており、実習先の指導薬剤師、実務実習センター担当教員、学生担当教員が閲覧できる【資料 2-5-18】。

(体育施設)

体育施設として、体育館、屋内テニスコート、弓道場を有している。体育館は、1 年次通年自由選択科目「体育実技」で用いるほか、課外活動に利用している。また、入学式や卒業式、合同企業説明会等、多目的に有効利用を図っている【資料 2-5-19】。

(自習室)

学生が自習に使用できる場所としては、図書館内の閲覧席 399 席のほか、グループ学修や学生交流の場として図書館内の 2 階に 42 席のミーティングルームを設けている。図書館棟 1 階のガーデンラウンジ (57 席)、講義棟 1 階の学生ラウンジ 2 室 (計 58 席)、講義棟 2~4 階のデッキテラスのスペースに設置された自習談話室 3 室 (計 48 席)、ドリームビル 3 階の自習室 1 室 (55 席) を常時開放している。また、食堂及び講義室 4 室 (計 1,085 席) を非使用時に自習室として開放しており、自習スペースを十分に確保しているが、令和 3 (2021) 年度は、図書館棟改修工事により 1 階のガーデンラウンジは利用できず、新型コロナウイルス感染症対策のために席数を制限した【資料 2-5-20】。

(軽井沢セミナーハウス)

セミナーハウスとして「かるいざわグリーンヴィラ都築学園グループセミナーハウス」を平成 27 (2015) 年 3 月に竣工し、新入生研修、研究室のセミナーなど、学生間あるいは学生と教員の親睦を深める場を含めて幅広い利用目的で使用している【資料 2-5-21】。

なお、令和 2 (2020) 年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策として一部の施設の使用を制限した。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

身体に障がいのある学生が不自由のない学生生活を送ることができるようにするため、車椅子による移動を容易にするためのスロープ、エレベーター、身障者用トイレなどを設置しており、軽井沢セミナーハウスを含めてバリアフリー化している。また、固定式の机・椅子を設置している講義室においては、車いすの学生が受講しやすいように前方にスペースを確保している【資料 2-5-22】。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行うクラスサイズは、教務課が学生数を把握し調整している。講義、演習、実習の形態で授業ごとの各年度の学生数は異なるが、基本的には各学科で、科目によっては合同で講義を行っている【資料 2-5-23】。令和 3 (2021) 年度は、新型コロナウイルス感染防止のために前期授業は遠隔授業(講義録画動画による配信)で実施したが、後期は一部対面授業を組み入れた授業を実施した。新型コロナウイルス感染リスクを低減するため、収容率 50 パーセント以下を基準に、広い講義室を使用してソーシャルディスタンスの確保に努めた。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

今後も施設設備については、中期計画等に基づき着実に実施し、それぞれの設備に必要な保守点検を確実に実施する。令和 4（2022）年度は、各講義室の老朽化した音響システムの更新を計画している。また新型コロナウイルス感染症対策において、学外で学生がライブ授業を受講できる環境を整えるため、各教室に常設のパソコンと専用のモニターカメラを設置するなど施設面の充実を推し進める。

エビデンス・資料集

- 【資料 2-5-1】 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 1 エビデンス集（データ編）
【共通基礎様式 1】と同じ
- 【資料 2-5-2】 学生便覧（第 1 学生と関係の深い大学事務組織と諸手続 4. 横浜薬科大学配置図） 【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-5-3】 施設の管理営繕（防災管理点検結果報告書、消防用設備点検結果一覧、昇降機・遊戯施設定期点検報告受理票、貯水槽清掃報告書、産業廃棄物処理委託契約書）
- 【資料 2-5-4】 建築物の耐震強度について
- 【資料 2-5-5】 警備員の勤務
- 【資料 2-5-6】 新型コロナウイルス感染症対策
- 【資料 2-5-7】 学生便覧（第 1 学生と関係の深い大学事務組織と諸手続 4. 横浜薬科大学配置図） 【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-5-8】 専門研究室見取り図（例示）
- 【資料 2-5-9】 大学ホームページ（施設紹介／中央機器室）
<https://www.hamayaku.ac.jp/about/map/>
- 【資料 2-5-10】 動物施設外観
- 【資料 2-5-11】 大学ホームページ（薬草園大百科）
<https://www.hamayaku.ac.jp/about/map/herb-garden/>
- 【資料 2-5-12】 図書館利用案内
- 【資料 2-5-13】 図書委員会運営規程
- 【資料 2-5-14】 大学ホームページ（施設紹介／図書館）
<http://guide.hamayaku.jp/library/>
- 【資料 2-5-15】 大学ホームページ（施設紹介／情報処理・LL 教室）
<https://hamayaku.ac.jp/about/map/>
- 【資料 2-5-16】 CampusPlan Web Service（教員用・学生用メニュー画面）
- 【資料 2-5-17】 コロナウイルス感染症対策経費一覧
- 【資料 2-5-18】 実務実習指導・管理システム 操作マニュアル
- 【資料 2-5-19】 体育施設
- 【資料 2-5-20】 自習スペース
- 【資料 2-5-21】 大学ホームページ（施設紹介／軽井沢セミナーハウス）
<https://hamayaku.ac.jp/about/map/house/>
- 【資料 2-5-22】 施設・設備の利便性確保の例

【資料 2-5-23】 講義室割り当て基準

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

各学生は、中間試験・定期試験の結果についてオンラインで成績の概要を確認することができ、詳細については指導担任に聞きに行く仕組みとなっている。指導担任は、そのときに学生から意見や要望を聞き、必要ならば教務委員会・学生委員会に報告する体制を整えている【資料 2-6-1】。学業に関する学生からの質問、意見は、教務課でも随時メールで受け付けている。受け付けた各メールに対しては、教務課が直接、あるいは必要に応じて担当教員や関係部署に振り分けて対応し、学修の支援に努めている【資料 2-6-2】。

FD 委員会は、教務課の支援を得て全科目で授業評価アンケートを行っている。各科目の担当教員は、授業評価アンケートの結果を分析した改善報告書を FD 委員会に提出し、次年度の授業の改善を図っている【資料 2-6-3】。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生のストレス、ハラスメントあるいは心身に関する健康相談に対応するため、医務室と学生相談室を設置している。学生相談室では、教職員や学内の医師、看護師が対応できないような心理相談に関して、専門資格を有する公認心理師が対応している。相談に際し、指導担任からの紹介のほか、直接学生からのメールや電話にても相談・予約を行うことができ守秘性にも配慮している。学生の意見・要望の把握・分析と検討結果に関しては、四半期ごとに学生課長に報告し、必要に応じて学生委員会、教務委員会やその他関係部署と緊密に連携を図っている。また、相談内容への対応、分析や検討結果に関して、公開できるものは、学生相談室から「カウンセリング通信」という形で、メールにて全教職員で共有している【資料 2-6-4】。

奨学金に関しては、2-4-①にて、一般の奨学金、本学独自の奨学金について記載しているが、これらを含めた経済的な支援、心身に関する健康相談、など学生生活に関する学生の質問、意見や相談は、学生課を窓口として、随時メールでも受け付けている【資料 2-6-5】

【資料 2-6-6】。新年度ガイダンス時に相談メールアドレスを学生に伝達しており、受け付けた各メールに対しては、学生課で対応又は公認心理師、看護師、指導担任、関係部署などと連携して対応し、学生への支援の強化に努めている。その例としては、東日本大震災や熊本地震等の大規模災害発生時には、学費負担者の被災状況を調査し、被災状況に応じ

た学費の減免を実施した【資料 2-6-7】。その他、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染拡大による影響を踏まえ、大学独自の修学環境整備奨学金 5 万円を全学生に支給し、令和 3（2021）年度は新入生に対して支給した【資料 2-6-8】。

2-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関するさまざまな学生の意見や要望は、指導担任のほか、学生課・教務課を窓口として、随時メールで受け付けている。学生委員会は、図書館棟及び厚生棟に 1 箇所ずつに「提案箱」を設置している。くみ上げた意見・要望は、学生委員会、教務委員会あるいは厚生委員会が集約し、内容に応じて担当部署で検討した上で対策を講じている。対応状況を学生に回答するとともに、学修環境の向上に努めている【資料 2-6-9】。

このように、学生の意見・要望は、指導担任との面談、学生課・教務課へのメール・電話、提案箱、在学生アンケートで把握している。特に、アンケート結果は IR 委員会において分析、検証を行い、将来計画委員会に報告を行った【資料 2-6-10】。在学生アンケートでは、生活満足度、生活の悩みや不安、通学時間、通学手段など一般的な内容のほか、勉強時間について設問し、学生の学修意欲を把握している。さらに、アルバイトやクラブ・サークル活動についての設問、学生生活の充実度、学内に設置や充実してほしい施設などを調査し、対応できることから順次充実するように努めている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

指導担任との面談、提案箱の設置により、学生の意見・要望を把握・分析するための体制は概ね整っていると考えているが、今後、学生満足度調査などを通して学生の要望に応えながら学生支援サービスの充実にも努めていく。上述以外でもオフィスアワーの活用、各課窓口でも意見をくみ上げる体制の強化を図る。

エビデンス・資料集

- 【資料 2-6-1】 学生指導記録簿（一例） 【資料 2-2-6】と同じ
- 【資料 2-6-2】 学生からのメール（一例）
- 【資料 2-6-3】 2021 年度前期授業アンケート結果、授業評価アンケートによる担当授業科目へのフィードバック・改善策の報告書（一例）
- 【資料 2-6-4】 カウンセリング通信（一例）
- 【資料 2-6-5】 大学ホームページ（奨学金） 【資料 2-4-22】と同じ
<https://www.hamayaku.ac.jp/studentlife/tuition/>
- 【資料 2-6-6】 浜薬修学支援貸与基金のご案内 【資料 2-4-24】と同じ
- 【資料 2-6-7】 被災学生の支援に係る資料
- 【資料 2-6-8】 大学ホームページ（「修学環境整備奨学金」の給付に関するお知らせ）
<https://www.hamayaku.ac.jp/news/2020/05/60219.html>
<https://www.hamayaku.ac.jp/news/2021/06/post-52.html>
- 【資料 2-6-9】 提案箱の意見と回答（例）
- 【資料 2-6-10】 在学生アンケート調査報告

【基準2の自己評価】

建学の精神に基づいたアドミッション・ポリシーを策定し、求める学生像を明確に示すとともに、学生募集要項やホームページにて受験生等に周知している。入学者選抜においては、多様な入試区分を設定し、アドミッション・ポリシーに基づいて、適切な入学試験を実施しており、入学定員に沿った適切な数の学生を受け入れている。

教務委員会、薬学教育センター及び教務課は、教職協働で学修支援を行っている。学生委員会は、教員と学生課職員が協働で学生生活に関する相談・助言、また、通学や課外活動の援助、奨学金の手続き等、学生生活を安定させるための支援を行っている。厚生委員会やキャリアセンターは、就職相談、助言体制を適切に運営している。

校地、校舎、設備等の学修環境は大学設置基準を満たし、授業によりクラスサイズを調整し、適切に管理できている。障がいのある学生に対しては、学生が安心して学修に励むことができるよう支援が充実しており、バリアフリー化により施設の利便性を確保している。

指導担任制度、オフィスアワーの活用、提案箱・ハラスメント相談箱等の設置により、学生の意見・要望を把握・分析するための体制が適切に整備され、支援の向上に努めている。

以上のことから、基準2は満たしていると判断できる。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

6年制薬学科及び4年制薬科学科におけるそれぞれのディプロマ・ポリシーは、建学の精神「個性の伸展による人生練磨」のもと、広く知識を授けるとともに、深く薬学に関する学術を研究教授し、臨床に関わる実践的能力をもつ人間性豊かな薬剤師及び薬学の専門知識と技術を備えた医薬品開発関連等の研究者・技術者を育成することという目的の達成と、それを具現化する教育目標を踏まえ策定された【資料 3-1-1】。6年制薬学科においては、各科目履修により達成される成果は、文部科学省が示す「薬剤師として求められる基本的な資質」についても考慮した【資料 3-1-2】。

大学院薬学研究科は、「薬学の学術理論及び応用を研究教授し、その深奥をきわめ、深い学識及び卓越した能力を培い、もって、文化の進展に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的」として設立された【資料 3-1-3】。そのディプロマ・ポリシーは、深く薬学に関する学術を研究教授し、薬学の中でも特に高い専門分野に集中・特化する教育を実施し、豊かな人間性と倫理観を兼ね備え、創薬学・医療薬学及び基礎薬学に関する研究活動を自立して行える人材を育成するという目標を掲げ策定された。

このディプロマ・ポリシーは、ホームページ、学生便覧、シラバス、リーフレット（建学の精神と教育理念「3つの方針（ポリシー）」）を通じ、学内外に明示している。学生には、各学科・専攻において、入学時のオリエンテーションで周知している【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

6年制薬学科、4年制薬科学科、大学院薬学研究科における単位認定、進級及び卒業認定の基準については学則で規定し、細部は履修規程に定め【資料 3-1-8】、学生便覧に記載するとともに1年次前期ガイダンスで説明している【資料 3-1-9】。さらに、各学年のガイダンス時、履修上の注意点について学生へ周知している。

各科目の成績評価方法は、科目責任者によってシラバスに記載され、授業の冒頭に科目責任者が学生に説明している。令和3（2021）年度は新型コロナウイルス感染予防対策の面から、後期中間試験等を実施できなかったことなどを踏まえ、評価方法を変更した科目は、授業のなかで変更点を示し、学生に周知した。

6年制薬学科及び4年制薬科学科において履修する全ての科目は、履修規程のカリキュ

ラム表に記載されている。科目名とディプロマ・ポリシーとの関連が学年進行でわかるようなカリキュラム・ツリーや授業タイプ別「共通ルーブリック」における評価基準もわかりやすいようにシラバスに明示している。さらに、6年制薬学科では、各科目履修により達成される成果は、ディプロマ・ポリシー及び文部科学省が示す「薬剤師として求められる基本的な資質」と関連付けられている。

進級できない学生の基準は、履修規程により未修得単位数等に基づいて次のように定めている【資料 3-1-10】。

(1) 実習の失格科目を有する学生

(2) 健康薬学科、漢方薬学科及び臨床薬学科では、欠点科目と失格科目を併せて（以下「未修得科目」という。）が1年次においては7単位以上有する学生、2年次においては5単位以上有する学生、3年次においては4.5単位以上有する学生。4年次においては2単位以上を有する学生、未修得の実務実習プレ教育を有する学生、又は薬学共用試験に合格していない学生。5年次においては実務実習の未修得科目を有する学生。

(3) 薬科学科では、1年次において未修得科目11単位を有する学生。2年次においては未修得科目を8単位以上有する学生。3年次においては未修得科目を6.5単位以上有する学生。

大学設置基準では、6年制薬学科の卒業要件単位は186単位以上であるところ、本学は189単位以上としている。また、4年制薬科学科の学生は4年以上在学し、総計124.5単位以上を修得しなければならないと学則で定めている【資料 3-1-11】。

大学院の修了要件は、薬科学専攻博士前期課程の学生は2年以上、博士後期課程の学生は3年以上在学し、博士前期課程では総計30単位以上、博士後期課程では総計16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、課程の目的に応じた論文の審査（又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験）に合格、薬学専攻博士課程の学生は4年以上在学し、総計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査に合格しなければならないと大学院学則で定めている【資料 3-1-12】。

このように各学科、大学院における単位認定基準、進級基準、卒業認定基準及び修了認定基準は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて適切に策定され、学則、履修規程、シラバス等に明確に示され、学生に周知されている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

授業科目は「必修科目」「選択科目」「自由科目」に分け（「自由科目」は卒業要件単位には含まれない）、授業形態別に講義・演習・実習・実技科目に分類している【資料 3-1-13】。各学年、前期及び後期のガイダンスにおいて履修科目の単位認定に必要な要件を説明し、履修規程に従って単位を認定している【資料 3-1-14】。

年2学期制を採用し、学年を原則として前期（4月1日～9月30日）と後期（10月1日～3月31日）に分けている。ただし、4年次及び5年次は、病院・薬局での各11週間の実務実習を4期（2月下旬～5月上旬、5月下旬～8月上旬、8月下旬～11月上旬、11月下旬～翌年2月中旬）に分けて実施している【資料 3-1-15】。

90分の対面授業10回の講義をもって1単位、15回の講義をもって1.5単位としている【資料 3-1-16】。ただし、令和3（2021）年度の講義は、新型コロナウイルス感染予防対策

のため、前期は学生が対面授業に相当する内容を自宅でオンライン受講できるように学修ポータルサイトである HAMAYAKU e-Learning を介して講義動画を配信した。各回の講義ごとに提示した課題への回答で受講を確認した。後期は、学生が対面とオンライン授業を選択できるようにした。

単位は学則により、「(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位、(2) 実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位」と規定している。「実務実習 (病院)」「実務実習 (薬局)」は病院及び薬局における各 11 週間の実習をもってそれぞれ 10 単位と履修規程で規定している【資料 3-1-17】。なお、令和 3 (2021) 年度の実習については、新型コロナウイルス感染予防対策のため、オンラインにて実施し、必要な手技を動画より学ぶ形式とした。また、その動画を基にレポート等の課題を課し、自主学修分も含めることで十分な授業時間を確保した。また、実技については、希望者には対面にて実施した。ただし、これについては単位認定のための評価には含めなかった。令和 3 (2021) 年度の実務実習は、事前に各受入施設との十分な協議を行い、適宜、連携の上、実施した。実務実習の実施にあたっては、「新型コロナウイルス感染症に対応した 2020 年度薬学実務実習についての指針、2020 年 5 月 19 日、公益社団法人 日本薬学会・一般社団法人 薬学教育協議会」等の指針、薬剤師会等の発文書を参考とし、感染対策の徹底及び可能な限りの実習の質の担保に留意した【資料 3-1-18】【資料 3-1-19】。

成績評価は、点数が 100～80 点を「優」、79～70 点を「良」、69～60 点を「可」、59 点以下を「不可」としている。定期試験不合格者は再試験を受けることができ、再試験に合格した場合は 60 点を「可」としている【資料 3-1-20】。出席がその科目の授業時間の 3 分の 2 に満たないときは失格とし、当該科目の定期試験を受けることができない【資料 3-1-21】。なお、出席状況は、学生自身がオンラインにて確認することができる【資料 3-1-22】。

成績はオンラインで学生に通知している。前期・後期の成績確定後に、保護者宛に「成績通知書」を郵送している【資料 3-1-23】。

他大学で単位を修得している科目について本学の単位認定を希望する場合は、修得した大学での授業内容、単位数、授業時間、成績証明に関する資料をもとに、該当する科目責任者・担当者が確認し、60 単位を超えない範囲で教授会の意見を聴いて学長が認定している【資料 3-1-24】。

進級については、年度末に各学生の認定された単位数を教務委員会が集計し、学則の進級基準に照らし合わせて判定し【資料 3-1-25】、学生に通知している。

ディプロマ・ポリシーに基づき、6 年制薬学科及び 4 年制薬科学科については、正規の試験に合格し所定の単位を修得した者に卒業を認定し、大学院については、所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格した者に修了を認定している【資料 3-1-26】。

このように教育課程 (6 年制薬学科、4 年制薬科学科、大学院) において、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準及び修了認定基準はそれぞれのディプロマ・ポリシーを踏まえ適切に設定され、学生へ周知の上、厳正に適用されている。

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

成績評価において、平成 30 (2018) 年度より、学修到達度をみるため、授業形態別のル

ルーブリック評価法を導入したが、良好な結果が得られている科目がある反面、科目によって評価法の適用が難しいなど検証の必要性が生じた。各授業形態のルーブリック評価項目（観点）や到達レベル（尺度）など、課題について検討し、検討を通じてルーブリック評価の改善・向上を図る。

シラバスには、授業計画・授業内容、成績評価基準を全ての科目について定め、成績評価に活用しているが、それらの成績評価内容を深く分析して、より客観的な評価に努めていく。成績評価システムや単位認定システムは教務委員会が中心となって、基準に沿って行われているかどうかの点検を継続的に行っていく。

令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、オンライン試験を取り入れざるを得なかったが、令和 3（2021）年度の試験は対面で実施した。両者を比較すると、オンライン試験では知識の定着度が若干低く、上級学年での学修に少なからず影響したと考えられることから、次年度以降も試験については学内で実施する。

エビデンス・資料集

- 【資料 3-1-1】 リーフレット「建学の精神と教育理念 3つの方針（ポリシー）」
【学部】・【大学院】 【資料 F-13】と同じ
- 【資料 3-1-2】 シラバス（カリキュラム・ツリー 6年制） 【資料 F-12】と同じ
- 【資料 3-1-3】 横浜薬科大学大学院 学則第2条 【資料 F-3】と同じ
- 【資料 3-1-4】 大学ホームページ（大学の3つの方針、大学院薬学研究科）
【資料 1-1-5】と同じ
<https://hamayaku.ac.jp/about/policies/>
https://hamayaku.ac.jp/academics/graduate_yakugaku/
- 【資料 3-1-5】 学生便覧（第2 教育課程 ディプロマ・ポリシー）
【資料 F-5】と同じ
- 【資料 3-1-6】 シラバス（ディプロマ・ポリシー） 【資料 F-12】と同じ
- 【資料 3-1-7】 リーフレット「建学の精神と教育理念 3つの方針（ポリシー）」
【学部】・【大学院】 【資料 F-13】と同じ
- 【資料 3-1-8】 横浜薬科大学・大学院 履修規程
- 【資料 3-1-9】 2021 年度 1 年次前期ガイダンス資料、授業科目履修の手引き
- 【資料 3-1-10】 横浜薬科大学 履修規程第4条 【資料 3-1-8】と同じ
- 【資料 3-1-11】 横浜薬科大学 学則第11条 【資料 F-3】と同じ
- 【資料 3-1-12】 横浜薬科大学大学院 学則第14条、第14条の2、第15条
【資料 F-3】と同じ
学位論文評価基準
- 【資料 3-1-13】 学生便覧（第2 教育課程 1. 教育課程と授業科目）
【資料 F-5】と同じ
- 【資料 3-1-14】 2021 年度 1 年次前期ガイダンス資料、授業科目履修の手引き
【資料 3-1-9】と同じ
- 【資料 3-1-15】 令和 3・4 年度 実務実習実施日程
- 【資料 3-1-16】 学生便覧（第2 教育課程 2. 履修方法（1）単位）

【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-17】 横浜薬科大学 学則第 14 条 【資料 F-3】と同じ

【資料 3-1-18】 薬学教育協議会ホームページ（新型コロナウイルス感染症に対応した
2020 年度薬学実務実習についての指針）

<https://yaku-kyou.org/?p=7924>

【資料 3-1-19】 薬学教育協議会ホームページ（新型コロナウイルス感染症の発生に伴う
実務実習への対応に関する連絡）

<https://yaku-kyou.org/?p=7879>

【資料 3-1-20】 横浜薬科大学 履修規程第 21、22 条 【資料 3-1-8】と同じ

【資料 3-1-21】 横浜薬科大学 履修規程第 11 条 【資料 3-1-8】と同じ

【資料 3-1-22】 学生カルテ出欠情報（一例）

【資料 3-1-23】 学業成績通知表（一例）

【資料 3-1-24】 横浜薬科大学 履修規程第 20 条 【資料 3-1-8】と同じ

【資料 3-1-25】 教授会議事録（令和 4 年 3 月 18 日）

【資料 3-1-26】 横浜薬科大学 学位授与規程

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

カリキュラム・ポリシーは、建学の精神に基づいて定められたディプロマ・ポリシーを達成するために、教育目的を踏まえて策定され【資料 3-2-1】、ディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとともにシラバス、学生便覧に記載している【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】。ガイダンス時に学生に周知するとともに、ホームページでも公表し、広く周知している【資料 3-2-4】。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、学則第 1 条あるいは大学院学則第 2 条に明示された教育研究上の目的に基づいて学科、研究科ごと設定されている。

6 年制薬学科のカリキュラム・ポリシーは、平成 27（2015）年度からスタートした平成 25 年度改訂版・薬学教育モデル・コアカリキュラムの「薬剤師として求められる基本的な資質」の修得を基本とし、各学科の特色を明確に打ち出すことに留意している。ディプロマ・ポリシーにおいても教育研究上の目的に基づいて設定され、「薬剤師として求められる

基本的な資質」の修得及び各学科独自の専門性を身に付けることを目標としており、両ポリシーは一貫性のあるものとなっている。

4年制薬科学科のカリキュラム・ポリシーは、平成27(2015)年の設置時に策定され、実習、卒業研究及び課題解決型講義などを中心に、医療・薬学を取り巻く科学と技術の進歩のなかで、医薬品の有効性・安全性を確保するための創薬研究、再生医療研究・遺伝子治療などの新たな医療技術の開発等、社会の要望に応じられる研究者・技術者を育成するなど、ディプロマ・ポリシーに対応する薬学専門知識に関する教育課程を提供している。

大学院においては、学部各学科で学んだ知識・技能をより深め、高度な創薬学(新医薬品・新医療技術の創出)、基礎薬学、医療薬学(健康維持・疾病の治療・未病の回復等)に関し、ディプロマ・ポリシーに則り、自立的に研究活動を行え、人類の福祉に貢献できるような人材の育成を目的としたカリキュラムを提供している。

このように、各カリキュラム・ポリシーは、大学の建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を礎に、大学の使命・目的に則り、学部、各学科・専攻の教育目標を定め、基準3-1で示されたディプロマ・ポリシー(卒業認定・学位授与の方針)との整合性は保たれ、一貫性は確保されている【資料3-2-5】。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

策定されたカリキュラム・ポリシーに沿って各科目を順次体系的に配置し、カリキュラム・ツリーに示している。

6年制薬学教育では、教育課程において、「薬剤師として求められる基本的な資質」を修得できるよう、①教養科目及び専門科目へのステップ科目、②英語、③薬学と社会、④基礎薬学(化学系、物理系、生物系)、⑤衛生薬学、⑥医療薬学、⑦臨床薬学(実務実習含む)、⑧卒業研究、⑨共通選択科目、⑩専攻科目(健康薬学科、漢方薬学科、臨床薬学科)の10の科目群から編成されている【資料3-2-6】。それぞれの基本的な資質には関連する科目を列記し、カリキュラム・ツリー(詳細版)には各科目を修得することによって到達する基本的な資質とディプロマ・ポリシーを示している【資料3-2-7】。卒業研究や実務実習においては、コミュニケーション能力、研究を遂行する意欲と問題発見・解決能力の向上並びに生涯にわたり自己研鑽を続ける意欲と態度の育成を総合的に培っている。基本的な資質を培う教育に加え、健康薬学科、漢方薬学科及び臨床薬学科の独自性を打ち出した高度な知識と技能を有する薬剤師の育成に向けた学科専攻科目は、3学科共通の科目と関連してバランスよく配置され、特色ある薬剤師教育が行われている。

4年制薬科学科では、薬科学研究者・技術者として薬学に関する知識・技能を修得できるよう、①教養科目及び専門科目へのステップ科目、②英語、③薬学と社会、④基礎薬学(化学系、物理系、生物系)、⑤衛生薬学、⑥医療薬学、⑦卒業研究、⑧選択科目の8つの科目群から編成されている【資料3-2-8】。卒業研究は、自ら設定した研究課題に対し、最先端の医療知識や科学的知識を取り入れた適切な手法を選択した上で、問題解決に導く方法を身に着けることに加え、研究に必要なコミュニケーション力を付けるため、2年次後期より開始される。

大学院における薬科学専攻博士前期課程では、新医薬品・新医療技術を創出する技能及び漢方医療の技能を高め現代医療と融合する技能の涵養を目的とし、薬科学専攻博士後期

課程では、博士前期課程から連続して、創薬及び新医療技術の開発における探索段階及び非臨床の開発段階で活躍できる研究者の育成を目的として体系的にカリキュラムを編成している。薬学専攻博士課程では、健康維持、未病からの回復及び疾病の治療のそれぞれを期待する者に対し、個の医療を施すために、薬の専門家として先導的役割が果たせるとともに、自らの経験をデータ化し、新たな副作用や医療技術の発見につなげられる能力を養成できるように体系的にカリキュラムを編成している【資料 3-2-9】。

教育目的の達成状況の自己点検・評価の指標として、毎年、各授業の学習目標（到達目標）と授業概要（教育目的）及び授業計画を明記したシラバスを作成し、これをホームページ上で公開している【資料 3-2-10】。

また、各学年で修得できる年間の単位数の上限は 45 単位であることを、学則で定めシラバスに記載している【資料 3-2-11】。

3-2-④ 教養教育の実施

6 年制薬学科の教養科目プログラムは、薬学準備教育ガイドラインで例示されている内容に対応しており、(1) 人と文化には「医療と哲学」、(2) 人の行動と心理には「心理学」、(3) 薬学の基礎としての英語には「基礎英語 1・2」及び「薬学英語 1～5」、(4) 薬学の基礎としての物理には「教養物理学」、(5) 薬学の基礎としての化学には「教養化学」、(6) 薬学の基礎としての生物には「教養生物学」、(7) 薬学の基礎としての数学・統計学には「基礎数学」及び「基礎統計学」、(8) 情報リテラシーには「情報科学入門」及び「情報処理演習」、そして(9) プレゼンテーションには「国語表現法」を、それぞれ必修科目として設定している。教養科目のなかで、薬学領域の学修と関連付けて体系的に履修できるカリキュラム編成を目指す科目に「教養物理学」、「教養化学」、及び「教養生物学」があり、前述のように必修科目として 1 年次前期に設定されて、専門科目への橋渡しの役割を担っている【資料 3-2-12】。

選択科目として人文・社会領域及び外国語領域を設定し、社会のニーズに対応した編成にしている。社会分野として前期に「人間と哲学」、「社会と法律」、「社会と経済」から 1 科目、医療分野として後期に「医療と経済」、「医療と法律」、「社会福祉学」から 1 科目を選択する機会を設けている。また、外国語領域では「英会話 1・2」、「中国語 1・2」、「ドイツ語 1・2」から選択できるようにしている。

4 年制薬科学科の教養教育プログラムは、6 年制薬学科に準じ、薬学領域の学修と関連付けられる専門関連科目は必修科目（「基礎英語 1・2」、「情報科学」、「心理学」、「教養化学」、「教養生物学」、「教養物理学」、「基礎数学」、「薬学英語 1」、「国語表現法」、「医療と哲学」、「情報処理演習」）であり、選択科目として人文・社会系科目（「人間と哲学」、「社会と法律」、「社会と経済」、「医療と経済」、「医療と法律」、「社会福祉学」）と外国語科目（「英会話 1・2」、「中国語 1・2」、「ドイツ語 1・2」）があり、開講時期及び単位数は 6 年制薬学科と同じである。4 年制薬科学科では教職課程科目の授業があり、理科教員免許の取得を希望する履修者を対象に開講している【資料 3-2-13】。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫として、問題解決能力醸成のための科目では、SGD（small group

discussion)、PBL (problem-based learning) を中心としたアクティブ・ラーニング形式で行われている。演習・実習以外の講義でも、「社会薬学 1・2」、「早期体験学習」、「薬事法規・制度」、「疾患別治療特論」などの講義で取り入れられており、卒業研究は問題解決能力の醸成の集大成と位置付けている。講義で理解しにくい部分については、各科目担当教員がシラバスにオフィスアワーを開示し、学生が教授内容について質問しやすいようにしている。成績不振の学生には、成績表交付時に指導担任から学修指導を行っている。定期試験で成績不振者の多い科目は、当該科目の理解を深めるよう再試験前に補習を実施している【資料 3-2-14】。

教授方法については、学生の講義に対する満足度を調査するため、学期ごとに全ての科目を対象にして授業アンケート調査を実施し、迅速な授業改善を目的に、授業アンケートの結果に基づいた自己評価や改善策を明記した「教員による授業の自己点検報告書」（試験答案と点数分布や単位修得率などの成績解析を含む）を全教員が提出している【資料 3-2-15】【資料 3-2-16】。教授内容・方法の向上を進めるため、FD 委員会が公開授業、FD 研修会及び「FD 連絡帳」等を実施している。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、令和 2 (2020) 年度に引き続き令和 3 (2021) 年度前期の講義はオンデマンドで行ったが、生活リズムが整わない学生も多くみられ、後期からは対面とオンデマンドを併用した。しかしながら遠方や持病により、通学できない学生もいることから、学内でのライブ配信システムを増強し、一部、対面講義のライブ配信（ハイフレックス）を導入した。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

新入生に対する初年度教育で、カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を履修するうえで必要な主体的・積極的な学修態度を身に付けることができるように、上級生や卒業生とのグループワーク（学生生活、授業や実習の受け方、試験の流れ、勉強の方法、クラブ活動やアルバイト、指導担任との交流など）を実施する。

授業の方法や内容の向上にあたっては「授業アンケート」「教員による授業の自己点検報告書」による結果を参考にし活用するなど、学生からの率直な評価や意見に加え、FD 研修、学外研修会などを通じて多角的な視点からの教授方法の向上を図る。

講義は対面を基本とするが、ライブ配信システムが導入され対面の講義を同時配信することが可能となったので、通学に配慮を要する学生の学修への一体感と学修生活リズムを整え、学修効果の向上を図る。さらに、受講した学生がオンデマンドでの振り返り学修をできるようにする。

エビデンス・資料集

- 【資料 3-2-1】 リーフレット「建学の精神と教育理念 3つの方針（ポリシー）」
【学部】・【大学院】 【資料 F-13】と同じ
- 【資料 3-2-2】 シラバス（カリキュラム・ポリシー） 【資料 F-12】と同じ
- 【資料 3-2-3】 学生便覧（第2 教育課程 カリキュラム・ポリシー）
【資料 F-5】と同じ
- 【資料 3-2-4】 大学ホームページ（大学の3つの方針、大学院薬学研究科）

【資料 1-1-5】と同じ

<https://hamayaku.ac.jp/about/policies/>

https://hamayaku.ac.jp/academics/graduate_yakugaku/

【資料 3-2-5】 リーフレット「建学の精神と教育理念 3つの方針（ポリシー）」

【学部】・【大学院】 【資料 F-13】と同じ

【資料 3-2-6】 シラバス（カリキュラム・ツリー 6年制） 【資料 3-1-2】と同じ

【資料 3-2-7】 シラバス（薬剤師として求められる基本的な資質、カリキュラム・ツリー（詳細版）6年制） 【資料 F-12】と同じ

【資料 3-2-8】 シラバス（カリキュラム・ツリー 4年制） 【資料 F-12】と同じ

【資料 3-2-9】 大学院シラバス（各課程履修モデル） 【資料 F-12】と同じ

【資料 3-2-10】 大学ホームページ（シラバス）及びシラバス（科目一例）

https://syllabus.hamayaku.ac.jp/web/web_search.php?t_mode=pc

【資料 3-2-11】 シラバス（カリキュラム表 6年制、4年制） 【資料 F-12】と同じ

【資料 3-2-12】 シラバス（カリキュラム・ツリー 6年制） 【資料 3-1-2】と同じ

【資料 3-2-13】 シラバス（カリキュラム・ツリー 4年制） 【資料 3-2-8】と同じ

【資料 3-2-14】 補習依頼メール、前期定期試験の追再試験に向けた補習予定

【資料 3-2-15】 2021年度前期授業アンケート結果、授業評価アンケートによる担当授業科目へのフィードバック・改善策の報告書（一例） 【資料 2-6-3】と同じ

【資料 3-2-16】 教員による授業の自己点検報告書（一例）

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

大学全体としては3つのポリシーを踏まえた学修成果を評価・測定するために、ポリシーごとに項目を設けてそれぞれが達成されているかどうかを検証してきた【資料3-3-1】。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーに関する評価指標としては、留年者数を含む学籍異動状況、進級判定、卒業判定、進学・就職状況の調査結果、国家試験合格者数等について教授会で議論した【資料3-3-2】。

ディプロマ・ポリシーとそれらを達成するための履修科目の関係を明確にしているため、シラバスに基づいて個々の科目の学修を適切に実施することにより、ディプロマ・ポリシーが達成される【資料3-3-3】。科目ごとの学修成果は、一般目標（GIO）、到達目標（SBOs）、授業の形態をシラバスに記載し、授業を通して学生が身につけるべき知識や能力などを明確にし、学生が理解しやすいようにしている。特に、科目ごとの学修成果の点検・評価に

については、定期試験結果が中心となるが、科目により中間試験や課題などの成績を加えており、これらの評価基準（評価方法）についてもシラバスに記載して学生に周知している。定期試験終了後は、指導担任が担当する学生の成績をオンラインで確認できるシステムとなっており、個別の面談を通して試験結果に関する学修指導を速やかに行っている【資料3-3-4】。

実務実習事前教育科目、実務実習、SGDを主体とする科目や卒業研究については、ルーブリック評価が用いられている。実務実習においてはポートフォリオ評価、また問題解決能力醸成を目的とした卒業研究において、卒業論文の評価は、研究の計画、取組、議論、プレゼンテーションを通して、コミュニケーション能力、研究能力、自己研鑽、教育能力などの資質に関わる評価基準を設け、指導教員（主査）と副査の複数で評価している【資料3-3-5】【資料3-3-6】【資料3-3-7】。

6年制薬学科においては2～6年生、4年制薬科学科においては2～4年生を対象に、学期当初に意識調査学生アンケートを実施し、授業に対する学修時間、予習復習学修時間、学修支援体制、学修成果満足度などを調査して、学科単位の集計結果をリーフレットにまとめ、全学で共有している【資料3-3-8】【資料3-3-9】。令和2（2020）年度より、大学で学んだことで卒業後役に立っているもの、学生時代にもっと身に付けておけばよかったと思うことなどについて自己点検・評価委員会内に設けた「学生意識調査プロジェクト」で調査している。ディプロマ・ポリシーに関する設問を設け、学生自身から見たディプロマ・ポリシーに対する認識を確認し、学修成果の客観的達成度を評価している【資料3-3-10】。また、厚生委員会・キャリアセンターで卒業生の就職先企業へのアンケートについても実施し、大学が期待したような学生が輩出されているかなど、学生のディプロマ・ポリシー達成度に関する客観的評価に役立てている【資料3-3-11】。

年度末には在学生の資格取得状況を調査し、情報を集約している【資料3-3-12】【資料3-3-13】。また、学科毎に卒業生の就職状況を調査し、厚生委員会・キャリアセンターで情報を集約し、ホームページで公開している【資料3-3-14】。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教育組織の側面からの学修成果の点検・評価は、各委員会、学部・学科、専攻等の各組織において点検・評価の対象を明確に定め、各指標に従って点検・評価し、自己点検・評価委員会、FD委員会を通じて各組織にフィードバックされている。教務委員会は、前期教育活動の問題点の対策、薬剤師国家試験の合格率の向上策、留年・退学抑制策を分析し、全教員への報告会である拡大教授会で教員にフィードバックして教育内容・方法及び学修指導等の向上につなげている【資料3-3-15】。

学生の視点に立った学修成果の点検・評価のフィードバックについては、定期試験及び追再試験ごとに配布される成績表を基に、指導担任・配属研究室教員が担当する学生への学修指導を行っている。また、学生はポータルサイトである「CampusPlan Web Service」に随時アクセスでき、自己の成績評価、単位修得率、授業の出席状況を把握できる【資料3-3-16】。

各教員は、科目ごとの学修成果の検証とともに、授業アンケートによって授業内容に関

する興味、理解度、授業レベル等についての学生の意見を聞き、「教員による授業の自己点検報告書」及び「授業評価アンケートによる担当授業科目へのフィードバック・改善策の報告書」を作成し、FD委員会に提出している。FD委員会は、授業アンケート及び「教員による授業の自己点検報告書」を基に必要に応じて授業担当者に教育内容の評価をフィードバックし、学修指導の向上につなげている【資料3-3-17】【資料3-3-18】。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

令和2（2020）年度に、検証すべき項目を整理するため、自己点検・評価委員が中心となり、各ポリシーに対するアセスメント・プランを策定した。今まで個々に行っていた評価・測定を、今後は本プランに基づいて学生の入学時から卒業時にかけて、機関（学部）レベル、教育課程（6年制・4年制）レベル、科目（個人）レベルの3段階に分けて行い、教育の向上につなげていく。

学修成果について、カリキュラム・ツリーを基にディプロマ・ポリシーに示される要素ごとの到達度を学生が確認できるよう準備している。方法は、要素ごとにカリキュラム・ツリーに記載されている関連科目の重み付けを行い、各学年で数値化することにより個人の努力や成長の過程を可視化する。

エビデンス・資料集

- 【資料 3-3-1】 横浜薬科大学 3つのポリシーの検証（アセスメント・プラン）
- 【資料 3-3-2】 教授会議事録等
- 【資料 3-3-3】 シラバス（カリキュラム・ツリー） 【資料 F-12】 と同じ
- 【資料 3-3-4】 面談記録
- 【資料 3-3-5】 ルーブリック評価表の例（生物系実習1 生化学、実務実習プレ教育）
- 【資料 3-3-6】 実務実習の総括的評価（ポートフォリオ評価）
- 【資料 3-3-7】 2021年度 卒業研究評価（一例）
- 【資料 3-3-8】 在学生アンケート調査報告 【資料 2-6-10】 と同じ
- 【資料 3-3-9】 学生意識調査（2021まとめ）
- 【資料 3-3-10】 卒業時アンケート調査報告
- 【資料 3-3-11】 就職受け入れ先からみた卒業生アンケート調査報告
- 【資料 3-3-12】 大学ホームページ（薬剤師国家試験合格者数、中学・高校理科教員免許取得者数）
<https://hamayaku.ac.jp/about/infoDisclosure/nationalExamResults/>
<https://www.hamayaku.ac.jp/research/center/>
- 【資料 3-3-13】 登録販売者資格試験アンケート結果
- 【資料 3-3-14】 大学ホームページ（就職・進学データ）
<https://hamayaku.ac.jp/career/data/>
- 【資料 3-3-15】 拡大教授会資料（令和3年4月20日、10月6日、令和4年4月19日）
- 【資料 3-3-16】 CampusPlan Web Service のページ
- 【資料 3-3-17】 2021年度前期授業アンケート結果、授業評価アンケートによる担当授業科目へのフィードバック・改善策の報告書（一例） 【資料 2-6-3】 と

同じ

【資料 3-3-18】 教員による授業の自己点検報告書（一例） 【資料 3-2-16】 と同じ

【基準 3 の自己評価】

建学の精神と教育理念を礎とした教育目的及び人材の育成を踏まえ、学科ごと及び大学院のディプロマ・ポリシーの見直しを行い、適切に周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準及び修了認定基準を定め、適正に運用している。アクティブ・ラーニングの手法や、ルーブリック評価の妥当性の検証については、FD 研修会を開催し、効果や課題などを共有しながら、教育の質向上を目指して実施している。

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと一貫性が保たれ、教育課程は体系的に編成、実施され、教授方法の工夫や開発は適切に行われている。

3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価として、授業アンケート、学生意識調査を実施して、検証・分析を行うことで、学修成果の点検・評価のフィードバックを適切に行っている。

以上のことから、基準 3 は満たしていると判断できる。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学則第 44 条 (3) において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定め、意思決定の権限は学長にあることが示されている。学則第 44 条 (4) において副学長は、「大学の円滑かつ柔軟な運営を図るため、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と定め、学長を補佐している。学則第 44 条 (6) において「学部長は、学部に関する校務をつかさどる。」としている【資料 4-1-1】。学部長選考規程第 2 条において「学部長は、学長の指示を受け、大学の教育及び学術研究の充実発展に寄与するため学長を補佐する。」と規定している【資料 4-1-2】。大学院学則第 40 条第 3 項において「研究科長は、大学院に関する校務をつかさどる。」としている【資料 4-1-3】。研究科長選考規程第 2 条において「研究科長は、学長の指示を受け、大学院の教育及び学術研究の充実発展に寄与するため学長を補佐する。」と規定している【資料 4-1-4】。

学長は、学部長からの定期的な報告や拡大教授会への出席を通して大学の状況を把握しており、学部長を通じた指示により教育、研究及び管理運営が適切に遂行されている【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】。また、学長が意思決定を行うにあたり、その適切な判断に資する一助として教授会の他に、学長に意見を提出する「部長会」と、法人との連携を図り大学の管理運営に関する事項を審議する「運営委員会」がある【資料 4-1-7】。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学則第 45 条において、「本学に、教授会を置く。」及び第 2 項において、「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了 (2) 学位の授与 (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」としており【資料 4-1-8】、教学に関する意思決定の権限と責任が学長にあることが明確になっている。

学長を補佐するため副学長 2 人を置いている。「副学長の職務に関する内規」において、「2 名の副学長は、それぞれ次の職務を担当するものとする。(1) 管理・運営及び広報に関すること。(2) 教学及び広報に関すること。」としている【資料 4-1-9】。

教授会の役割及び審議事項は学則第 45 条で定め、加えて「教授会規程」において、学長は教授会の審議事項などを定めている【資料 4-1-10】。

大学院学則第 6 条において、「大学院の教学に関する重要事項を審議し、学長に対し意見を述べるために本大学院に、研究科委員会を置く。」とし、研究科委員会の役割を定めている。また、「研究科委員会規程」において、学長は研究科委員会の審議事項などを定めている【資料 4-1-11】。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教育研究活動に対する支援は、主として大学事務所が担当し、法人本部事務局も関与している。大学事務所に学務課、庶務課、管理営繕課、教務課、学生課、キャリアセンター、入試広報課、図書課及び国際交流課を配置している。これら事務の組織は、図 4-1-1 に示すとおりであり、職務分掌については、「都築第一学園 事務組織規程」に示している【資料 4-1-12】。また、各課においては職位組織図を定め、課員の役割を明確にしている。主要な業務について正・副担当者を定め、担当者や課長不在時の継続性を確保している【資料 4-1-13】。

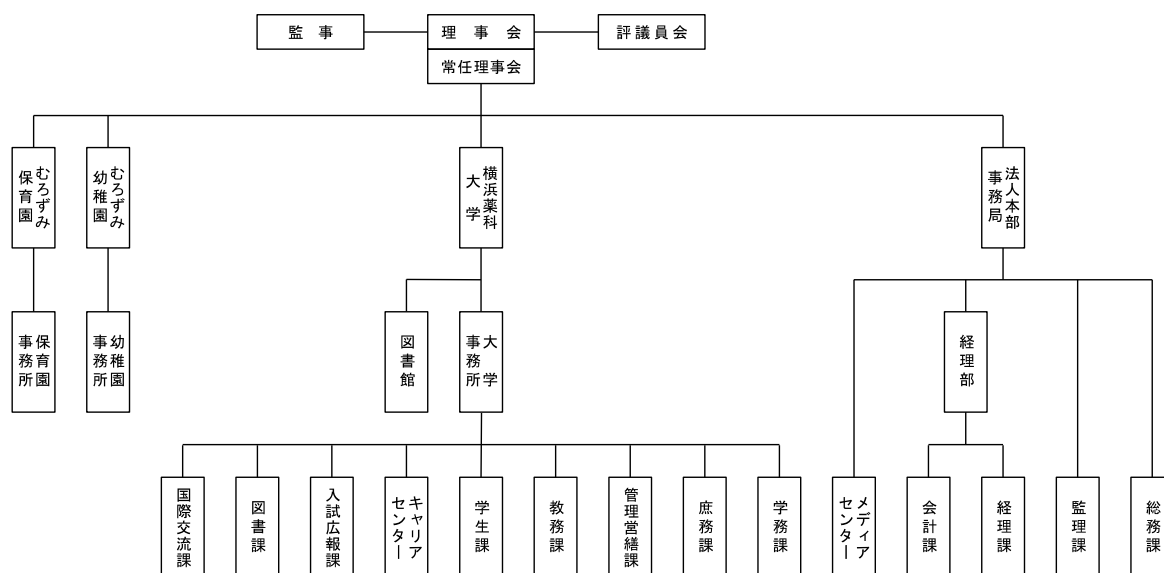


図 4-1-1 学校法人の事務組織図

大学の適切な管理・運営のために、各委員会が設置されている。これらの委員会には、職員もその構成メンバーとして参画し、教員と情報を共有し運営にあたっている。職員が教員と一体となって大学の管理運営を担うことにより、職員の意識と知識・技能の向上及び業務の効率化が図られている【資料 4-1-14】。

(3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

学長がリーダーシップを更に発揮できるよう、学部長が中心となって各委員会などの活動を更に活性化していくとともに、社会情勢に合わせ事務組織や業務内容を検討していく。

エビデンス・資料集

【資料 4-1-1】 横浜薬科大学 学則第 44 条 【資料 F-3】 と同じ

【資料 4-1-2】 横浜薬科大学 学部長選考規程

- 【資料 4-1-3】 横浜薬科大学大学院 学則第 40 条 【資料 F-3】と同じ
- 【資料 4-1-4】 横浜薬科大学 研究科長選考規程
- 【資料 4-1-5】 学長への週間報告（一例）
- 【資料 4-1-6】 学長面談記録（一例）
- 【資料 4-1-7】 横浜薬科大学 部長会規程、運営委員会規程
- 【資料 4-1-8】 横浜薬科大学 学則第 45 条 【資料 F-3】と同じ
- 【資料 4-1-9】 横浜薬科大学 副学長の職務に関する内規
- 【資料 4-1-10】 横浜薬科大学 教授会規程
- 【資料 4-1-11】 横浜薬科大学大学院 研究科委員会規程
- 【資料 4-1-12】 都築第一学園 事務組織規程
- 【資料 4-1-13】 各課職位組織図（令和 4 年度）
- 【資料 4-1-14】 学内委員会組織表 【資料 2-2-1】と同じ

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

学士課程における専任教員は、教授 50 人、教員総数 100 人であり、設置基準（教授 45 人：教員総数 88 人）を満たし、必要専任教員数を 12 人超えて配置している（表 4-2-1）。また、実務の経験を有する専任教員数は 13 人であり、大学設置基準で必要とされる教員数（10 人）を満たしている。

表 4-2-1 専任教員数

	教授数（人）		総教員数（人）	
	在職者数	設置基準定数	在職者数	設置基準定数
健康薬学科	9	8	18	16
漢方薬学科	12	10	20	20
臨床薬学科	11	11	25	22
薬科学科	6	4	8	7
大学全体	12	12	29	23
合計	50	45	100	88

大学院課程における研究指導教員及び研究指導補助教員数は現在、薬科学専攻博士前期課程の 36 人うち教授 23 人（設置基準：教員総数 9 人うち教授 5 人）、薬科学専攻の博士後期課程の 10 人うち教授 5 人（同：教員総数 9 人うち教授 5 人）、また、薬学専攻の博士課程の 26 人うち教授 15 人（同：教員総数 9 人うち教授 5 人）であり、設置基準を満たし

ている。

授業科目の担当教員配置に関しては、主要授業科目の大半を専任の教授、准教授又は講師が担当し、学生実習や演習科目については、助教や助手が加わるなど教育目的及び教育課程に即した教員を配置している【資料 4-2-1】。

教育職員の採用(内部昇格も含む)に関する手続きは、「横浜薬科大学教育職員選考規程」及び同規程の審査内規に定めている【資料 4-2-2】。その手続きは次のとおりとなっている。まず、採用・昇格対象者を教育職員選考委員会で審査し、教授会の意見を聴いて、学長が上申し、理事長が決定している。この理事長の決定をもとに、新規教員の採用及び内部昇格の手続きを実施している。

教員は、毎年、教育及び研究活動の業績（教育実践上の主な業績、作成した教科書、教材、参考書、教育方法、教育実践に関する発表、講演、著書・論文などの研究活動、学会及び社会における主な活動）を記載した「教員活動報告書」を作成している。「教員活動報告書」の評価対象項目は、「1. 教育活動」「2. 研究活動」「3. 大学運営活動」「4. 社会貢献活動」となっており、これらを数値化して総合的に評価している。また、この「教員活動報告書」は、昇格などの参考資料としている【資料 4-2-3】。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員の授業及びその他の教育研究能力の向上を図るため、FD 委員会を設置している【資料 4-2-4】。FD 委員会の中には、各専門的な FD を推進する WG を設け、国家試験の結果の総括と今後の対策、教育活動の問題点、薬学教育を取り巻く社会の変化、留年・退学抑制策等について FD・SD 研修会や講演会を企画立案し、定期的かつ継続的に実施している。

表 4-2-2 令和 3 (2021) 年度 FD・SD 研修会

項目	内容等
日時 場所	令和 3 年 4 月 20 日 (火) 15 時 00 分から 15 時 35 分 各研究室 (オンライン)
参加者	学園総長、学長、副学長、学部長以下教員 108 人
研修内容	・ 第 106 回薬剤師国家試験結果の総括 ・ 第 107 回薬剤師国家試験について
日時 場所	令和 3 年 8 月 6 日 (金) 14 時 55 分から 15 時 55 分 各研究室 (オンライン)
参加者	学園総長、学長、学部長以下教員 75 人
研修内容	・ 第 107 回薬剤師国家試験に向けての今後の対応について ・ 募集広報について
日時 場所	令和 3 年 10 月 6 日 (水) 14 時 05 分から 14 時 40 分 各研究室 (オンライン)
参加者	学園総長、学長、副学長、学部長以下教員 83 人
研修内容	・ 前期教育活動の問題点の対策について ・ 第 107 回薬剤師国家試験に向けての今後の対策について

日時 場所	令和3年10月14日(木) 13時30分から15時00分 A33講義室、各研究室(オンライン)
参加者	教員75人、職員6人
研修内容	・薬剤師並びに薬学教育を取り巻く社会の変化と対応
日時 場所	令和3年10月27日(水) 16時20分から17時30分 各研究室(オンライン)
参加者	教員95人、職員80人
研修内容	・ハラスメントに関する事前の意識調査データの総評 ・大学研究室等(教員一学生間)でのハラスメント事案の紹介 ・高校現場(生徒・保護者一教職員間)でのハラスメント事案の紹介
日時 場所	令和3年12月1日(水) 14時50分から15時35分 各研究室(オンライン)
参加者	学園総長、学長、副学長、学部長以下教員79人
研修内容	・第107回薬剤師国家試験に向けての今後の対策について
日時 場所	令和4年2月14日(月) 14時05分から15時40分 各研究室(オンライン)
参加者	学園総長、学長、副学長、学部長以下教員85人
研修内容	・第107回薬剤師国家試験に向けての状況について
日時 場所	令和4年4月19日(火) 14時35分から15時45分 各研究室(オンライン)
参加者	学園総長、学長、副学長、学部長以下教員71人
研修内容	・第107回薬剤師国家試験結果と第108回薬剤師国家試験について ・学籍の状況と留年・退学抑制策について

さらに、教員の授業内容・方法の向上及び学生の授業に対する意見を反映することを目的として、前期と後期の年2回、授業アンケートを教務委員会により実施している。令和3(2021)年度の多くは対面授業ではなく遠隔授業であったが、全ての講義科目を対象とし、学生にオンラインでアンケートを入力してもらい、その結果を点数化することで評価を行った。個々の教員は、得られたアンケートの結果と定期試験の点数分布や合格率、得点分布などを記載するとともに、学生のコメントに対する改善計画を記述した「教員による授業の自己点検報告書」を毎年提出している【資料4-2-5】。提出された自己点検報告書及び学生からの各種アンケートをもとに、教育の質の向上に関する学生のニーズを把握しFDに反映した。令和3(2021)年度は、遠隔授業実施に向けた講義方法について、実践紹介として「FD連絡帳」で紹介するなどを実施した【資料4-2-6】。これらにより、現状の教育の向上と、将来に向けての教員啓発を実施した。

また研究奨励に関するFDとしては、浜薬研究交流セミナーにより実施している。従来より実施しているセミナーに加えて、令和3(2021)年度は、科研費申請のススメ、科研費終了報告会及び4人のベテラン教員による永年研究者記念講義を実施した【資料4-2-7】【資料4-2-8】【資料4-2-9】。これらにより、研究活動が飛躍的に活性化され、令和3(2021)

年度では 27 件であった科研費の申請件数が、令和 4（2022）年度は 44 件と、約 1.6 倍となった【資料 4-2-10】。

このほか、研究業績編纂 WG による「教育・研究年報」の作成、教員評価 WG による教育研究業績などに関する「教員活動報告書」の作成を通して、教育・研究内容・方法などの改善の工夫・開発などの向上を図っている【資料 4-2-11】【資料 4-2-12】。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の配置や職能開発などについては、今後も退職教員の動向に合わせ、適切な採用及び昇格を継続的に実施するとともに、大学設置基準を遵守し、若手教員の採用を積極的に進め、年齢・性別などのバランスを考慮した教員の確保と配置に努める。

また、各種アンケートを踏まえた学生のニーズ、社会情勢に応じて、今後も更なる教育・研究活動の推進に努める。

エビデンス・資料集

- 【資料 4-2-1】 シラバス 【資料 F-12】 と同じ
- 【資料 4-2-2】 横浜薬科大学 教育職員選考規程、教員資格審査内規
- 【資料 4-2-3】 令和 3 年度 教員活動報告書 書式
- 【資料 4-2-4】 横浜薬科大学 FD 委員会運営規程
- 【資料 4-2-5】 教員による授業の自己点検報告書（一例） 【資料 3-2-16】 と同じ
- 【資料 4-2-6】 FD 連絡帳
- 【資料 4-2-7】 科研費申請のススメ 次第
- 【資料 4-2-8】 科研費終了報告会 次第
- 【資料 4-2-9】 令和 3 年度 永年研究者記念講義 次第
- 【資料 4-2-10】 令和 3 年度、令和 4 年度 科学研究費申請者一覧
- 【資料 4-2-11】 教育・研究年報（目次）
- 【資料 4-2-12】 令和 3 年度 教員活動報告書 書式 【資料 4-2-3】 と同じ

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員の資質・能力向上策を検討・計画・実行する機関として SD 委員会を設置している【資料 4-3-1】。教職員の識能向上や本学が抱える各種の問題に対する認識の共有と解決策の検討を目的として、FD 委員会と協力して FD・SD 研修会を継続的に実施している（表 4-2-2）。

年度当初に新任の教職員を対象に新任者教育を実施し、就業規則、学則、各種事務手続きなどについて修得させている【資料 4-3-2】。新規採用職員は、教務課、学生課及び入試課等の学生と接する機会の多い部署に配置して OJT (On the Job Training) を行っている。職員の技能向上のため、文部科学省、大学関係協会などによる各種説明会・研修会や私学経営研究会、JMA (日本能率協会) が主催する SD フォーラムなど、学外の研修に積極的に参加させている【資料 4-3-3】。全教職員を対象に「広報勉強会」などを実施し、少子化等学生募集環境の変化に対応した学生募集のあり方などについて認識の統一を図り、教職員一丸となった学生募集を行っている【資料 4-3-4】。

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

職員だけでなく、教員との合同で実施する SD 研修を今後も継続し、更に充実した研修制度を整備する。学生の支援体制の充実のため、SD 研修や外部研修会への積極的な参加及び OJT を活用し、個々の職員の資質・能力の向上を図る。来年度から学外の研修先を見直し、職員が希望する項目や時間で研修できるようにする。

エビデンス・資料集

【資料 4-3-1】 横浜薬科大学 SD 委員会運営規程

【資料 4-3-2】 令和 4 年度新採用者教育 次第

【資料 4-3-3】 令和 3 年度 学外研修状況 参加者

【資料 4-3-4】 令和 3 年度入試 結果報告、令和 4 年度の募集広報

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究教育上の目的に沿った研究活動が行えるよう、32 研究室 (6 年制薬学科 26 研究室、4 年制薬科学科 6 研究室) を設置している。これらの研究室には実験室と教員の居室が設置されるとともに、薬学の各分野における基本的な研究が可能な設備が整っており、教員の研究活動を行う環境及び学生が実験をはじめとする種々の卒業研究の指導を受ける環境が確保されている。

研究活動については、中央機器室、動物実験施設及び薬用植物園が整備されている。中央機器室には、高度な研究活動を遂行するのに必要な各種の先端機器・装置類が設置されており、学生の卒業研究、教員の研究に利用している。機器の更新及び購入時には教員の希望を調査し、必要性に基づいた機器の選定を行い整備している。動物実験施設及び薬用植物園は、学生の実習、卒業研究、教員の研究のために使用されており、各規程で適切に

運営・管理されている【資料 4-4-1】【資料 4-4-2】【資料 4-4-3】【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】
【資料 4-4-6】。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学の学術研究の信頼性と公正性を確保するため、「研究倫理規程」を定めている【資料 4-4-7】。

上記規程及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正、文部科学大臣決定）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日、文部科学大臣決定）に基づき「横浜薬科大学における公的研究費等に関する不正防止計画」や「横浜薬科大学研究倫理教育計画」を作成し、対応している【資料 4-4-8】【資料 4-4-9】。年度始めに新着任者教育や教員連絡会において公的研究費の取り扱い及び研究活動の不正防止に関する内容を周知している。教員や担当職員は一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）あるいは日本学術振興会（eL-CoRE）が公開している研究倫理 e ラーニングコースを受講するとともに、不正を行わない旨の誓約書を提出している【資料 4-4-10】。また、「研究費・研究倫理ハンドブック」を作成し、教員に配付している【資料 4-4-11】。学内外からの意見を聴くため、「公的研究費の不正使用等に係る告発窓口」及び「公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口」をホームページに公表している【資料 4-4-12】。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究室の予算については、学生の卒論のための費用（実験実習費）と教員の研究のための費用（研究費）の 2 つに区分し、実験実習費は配属学生数に応じた額、研究費は教員数等に応じた額を配分している。また、研究意欲を振起するため、競争的資金を獲得した教員には獲得額の一定割合を特別研究費として追加で配分している【資料 4-4-13】。また、年度途中で新たに発生する研究ニーズに充当するため予備費を計上している。中央機器室が管理する共有機器の更新、維持及び管理に必要な経費については、中央機器委員会が全学からの要望について審議して中期的な計画を立案し、その計画に基づいて運用している【資料 4-4-14】。

外部資金の獲得については、文部科学省の科学研究費補助金（科研費）をはじめとする公的研究費の公募期間や公募要領を教員連絡会やメール配信で連絡している。民間の公募型助成金などの公募情報、申請期限、応募要項は、随時、学内メールで情報を提供するとともに、横浜市経済局関連の外郭団体である木原財団の主催する BVA（Bio Venture Alliance）からの情報なども全教員に周知し、教員が応募しやすくなるよう配慮している【資料 4-4-15】【資料 4-4-16】【資料 4-4-17】。また、科研費の申請書や共同研究・受託研究における契約書の作成支援を学務課が行っている。研究意欲を振起し、科研費等外部資金の申請拡大を目指し、令和 3（2021）年度は、教員連絡会等での応募呼びかけ、昨年度競争的資金に応募した教員への研究費の増額、経験豊富な教員による科研費申請の講演会の実施、科研費申請動画配信、外部支援企業による科研費申請支援（レビュー）を実施し、申請件数が 44 件（昨年度は 27 件）と大幅に上昇した【資料 4-4-18】。

令和元（2019）年度以降の外部資金の獲得状況は、表 4-4-1 に示すとおりである。

表 4-4-1 外部資金の獲得状況

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
文部科学省科研費	件数	23件	23件	16件
	受入額	3,809万円	3,172万円	2,535万円
厚生労働省科研費	件数	2件	2件	1件
	受入額	675万円	750万円	300万円
共同研究、受託研究、助成金等	件数	10件	10件	10件
	受入額	1,519万円	1,938万円	1,284万円

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

中央機器室の中期的な計画に基づき機器の更新あるいは購入し、研究環境の整備に努める。研究倫理に関する規程に基づき、厳正な運用を継続する。また、研究費の配分も適切に行う。引き続き、科研費申請に関する説明会、同申請書の添削支援等の効果を確認し、外部資金獲得を推進する。

エビデンス・資料集

- 【資料 4-4-1】 横浜薬科大学 中央機器委員会規程
- 【資料 4-4-2】 中央機器室ガイダンス資料
- 【資料 4-4-3】 横浜薬科大学 動物実験施設規程
- 【資料 4-4-4】 横浜薬科大学 動物実験施設利用規程
- 【資料 4-4-5】 横浜薬科大学 薬用植物園管理規程
- 【資料 4-4-6】 横浜薬科大学 薬用植物園利用規程
- 【資料 4-4-7】 横浜薬科大学 研究倫理規程
- 【資料 4-4-8】 横浜薬科大学における公的研究費等に関する不正防止計画
- 【資料 4-4-9】 横浜薬科大学研究倫理教育計画
- 【資料 4-4-10】 誓約書様式
- 【資料 4-4-11】 研究費・研究倫理ハンドブック
- 【資料 4-4-12】 大学ホームページ（公的研究費の不正使用等及び研究活動における不正に係る通報窓口）
<https://www.hamayaku.ac.jp/about/infoDisclosure/fraudPrevention/>
- 【資料 4-4-13】 令和3年度 研究費配分計画、特別研究費配分計画
- 【資料 4-4-14】 中央機器委員会 会議録
- 【資料 4-4-15】 科研費募集状況案内（メール文書例示）
- 【資料 4-4-16】 研究助成金 公募
- 【資料 4-4-17】 BVA 募集例
- 【資料 4-4-18】 令和3年度、令和4年度 科学研究費申請者一覧 【資料 4-2-10】と同じ

【基準4の自己評価】

本学は、学長が教学に関する最高責任者とし意思決定を行っている。また、学長の任務を補佐する副学長を置き、学長の命を受けて教学及び大学の管理運営を補佐している。また、学長の意思決定に対し専門的な立場から意見を述べる機関として教授会、研究科委員会が適時開催され、助言・提言がなされている。「教授会規程」及び「研究科委員会規程」の審議事項として教育研究に関する重要な事項が定められ周知されている。このように権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントが構築され、適切に運営されている。大学の適切な運営のために、必要な職員が適切に配置され、その役割は明確化されている。

本学の専任教員数は大学設置基準を満たしており、また、役職、年齢についてもバランス良く適切に配置されている。採用・昇格については規程が整備されており、適切に実施されている。FDはFD委員会、SDはSD委員会を中心に、全学的に取り組まれており、FD・SD研修会はテーマを変えて毎年実施されている。FD講演会・研修会に加えて、教育研究業績などに関する「教員活動報告書」と「教育・研究年報」を作成することで、教育・研究に関する教員の啓発を図っている。また、各般にわたる外部研修会に積極的に参加し、職員の資質と能力向上を図っている。

研究環境が計画的に整備されるとともに、研究倫理に関して規程が整備され厳正に運用されている。研究活動への資金配分は適切に行われ、中央機器設備などの物的支援が整っている。学務課が、研究費の管理、外部資金の情報提供や申請など研究支援を行っている。科研費申請の講演会、科研費申請動画、外部支援企業による科研費申請など外部資金の獲得に全学を挙げて努力している。

以上のことから、基準4は満たしていると判断できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

設置者である学校法人都築第一学園は寄附行為において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」としており、経営は教育基本法、学校教育法及び私立学校法を遵守し、同法の趣旨に従って誠実に行われている【資料 5-1-1】。

本学の建学の精神に基づき、私立学校としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や諸規程を整備して、高等教育機関として社会の要請に応える経営を行っている【資料 5-1-2】。

私立学校法第 47 条で規定されている事項について、作成した書類を事務所に備えて置き、請求があった場合、閲覧できるようにしている。さらに、学校教育法施行規則第 172 条の 2、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 7 条第 2 項、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6、及び大学の教員等の任期に関する法律第 5 条第 4 項で公表を義務化している情報についてホームページで公表している。また、私立学校法第 63 条の 2 に関わる寄附行為、決算書（収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書）、事業報告書（役員等名簿を含む）、役員の報酬等に関する規程（支給の基準）についてもホームページ上で公表している【資料 5-1-3】。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

私立学校法に拠り定められた寄附行為に規定されている本法人の意思決定機関として理事会を、また、諮問機関として評議員会を定例及び必要に応じ開催し、経営と財務の重要事項について審議がなされている【資料 5-1-4】。

本法人は、理事会で承認された中期計画に基づき、年度の事業計画を策定している。これらの計画に基づく業務の遂行状況を半期ごとに分析・検討し、次期又は次年度の計画に反映させることで PDCA サイクルを継続的に行い、目的実現に努力している【資料 5-1-5】

【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

キャンパス及び周辺環境保全及び美化を目指して、構内外の清掃、花木の植栽、樹木の手入れ、除草作業などを定期的に行っている。

省エネ活動として、①夏季のクールビズの実施、②空調設定温度の基準設定や照明の自動消灯装置及び照度切替装置、LED 照明の導入など節電を実施している。「横浜市環境影響評価条例」に基づく「大気汚染物質排出量調査票」や「特定建築物年間管理実施報告書

及び年間管理計画書」等に示されている大気汚染、水質、悪臭、低周波音等の環境保全の指数について学外の専門業者の点検・検査を受け、結果が適正かつ適切であることを確認し、報告書を横浜市へ提出した【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】。

人権の保護に関しては、「ハラスメントの防止に関する規程」及び「個人情報保護規程」に基づき、「ハラスメント防止委員会規程」及び「個人情報保護委員会規程」を整備している。ハラスメントの防止に関しては、学外相談員を設置するとともに、教職員を外部研修会へ参加させて資質・知識の向上を図っている。学内においてはハラスメント防止研修会を開催し、ハラスメントに関するリーフレットを学生・教職員に配布し、周知、啓蒙に努めている【資料 5-1-12】【資料 5-1-13】【資料 5-1-14】【資料 5-1-15】【資料 5-1-16】【資料 5-1-17】。

本学園では「危機管理に関する規程」を整備し、火災、風水害、地震、事故、伝染病などへの対処要領を定めている。「防災安全委員会」は、教職員及び学生参加の防災訓練を定期的実施し、災害時の対応を訓練するとともに、防災への意識を高めている【資料 5-1-18】【資料 5-1-19】。

また、防犯対策として各所に防犯カメラを設置している。警備は学外警備会社に委託しており、警備員が構内への出入りを監視している。さらに、AED を要所に設置し緊急時の救護体制をとっている。

薬学部の特性に鑑み、病原性微生物、遺伝子組換え実験、毒物、実験動物などの取り扱いなどに関する規程を定め、微生物、遺伝子、毒物、化学物質、実験動物などの取り扱い・管理の安全の確保に努めている。【資料 5-1-20】【資料 5-1-21】【資料 5-1-22】【資料 5-1-23】【資料 5-1-24】。特に、学術研究の振興のために尊い命を捧げてくれた実験動物に感謝と哀悼の意を表すため、毎年度実験動物慰霊祭を執り行っている【資料 5-1-25】。

教職員の健康への配慮に関しては、労働安全衛生法に基づき、教職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じてメンタルヘルス不調となることを未然に防止するため、メンタルヘルスチェックを行い、労働基準監督署へ報告している。さらに、2名の職員に第一種衛生管理者の資格を取得させ、労働災害の防止に万全を期している【資料 5-1-26】。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも法令の改正や社会情勢の変化に適切に対応し、法令を遵守しつつ経営の規律と誠実性を維持していく。

エビデンス・資料集

【資料 5-1-1】 都築第一学園寄附行為 第 3 条 【資料 F-1】と同じ

【資料 5-1-2】 都築第一学園・横浜薬科大学規程集 目次 【資料 F-9】と同じ

【資料 5-1-3】 大学ホームページ（大学概要／情報公開）

<https://hamayaku.ac.jp/about/infoDisclosure/>

【資料 5-1-4】 都築第一学園寄附行為 第 16 条、第 19 条 【資料 F-1】と同じ

【資料 5-1-5】 中期計画（令和 3 年度） 【資料 1-2-9】と同じ

【資料 5-1-6】 令和 3（2021）年度事業計画書 【資料 F-6】と同じ

- 【資料 5-1-7】 令和 3 年度上半期の事業分析結果
- 【資料 5-1-8】 令和 4 (2022) 年度事業計画書 【資料 F-6】 と同じ
- 【資料 5-1-9】 令和 3 (2021) 年度事業報告書 【資料 F-7】 と同じ
- 【資料 5-1-10】 横浜薬科大学「令和 3 年度大気汚染物質排出量調査票の提出」
- 【資料 5-1-11】 横浜薬科大学「令和 3 年度特定建築物年間管理計画書」及び「令和 2 年度特定建築物年間管理実施報告書」
- 【資料 5-1-12】 都築第一学園 セクシャル・ハラスメントの防止に関する規程
横浜薬科大学 パワー・ハラスメント等の防止に関する規程
- 【資料 5-1-13】 横浜薬科大学 個人情報保護規程
- 【資料 5-1-14】 横浜薬科大学 ハラスメント防止委員会規程
- 【資料 5-1-15】 横浜薬科大学 個人情報保護委員会規程
- 【資料 5-1-16】 ハラスメント防止研修会資料
- 【資料 5-1-17】 ハラスメントに関するリーフレット
- 【資料 5-1-18】 都築第一学園 危機管理に関する規程
- 【資料 5-1-19】 令和 3 年度防災訓練実施計画・報告
- 【資料 5-1-20】 横浜薬科大学 病原性微生物等安全管理規程
- 【資料 5-1-21】 横浜薬科大学 遺伝子組換え実験安全管理規程
- 【資料 5-1-22】 横浜薬科大学 毒物及び劇物取扱規程
- 【資料 5-1-23】 横浜薬科大学 化学物質管理規程
- 【資料 5-1-24】 横浜薬科大学 動物実験規程
- 【資料 5-1-25】 大学ホームページ (動物慰霊祭)
<https://www.hamayaku.ac.jp/news/2022/06/post-184.html>
- 【資料 5-1-26】 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園の意思決定機関である理事会は、定例及び必要に応じて開催されており、寄附行為に定める事項などについて、審議・決定を行っている。理事会は、理事 5 人以上 7 人以内で構成され、理事総数の 3 分の 2 以上の出席により成立する。理事は寄附行為第 6 条に基づき選任され、私立学校法第 38 条第 5 項に規定される本法人の役員又は職員でない者 2 人を含めており、社会経験が豊かで、経営に関する見識を有する者で構成している。令和 3 (2021) 年度は、理事会が年間 3 回開催された【資料 5-2-1】。

本法人の運営を円滑・迅速に実施するため、寄附行為第 12 条の規定に基づき、理事 3 人以内で構成される常任理事会を設置し、「常任理事会設置に関する規程」に基づき、理事会の包括的授権に基づいて日常の業務について審議決定、実行し、その結果を理事会へ報

告することとしている【資料 5-2-2】。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会機能の健全性を維持するため、理事の選任にあたっては、私立学校法第 38 条第 5 項に規定される本法人の役員又は職員でない者を、今後とも 2 人以上含め、社会経験が豊かで、優れた見識を有する者を充てていく。

エビデンス・資料集

【資料 5-2-1】 令和 3 年度理事会等名簿及び理事会・評議員会の開催状況

【資料 F-10】 と同じ

【資料 5-2-2】 都築第一学園 常任理事会設置に関する規程

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事会には、寄附行為の規定に基づき学長が理事として参加し、法人の中核となる大学に関わる審議案件について正しい情報を提供し、各理事の適切な判断に寄与している【資料 5-3-1】。

教育研究に関する各種案件について意義のある審議をするため、教務委員会、学生委員会、FD 委員会、IR 委員会などの各委員会を介して教職員や研究室などの意見をくみ上げている。各委員会からの意見、提案などについては、法人から事務局長が参加する「部長会」において情報交換及び意見調整し、本学運営委員会、教授会等での審議事項等への諮問、提案等を行うとともに、必要事項を学長には学部長が、理事長には事務局長が報告している。学長の校務運営に関する指示事項、教授会で審議された意見などを周知するため、教職員が出席する「教員連絡会」が設けられている。本法人の意思決定機関である理事会の円滑な運営に資するため、大学の管理運営などの事項について審議する「運営委員会」を設置し、重要事項を事前に協議し、提案内容を調整するとともに、全体の意見調整を行っている。「運営委員会」は、法人から理事長及び事務局長、大学から学園総長、学長、副学長、学部長、事務長のほか、議案に応じて関係部長が参加して適時開催されている【資料 5-3-2】。

寄附行為において、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定めている。理事長が事務局長、事務長等から毎月定例の報告を受け、状況を把握した上でリーダーシップを発揮することにより、法人の意思決定が円滑に行われている【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会及び評議員会での提出議案などについては、議長である理事長、又は理事長が指名した法人本部事務局長などが説明し、必要に応じ理事及び評議員である学長が補足している。

監事及び評議員は、寄附行為に基づき選任されている。監事は理事会及び評議員会に出席し、大学の業務、法人の財産等の状況について意見を述べている【資料 5-3-5】【資料 5-3-6】。

本法人には私立学校法第 41 条に基づき評議員会を設置し、同法第 42 条に定める事項について理事長はあらかじめ評議員会の意見を聴くとともに、同法第 46 条に定める決算及び事業の実績を評議員会に報告し、評議員会の意見を求めている【資料 5-3-7】。

私学振興助成法第 14 条第 3 項に基づき監査機関による監査を受けるほか、監事による監査及び内部監査により経営効率の向上と業務の適正化を図っている【資料 5-3-8】【資料 5-3-9】【資料 5-3-10】。

理事の理事会への出席及び評議員の評議員会への出席状況は、寄附行為第 16 条第 10 項及び第 19 条第 7 項の参加基準を満たしている。また、監事は理事会及び評議員会へ必ず出席している。法人及び大学の管理運営機関の意思決定は円滑かつ適正に行われており、相互チェック機能も高いレベルで維持されている【資料 5-3-11】【資料 5-3-12】【資料 5-3-13】。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、健全な組織運営のため、現状の意思決定及び相互チェック機能を維持していく。

エビデンス・資料集

- 【資料 5-3-1】 都築第一学園寄附行為 第 6 条 【資料 F-1】と同じ
- 【資料 5-3-2】 横浜薬科大学 部長会規程、運営委員会規程 【資料 4-1-7】と同じ
- 【資料 5-3-3】 都築第一学園寄附行為 第 11 条 【資料 F-1】と同じ
- 【資料 5-3-4】 理事長報告・指示について（一例）
- 【資料 5-3-5】 理事会・評議員会の開催状況（令和 3・4 年度） 【資料 F-10】と同じ
- 【資料 5-3-6】 監事監査 監査報告書
- 【資料 5-3-7】 理事会・評議員会の開催状況（令和 3・4 年度） 【資料 F-10】と同じ
- 【資料 5-3-8】 監査機関 監査日程表、監査報告書
- 【資料 5-3-9】 都築第一学園 内部監査実施規程
- 【資料 5-3-10】 内部監査 監査報告書
- 【資料 5-3-11】 理事会・評議員会の開催状況（令和 3・4 年度） 【資料 F-10】と同じ
- 【資料 5-3-12】 都築第一学園寄附行為 第 16 条 【資料 F-1】と同じ
- 【資料 5-3-13】 都築第一学園寄附行為 第 19 条 【資料 F-1】と同じ

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

理事会の承認を受けた中期計画に基づき中期財務計画を策定し、安定した経営基盤の確保を目指している【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】。

特に、バランスを重視した収支状況に留意し、教育研究基盤の維持充実を期しつつ、将来構想を踏まえた校地校舎などの自己所有化の推進を図り、財務運営基盤の強化に努めている。

財務運営の基本である学生募集の状況は極めて良好な状況で推移している。この状態をより確実なものとするため、学生の学修環境の充実を重視した施策の強化を図っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

適正な収入見積りに基づき、所要の事業を経理規程第 44 条に基づき予算編成方針に準拠して年度の予算を編成し、収支のバランスを確保している。

編成にあたって、収入については、安定的な学納金の確保を前提とした堅実な見積りのもと、科研費の獲得等による更なる収入源の多様化に努めている。なお、科研費の申請件数は令和 3 (2021) 年度の 27 件 (採択 4 件) から令和 4 (2022) 年度は 44 件 (採択 8 件) と 17 件 (4 件) 増加した。施設整備費補助金、研究設備整備費等補助金などの受入れも積極的に推進し、財政基盤の充実を図っている【資料 5-4-5】。支出については、組織の継続運営のために義務的な傾向の強い標準経費と、当該事業に自主的な運営を求められる特別経費に区分して、人件費・教育研究経費・管理経費のバランスを図っている【資料 5-4-6】

【資料 5-4-7】。令和 3 (2021) 年度は、令和 2 (2020) 年度の教訓を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策に対応したオンライン教育の環境整備など、学生の学修環境の充実を目指した予算を編成し、執行した【資料 5-4-8】。

安定した財務基盤の前提は良好な学生募集、すなわち学生の質と定員の充足を維持することであるとの認識のもと、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、教職員一丸となってキャンパスラリー（オープンキャンパスから名称変更）をはじめ各種施策を推進し、良好な成果を収めている【資料 5-4-9】。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

中長期的な視点に立って、教育研究基盤の維持充実を図るとともに、財務運営基盤の強化に努めており、今後も教育研究の目的を達成するために、定員の確実な確保と経費の節減に留意し、収支バランスの適正化を継続していく。

エビデンス・資料集

【資料 5-4-1】 中期計画（令和元年度） 【資料 1-2-8】と同じ

【資料 5-4-2】 中期計画（令和 3 年度） 【資料 1-2-9】と同じ

【資料 5-4-3】 平成 30 年度中期財務計画（平成 30 年度～令和 5 年度）

- 【資料 5-4-4】 令和 3 年度中期財務計画（令和 4 年度～令和 8 年度）
- 【資料 5-4-5】 令和 3 年度私立学校施設整備費補助金交付に係る書類「新型コロナ対応事業等（補助金活用）」
- 【資料 5-4-6】 計算書類 【資料 F-11】 と同じ
- 【資料 5-4-7】 事業活動収支計算書関係比率（大学単独） エビデンス集（データ編）
【表 5-3】 と同じ
貸借対照表関係比率（法人全体のもの） エビデンス集（データ編）
【表 5-4】 と同じ
- 【資料 5-4-8】 コロナウイルス感染症対策経費一覧 【資料 2-5-17】 と同じ
- 【資料 5-4-9】 2021 年度募集広報イベント成果概要

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準及び本法人の定める経理規程に準拠し、会計処理が適正に実施されている。複雑な会計処理を要する場合は、外部の公認会計士・税理士などに相談し、適正な処理に努めている。また、各種セミナーや研修会にも積極的に参加し、会計に関する資質・識能の向上に努めている【資料 5-5-1】。

予算については、所掌各課などの執行状況を伺書などで定時に把握し、各月・年度の支払計画との整合に努めている。年度途中において想定されなかった状況の変化等に対応するため新たに実施しようとする事業については、必要性を精査し、手順を経て予備費又は補正予算をもって対応している。

各月末の資金の保有の状況を翌月当初に複数の者により点検し、金銭事故の防止に努めている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査法人による監査は、期中及び期末監査として、法人本部において 1 日 4～5 人によって 14 日間にわたり実施されている。内容は決算書類のチェックのほか、資産関係の取得に係る稟議書、理事会・評議員会の議事録確認、内部統制の検証、引当金の状況など広範囲にわたり厳正な監査が実施されている【資料 5-5-2】。

監事による監査は、学校法人の業務、財務状況、理事の業務執行状況等について、監査法人の監査時のミーティング、学部長等との面談、理事会への出席等を通じて、適正に実施されている【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】。また、内部監査は、内部監査実施規程に基づき理事長が指名した監査員が、定時及び随時に指定された主要監査項目を基準に監査を実施

している【資料 5-5-5】。

エビデンス・資料集

【資料 5-5-1】 研修等参加報告（経理課）

【資料 5-5-2】 監査機関 監査日程表、監査報告書 【資料 5-3-8】 と同じ

【資料 5-5-3】 監事監査 実施計画書

【資料 5-5-4】 監事監査 監査報告書 【資料 5-3-6】 と同じ

【資料 5-5-5】 内部監査 監査報告書 【資料 5-3-10】 と同じ

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

監査法人・監事・内部監査による、より実効的な三様監査を実現するため、内部監査体制の更なる充実を図る。

【基準 5 の自己評価】

使命・目的の実現への継続努力がなされており、健全な経営体制を維持している。また、意思決定の体制が確立しており円滑な運営がなされている。法人・大学間の連携体制及び相互チェックが適切に機能している。

一方、安定した財務基盤のもと、中期的な計画に基づき財務運営がなされ、適切な収支バランスが保たれている。また、会計処理が適正に行われ、会計監査体制が整備され厳正に実施されている。

以上のことから、基準 5 は満たしていると判断できる。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証に関する全学的な方針については、学則第 56 条及び大学院学則第 50 条において、大学及び大学院の「目的および社会的使命を達成するために、教育研究活動などの状況について自己点検・評価を行い、教育研究水準の向上及び活性化を図るものとする。」と規定している【資料 6-1-1】。

内部質保証の遂行に携わる組織としては、図 6-1-1 に示すとおり将来計画委員会、自己点検・評価委員会、IR 委員会、FD 委員会及び SD 委員会が、各委員会の規程により組織され、それぞれが相互に連携する体制を構築している【資料 6-1-2】【資料 6-1-3】【資料 6-1-4】【資料 6-1-5】【資料 6-1-6】。

「自己点検・評価に関する規程」の中で、学園総長、学長、学部長をはじめ、主要な役職及び委員長からなる自己点検・評価委員会を組織し、作業部会として自己点検・評価ワーキンググループが編成され、大学の教育及び研究の質保証を目指した自己点検・評価を実施している【資料 6-1-7】。上記委員会の報告により、学長が大学全体の教育研究に関する重要な事項と判断した場合は、教授会に諮り内容を審議した上で、学部長・研究科長を通じて各部門に改善・向上を指示している。

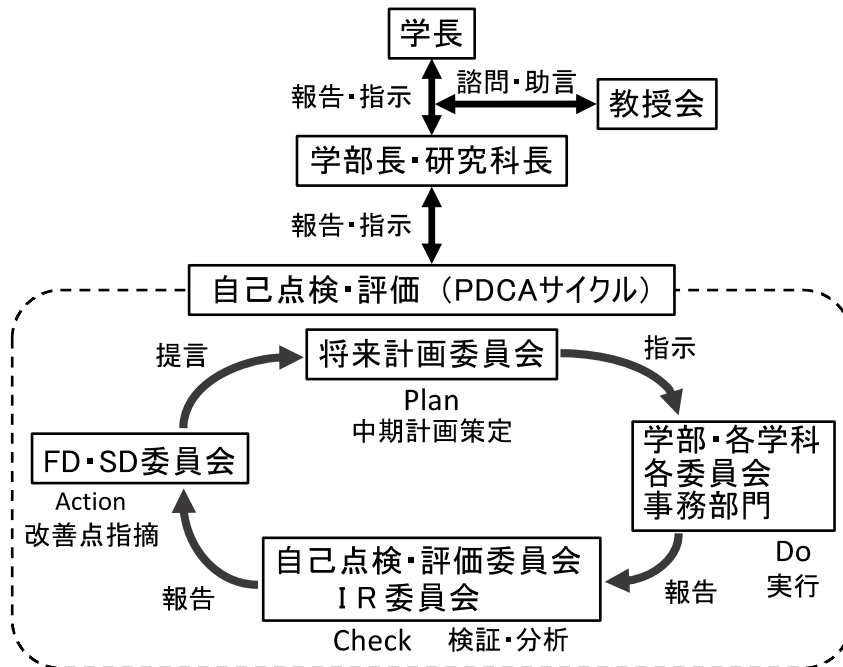


図 6-1-1 横浜薬科大学 自己点検・評価組織図

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

委員会ごとの PDCA サイクルは機能していると考えるが、内部質保証を機能的に行うために、各委員会の機能の連携のいっそうの充実を図る。そのために、外部有識者の意見も取り入れることができる仕組みを確立させていく。

エビデンス・資料集

【資料 6-1-1】 横浜薬科大学 学則 第 56 条、横浜薬科大学大学院 学則 第 50 条

【資料 F-3】 と同じ

【資料 6-1-2】 横浜薬科大学 将来計画委員会規程

【資料 6-1-3】 横浜薬科大学 自己点検・評価に関する規程

【資料 6-1-4】 横浜薬科大学 IR 委員会運営規程

【資料 6-1-5】 横浜薬科大学 FD 委員会運営規程 【資料 4-2-4】 と同じ

【資料 6-1-6】 横浜薬科大学 SD 委員会運営規程 【資料 4-3-1】 と同じ

【資料 6-1-7】 横浜薬科大学 自己点検・評価に関する規程 【資料 6-1-3】 と同じ

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

平成 18（2006）年に、大学の教育研究水準の向上を図り、大学の使命・目的及び社会的使命を達成するため、「横浜薬科大学 自己点検・評価に関する規程」を制定した。この規程に基づいて自己点検・評価委員会を置き、この委員会が中心となって、教育研究活動などの状況を把握・点検し、評価を行っている【資料 6-2-1】。

平成 27（2015）年の大学機関別認証評価を契機に、「横浜薬科大学 自己点検・評価に関する細則」を制定し、自己点検・評価の項目と基準ごとの担当者を明確にした【資料 6-2-2】。各基準相互の関連性及び共通認識に立って、視点・観点に沿った自己点検・評価の実施並びに教員と職員が協働してエビデンスを収集しており、自己点検・評価の意義や必要性を大学の全教職員が共有している。このことにより、全ての委員会や事務組織が自主的・自律的な自己点検・評価を定期的実施することを意識し、全教職員が教育研究活動の中に自己点検・評価の活動を位置づけられるようになった。自己点検・評価委員会は、点検・評価の結果について報告書（自己点検・評価書）を作成し、理事会に報告するとともに、ホームページで社会へ公表している【資料 6-2-3】。令和元（2019）年、薬学教育評価機構による第三者評価の結果【資料 6-2-4】において、毎年行っている委員会や教員による自己点検・評価では十分ではないと指摘されたため、将来計画委員会を中心として大学全体で内部質保証を精査する体制を整備した【資料 6-2-5】。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IR 委員会は、大学の運営に役立つ情報を集約・分析し、委員会を跨いで提供する役割を担う部門として平成 26（2014）年に立ち上げられた。内部質保証については、自己点検・評価に必要な情報資料や分析結果を自己点検・評価委員会に提供し支援している。また、各教員が保管する科目の成績や単位修得情報と教務課が管理する留年などのデータを収集・連結して解析を行うことで、FD 委員会が行う教育の質の改善に協力している【資料 6-2-6】。

整理・保管しているデータの種類は、第三者評価対応の基礎資料（エビデンス）、文部科学省への報告、授業内容・方法の向上を目的とした授業アンケートと「教員による授業の自己点検報告書」、「教員活動報告書」、「教育・研究年報」、在校生・卒業生アンケート結果などである【資料 6-2-7】【資料 6-2-8】【資料 6-2-9】【資料 6-2-10】【資料 6-2-11】。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

IR 委員会では、引き続き主に教育研究などに関する大学の活動データを毎年、継続的に収集、分析し、大学の意思決定を支援するための調査研究を行うとともに、FD・SD 委員会と連携して、調査結果を基にした施策・方針を提言することを目指している。

エビデンス・資料集

【資料 6-2-1】 横浜薬科大学 自己点検・評価に関する規程 【資料 6-1-3】と同じ

【資料 6-2-2】 横浜薬科大学 自己点検・評価に関する規程細則

【資料 6-2-3】 大学ホームページ（自己点検・評価）

<https://hamayaku.ac.jp/about/infoDisclosure/selfInspection/>

【資料 6-2-4】 大学ホームページ（大学評価結果について）

<https://hamayaku.ac.jp/about/infoDisclosure/evaluationResults/>

【資料 6-2-5】 認証評価で指摘された事項への対応状況 【資料 F-15】と同じ

【資料 6-2-6】 令和 3 年度 IR 委員会 成果報告書

【資料 6-2-7】 授業アンケート結果、教員による授業の自己点検報告、授業アンケートによる担当授業科目へのフィードバック・改善策の報告書（一例）

【資料 6-2-8】 教員活動報告書（一例）

【資料 6-2-9】 教育・研究年報（目次） 【資料 4-2-11】と同じ

【資料 6-2-10】 在学生アンケート調査報告 【資料 2-6-10】と同じ

【資料 6-2-11】 卒業時アンケート調査報告 【資料 3-3-10】と同じ

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

平成 28（2016）年に 3 つのポリシーを見直した際に、これらのポリシーに基づいたアセスメント・プランを作成した【資料 6-3-1】。このアセスメント・プランの観点に基づく自己点検・評価は、機関全体、教育課程に加え学修者の立場という三つの視点からの検証となっている。

大学全体の内部質保証は、学長、学部長、研究科長、各部長、各学科長で組織された将来計画委員会で策定された中期計画（Plan）に基づき、学部、各学科、各委員会及び担当事務部門において計画を実行（Do）し、各委員会の成果報告書【資料 6-3-2】、教員による授業の自己点検報告書【資料 6-3-3】、アンケート等【資料 6-3-4】【資料 6-3-5】【資料 6-3-6】を IR 委員会が収集し、自己点検・評価委員会が内容の検証による年度計画の達成状況を評価（Check）し、評価の結果と抽出された課題について、FD 及び SD 委員会が中心となって客観評価しフィードバックすることにより次年度の計画につなげ（Action）PDCA サイクル（図 6-1-1）を構築している。具体的には、大学全体で取り組むべき教育活動の問題点並びに学修成果の評価の指標である資格の取得率の向上及び留年・退学率の抑制などについて、拡大教授会で学生の現状と対策を教員にフィードバックして教育内容・方法及び学修指導等の向上につなげている【資料 6-3-7】。

令和元（2019）年に、薬学教育評価機構による認証評価を受審し、6 年制薬学教育プログラムは、機構の示す評価基準に適合していることが認められた。審査における「改善すべき点」や「助言」については、FD・SD 研修会を開催して学内に周知【資料 6-3-8】するとともに中期計画に反映させ、改善に取り組んでいる【資料 6-3-9】。16 項目の「改善すべき点」のうち 10 項目の改善は終了している。なお、大学機関別認証評価については、平成 30（2018）年に改善報告書を提出し、更なる改善の必要性が求められた事項については平成 31（2019）年 4 月に教授会規程を改訂し改善を終了している【資料 6-3-10】。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

将来計画委員会、自己点検・評価委員会と IR 委員会がより密に連携し、データ分析結果を自己点検・評価に生かし、将来計画を実行するとともに、新たな将来計画の策定に反映させる。また、各委員会単独では対応しきれない問題等を抽出し、有機的に結びつける内部質保証の仕組みの機能性をいっそう高め、大学全体の内部質保証を高める PDCA サイクルを確実に行う。

エビデンス・資料集

【資料 6-3-1】 横浜薬科大学 3 つのポリシーの検証（アセスメント・プラン）
【資料 3-3-1】と同じ

【資料 6-3-2】 委員会 成果報告書、計画書（一例）

【資料 6-3-3】 教員による授業の自己点検報告書（一例） 【資料 3-2-16】と同じ

【資料 6-3-4】 2021 年度前期授業アンケート結果、授業評価アンケートによる担当授業科目へのフィードバック・改善策の報告書（一例） 【資料 2-6-3】と同

じ

- 【資料 6-3-5】 在学生アンケート調査報告 【資料 2-6-10】 と同じ
- 【資料 6-3-6】 卒業時アンケート調査報告 【資料 3-3-10】 と同じ
- 【資料 6-3-7】 拡大教授会資料（令和 3 年 4 月 20 日、10 月 6 日、令和 4 年 4 月 19 日）
【資料 3-3-15】 と同じ
- 【資料 6-3-8】 令和元年度 FD・SD 研修会成果報告 「薬学教育評価委員会案について」
- 【資料 6-3-9】 中期計画（令和 3 年度） 【資料 1-2-9】 と同じ
- 【資料 6-3-10】 認証評価で指摘された事項への対応状況 【資料 F-15】 と同じ

【基準 6 の自己評価】

大学の使命・目的に従った自主的・自律的な自己点検・評価を、学長ガバナンス、大学運営組織、将来計画委員会のもと「自己点検・評価に関する規程」に基づき、自己点検・評価委員会を中心に組織的に実施しており、内部質保証のための恒常的な組織及び責任体制は明確となっている。

自己点検・評価にあたっては、多くの教職員が委員会や自己点検評価書の作成を通じて自己点検・評価の重要性を認識し、自主的・自律的な自己点検・評価が定期的に行われている。自己点検・評価の結果は、学内で共有され、ホームページを通じて社会へ公表されている。IR 委員会は、必要な情報資料や分析結果を提供することにより自己点検・評価委員会や FD 委員会の活動を支援している。

自己点検・評価は、アセスメント・プランの作成により 3 つのポリシーを起点とした内部質保証となっている。このプランに基づき、大学全体の PDCA サイクルが確立し、機能している。第三者評価の結果を中期的な計画に反映させ大学運営の改善・向上に努めている。

以上のように、本学は、内部質保証に関する全学的方針、組織体制、責任体制を明確に定め、エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的に行い、大学運営の向上に向けた内部質保証の仕組みが機能しており、基準 6 は満たしていると判断できる。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学と地域社会との連携

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学と地域社会との連携

大学の使命・目的には、地域社会への貢献が含まれる。本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神とする地域に開かれた大学を志向し、そのなかで、学生及び教職員の個性を集結し、地域医療や住民の健康と福祉の向上に寄与することを心掛けている。本学が目指す地域社会への貢献とは、災害医療支援、地域医療の連携や薬剤師の卒後教育、地域住民の心と身体健康増進に関わり、多くの人達が幸せに暮らしていけるように支援していく活動であると考えている。ここ 2 年間で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うさまざまな制約にさらされたが、このような状況下においても、大学と地域社会との連携をいくつか図った。以下に、その取組みについて事例を示し自己評価を行う。

第一に、平成 28 (2016) 年以降、横浜市との「災害時の救援物資（医薬品）に関する協定」に基づき、災害時の一般用医薬品集積場として活用できる場を提供している。一般社団法人横浜市薬剤師会が主催する「災害医療支援薬剤師講習会」に教職員が参加して、横浜市各区の災害担当者及び循環備蓄薬局薬剤師とともに災害時の対応に関する講習を受け、災害時の対応について継続的に協議している【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】。

第二に、平成 28 (2016) 年より、横浜市戸塚区ではリビングラボ（地域での多様な主体との対話と共創により、地域課題の解決に向けた公民連携事業を創出する場）活動が行われ、行政・研究機関・企業・地域住民・自治体などが運営主体となり、医療・介護・障がい・子育てをテーマとした社会課題の解決に取り組んでいる。本学はこの団体に参画し、令和 3 (2021) 年度は、横浜市、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護・福祉事業所、NPO、企業などと協働で、コロナ禍における防災連携をテーマに、行政番組を通じた啓発、講演会、オンライン併用型フューチャーセッション、パネルディスカッションなどを実施した【資料 A-1-3】。加えて、横浜市の社会課題の解決に資するこれらの取組みを強化するために令和 3 (2021) 年度末には、横浜市とデータサイエンス及びイノベーションに関する協定を結んだ【資料 A-1-4】。

地域住民の心と身体健康増進などについて、本学が立地する横浜市戸塚区周辺は郊外型ベッドタウンであり、特に近隣の俣野町は 65 歳以上の居住者が 5 割を超える超高齢地域であるため、地域住民の健康への関心は高い。これまで、医薬品、疾病、健康などに関する広範な話題を取り上げる市民公開講座を年に 3 回学内で開催してきた。令和 3 (2021) 年度は、「感染症はいかに人間生活を変えるか」と「未病改善 ～身のまわりの化学物質～」というテーマでオンデマンド配信し、継続的に学びの場を提供した【資料 A-1-5】。また、地域における健康支援活動として、健康ウォーキング「歩こう会」を平成 21 (2009) 年 8

月から年に11回開催している。令和元（2019）年度は、延べ540人の地域住民が参加し、ウォーキング活動を通じて学生ボランティアとの間で親睦交流を図った。令和元（2019）年度までに開催回数が121回に達したが、令和2（2020）年3月に開催予定だった122回以降は、新型コロナウイルス感染症蔓延のため中止となっている【資料A-1-6】。その他、横浜市の行政、横浜市薬剤師会及び本学で産学官連携として毎年実施している「薬物乱用防止キャンペーン in 横濱」は、集客イベントは中止し、オンラインで開催した（令和3（2021）年12月15日～令和4（2022）年1月31日）。ここでは本学の学生による薬物乱用防止教室を動画にて配信するとともに、ラジオ番組での啓蒙活動を行った。これらのことは、地域に根ざした薬科大学としての役割を果たしていると言える【資料A-1-7】。

第三に、薬科大学の重要な使命のひとつに、薬剤師の生涯教育への取り組みがある。本学では、卒後教育講座を年1回主催している。最近では、国民医療費が高騰する中で、在宅医療・介護が注目されている。そのような状況を反映して、在宅で治療を受けている患者において、薬剤師が薬の効果を評価したり、副作用が発現していないかを確認したりするなど、チーム医療に参画する機会が増えているが、フィジカルアセスメントに関する知識や技能を有する薬剤師が少ないのが現状である。そこで、フィジカルアセスメントに関する基礎知識、実技演習及び症例検討を含む卒後教育講座を開催し、地域薬剤師の素養向上に貢献している【資料A-1-8】。このほか、漢方を学ぶ機会の少ない薬剤師に漢方の基本を学ぶ場を提供する目的で、薬剤師生涯学習講座「浜薬漢方セミナー」を開催している。令和3（2021）年度は、対面ではなく通信教育講座として、漢方薬学科の教員が作成した講義資料を送付した【資料A-1-9】。

（3）A-1の改善・向上方策（将来計画）

横浜市戸塚区をはじめとする周辺自治体との連携を今後も積極的に推進する。地域医療・介護・福祉などの質の向上への貢献や大学施設の開放・共同利用については、継続して拡充していく。公開講座などの継続的实施については、社会のニーズを把握しながら、各大学、薬剤師会、病院薬剤師会が数多くの医療に関する勉強会を企画しているなかで魅力あるテーマを採用する。

エビデンス・資料集

- 【資料A-1-1】 戸塚区と横浜薬科大学との連携協力に関する基本協定書
- 【資料A-1-2】 災害時の救援物資（医薬品）に関する協定
- 【資料A-1-3】 令和2年度とつかりビングラボ総会報告書、
令和3年度とつかりビングラボ総会報告書（案）
- 【資料A-1-4】 横浜市と横浜薬科大学とのデータサイエンス及びオープンイノベーションに関する協定書
- 【資料A-1-5】 第39回市民公開講座ご案内
- 【資料A-1-6】 121回 歩こう会、歩こう会参加状況表
- 【資料A-1-7】 第10回薬物乱用防止キャンペーン in 横濱 実施報告書
- 【資料A-1-8】 2021年度 横浜薬科大学 第9回卒後教育講座のご案内
- 【資料A-1-9】 浜薬漢方セミナー案内

【基準 A の自己評価】

新型コロナウイルス感染症がまん延する中においても、地域共創リビングラボでは、コロナ禍における防災連携をテーマに啓発活動を行い、新たな地域の活性化や課題解決とともに考える仕組みを構築できた。市民公開講座や薬物乱用防止キャンペーンなどでは規模を縮小しながらも継続し、地域との関係の基盤強化を進めた。

以上のことから、基準 A は満たしていると判断できる。

基準 B. 産学官連携

B-1. 産学官連携

B-1-① 産学官連携を支援する環境の充実

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 産学官連携を支援する環境の充実

日本学術会議の提言では、「薬学は、人体に働きその機能の調節などを介して疾病の治癒、健康の増進をもたらす医薬品の創製、生産、適正な使用を目標とする総合科学である。現在、薬物治療の高度化を背景に、革新的な医薬品の創出を目指す創薬科学と医療と創薬科学をつなぐ臨床薬学・医療薬学の研究・実践が社会的に大きな期待を集めている。一方、薬学は薬剤師という職能を介して医療の一端を担っており、その教育や人材育成も大きな課題となっている。」【資料 B-1-1】としている。

このような現状を踏まえると、今日の薬科大学の教育では、病院や薬局などで活躍する薬剤師養成のみならず、医療・健康関連産業全般に関わる人材育成が求められており、幅広い薬学の基礎知識と創薬の知識を併せもつ人材の育成という社会のニーズに応えることができる。一方、大学における研究では、産学連携活動は、研究環境、研究活動の活性化及び教員・学生の研究マインドの醸成につながる。こうした研究マインドをもつ多彩な人材を日本の成長産業であるバイオ・化学産業に輩出することで社会のニーズに対応する。また、産学連携活動は、研究開発をマッチングファンド獲得や特許取得を含む経済活動に直結を図ることで、産業界への貢献が期待できる。

これらのニーズに対応するため産学官連携の活性化を目的として、平成 24 (2012) 年度には漢方漢薬調査研究センター【資料 B-1-2】、平成 25 (2013) 年度に創薬研究センター及び総合健康メディカル研究センターを設置した【資料 B-1-3】【資料 B-1-4】。

(創薬研究センター)

創薬に関連する高度な生命科学を教育・研究している薬学は、世界に例を見ない日本独自の伝統であり、日本の薬学は新薬開発に大きな貢献をしてきた。創薬研究センターは、こうした医薬品の創製、開発、生産、化粧品などの薬学関連領域における研究に従事する人材の養成を目的として設置した。創薬研究を通じて、企業（製薬、化学、食品、化粧品など）へ就職する学生や生命科学関連分野で活躍できる学生を育成し、物的・人的財産を社会へ供与することを目指した。過去 2 年間で、本センターの教員が生命科学関連の企業や大学などと実施した共同研究は以下のとおりである。

- ① 令和 2 (2020) 年度：PRISM Bio Lab 株式会社共同研究
- ② 令和 3 (2021) 年度：株式会社セルフリーサイエンス受託研究

(総合健康メディカル研究センター)

「薬食同源」を科学的に実証するため、医薬品のみならず機能性食品や化粧品などの効能効果の解析並びにメカニズム解明の基礎医学的研究及び臨床試験をコーディネートする。

さらに、機能的食品や医薬品との相互作用が情報科学的解析を通して理解できる薬剤師の育成並びに新しい医療関連に係る専門家（例：ファルマサプリアドバイザー、レディスファルマコンサルタントなど）の育成を行うことを目的とし設置した。現在、株式会社 NRL ファーマと共同研究を行っている。また、研究成果を基にした食品の開発を実施しており、これまでに低 GI ラクトフェリンチョコレートの開発に携わった【資料 B-1-5】。

（漢方と漢薬調査研究センター）

漢方薬は医療現場、漢方薬局、ドラッグストアなどさまざまな分野で使用・販売され、一般にも認知されているが、その使用・販売実態については、個々さまざま、一定の運用理論に基づいて使用されているとは言えず、西洋医学的な立場から病名や症状によって安易に使用されることが多いのが現状である。

当センターでは、漢方薬を正しい理解のもとで使用してもらうために行政機関並びに漢方関連団体と連携をもち、また、西洋薬とは異なる漢方薬の歴史的な面を解明するために多くの神社と連携しているほか、生薬の新たな栽培方法の確立や生薬の有効性を活用するため企業との連携を行っている。

行政機関・漢方関連団体との取り組みであるが、当センターと厚生労働省並びに一般社団法人日本漢方連盟との協議によれば、漢方を正しく運用できる薬剤師の育成が望まれており、大学授業をはじめ、講演会や以下の漢方・生薬関連の書籍出版を通じて、正しい漢方の臨床的な運用を啓蒙している。

日本の多くの神社との連携では、我が国独自の処方が多数収載された日本最古の医書とされる「大同類聚方 寮本」について解明するため、多くの神社に研究目的を伝え、資料発掘の協力を仰いだ。さらに、全文の現代語訳を、大神神社、出雲大社、当センターの3者により共同出版を行う予定である。

その他の企業との取り組みとして、生薬の水耕栽培の事業化への提言や、生薬を配合した乳酸菌サプリメントの開発についても進行中である。

出版した書籍

「東洋医学おさらい帳」（じほう 2017）

「丸わかり漢方薬 120%使いこなし事典」（主婦の友社 2019）

「イラストと図表で解説 漢方重要処方 60 改訂版」（万来舎 2019）

「よくわかる こころの病気に効く漢方薬」（主婦の友社 2020）

「医薬同源」（万来舎 2020）

「漢方 294 処方 生薬解説 第2版 -その基礎から運用まで-」（じほう 2021）

（産学官連携のプラットフォームへの加入）

BVA（バイオベンチャーアライアンス）は主に神奈川県内や首都圏を拠点とする企業と大学の保有する独自技術の融合を目的とし、生命科学産業に関わる企業や大学により構成された異分野機関の連携体である。本学が有する薬学的な専門技術や知識を社会に還元することを目的に、平成 26（2014）年度から本学も BVA に加入した【資料 B-1-6】。また、神奈川地区は、政府の「新成長戦略」に基づき、神奈川県・横浜市・川崎市が申請した京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区に指定されている。本学は、同特区の横

浜市のプラットフォームである LIP.横浜（横浜ライフ・イノベーション・プラットフォーム）に平成 30（2018）年度より参加している【資料 B-1-7】【資料 B-1-8】。創薬研究センターへの受託研究の依頼も、BVA への参加を契機に生まれたものである。

（3）B-1 の改善・向上方策（将来計画）

2つの研究センターを中心に構築した共同研究を基盤とし、産学官連携活動の成果をホームページなどでアピールする。また、BVA、LIP.横浜を中心に神奈川県内の化学・生物系産業との共同研究を活性化する。

エビデンス・資料集

- 【資料 B-1-1】 平成 22（2010）年度日本学術会議資料
- 【資料 B-1-2】 横浜薬科大学 漢方と漢薬調査研究センターに関する内規
- 【資料 B-1-3】 横浜薬科大学 創薬研究センターに関する内規
- 【資料 B-1-4】 横浜薬科大学 総合健康メディカル研究センターに関する内規
- 【資料 B-1-5】 低 GI ラクトフェリンチョコレート
- 【資料 B-1-6】 バイオベンチャーアライアンス（BVA）概要
- 【資料 B-1-7】 京浜臨海部ライフイノベーション概要
- 【資料 B-1-8】 LIP.横浜の資料

【基準 B の自己評価】

2つの研究センターを中心として共同研究や公的資金の獲得に貢献した。BVA に加入したことにより、企業との交流・共同研究及び公的資金の獲得など、産学官連携を支援する環境の充実に貢献した。

以上のことから、基準 B は満たしていると判断できる。

基準 C. 国際交流

C-1. 国際交流

C-1-① 国際交流を支援する環境の充実

C-1-② 国際交流の活動

(1) C-1 の自己判定

「基準項目 C-1 を満たしている。」

(2) C-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

C-1-① 国際交流を支援する環境の充実

現代の多様化する医療には、多彩な専門家が斬新な発想を持ち寄り協働することが求められている。本学では国際交流を、教員・卒業生・在学生在が学識と能力、経験を広める場と位置づけさまざまな支援を行っている。まず本学の情報を広く海外の研究者と分かち合えるよう、6年制の健康薬学科、漢方薬学科及び臨床薬学科、4年制の薬科学科、薬学専攻博士課程、薬科学専攻博士前期課程・後期課程の特色やディプロマ・ポリシーを収めた大学案内の英語版冊子を作成し【資料 C-1-1】、海外からの訪問者に配付している。また、ホームページに掲示している。

大学間学術交流協定を締結した大学・研究機関と情報交換や討論を行う場を設け、それらの機関の概要や交流活動をホームページ上に公表している【資料 C-1-2】。なお、本学は都築学園グループの系列各大学と連携することで、効率的な国際交流を実践している（表 C-1、表 C-2）。

表 C-1 海外大学等との学術交流協定の締結

国・地域名	都市名	学術交流協定締結校等
台湾	台中	弘光科技大学
		静宜大学
		中国医薬大学
	台北	台北医学大学 栄養学部・薬学部
		国立陽明大学 薬学部
		衛生福利部国家中医薬研究所
台湾台北市中医師公会		
韓国	ソウル	慶熙大学校 大学院
		慶熙大学校 薬学大学
	釜山	東義大学校 韓医科大学
	益山	圓光大学校 薬学大学
米国	ヒロ	ハワイ大学 ダニエル K イノウエ校 薬学部
	ピッツバーグ	デュケイン大学 薬学部
中国	天津	天津中医薬大学

タイ	ナコンシータマラート	ワライラック大学 薬学部
	バンコク	タマサート大学 薬学部
	コンケン	マハサラカーン大学 薬学部
イタリア	コゼンツァ	カラブリア大学
フランス	グルノーブル	グルノーブル・アルプ大学 薬学部

表 C-2 国際交流に関する活動

年 月 日	内 容
令和 3 (2021) 年 8 月	オンライン講演会開催。演題：Overview about French pharmaceutical system and herbs 演者：Manon Traversaz 氏 (University of Grenoble Alps) 【資料 C-1-3】
令和 3 (2021) 年 8 月	学術交流協定締結。締結校：マハサラカーン大学 薬学部 (タイ) 【資料 C-1-4】
令和 3 (2021) 年 9 月	学術交流協定締結。締結校：グルノーブル・アルプ大学 薬学部 (フランス) 【資料 C-1-5】
令和 3 (2021) 年 11 月	Dual degree program 締結。締結校：グルノーブル・アルプ大学 薬学部 (フランス) 【資料 C-1-6】

C-1-② 国際交流の活動

本学は大学設立時より、学生の海外語学研修、薬学生としての体験留学、異文化見学など、学生の国際感覚醸成に取り組んでおり（表 C-3）、創立初期の卒業生が海外（韓国）で薬剤師として活躍している実績もある。国際交流委員会が発足してからは、英国、台湾、韓国、タイ及び米国の大学における、定期的な学生の海外研修を推進してきた（表 C-3）。しかし、令和 3 (2021) 年度は新型コロナウイルス感染症のまん延により、渡航型の全ての海外研修が中止となったことから、赤十字国際委員会や WHO といった国際機関で医療に携わる職員を招いた国際 Zoom 講演会を開催して、学生たちの視野を広げるとともにオンライン型異文化交流の嚆矢とした。

漢方薬学科を設置している特徴を生かしたタイとの国際交流では、ワライラック大学との学生交換留学を実施し、卒業研究海外受入れ先のひとつとして課題研究生の指導を担っている。新型コロナウイルス感染症のまん延により、令和 3 (2021) 年度の相互交流は次年度以降に持ち越しとなったが、交流を継続することに対して相互に確認を行った。また、同国マハサラカーン大学大学院との共同研究開始を目的に、学術交流協定の締結を行った。さらに、フランス グルノーブル・アルプ大学と学術交流協定を締結し、大学院研究生を受け入れた。

表 C-3 海外研修活動実績

期 間	参加学生数	研 修 先	国・地域
平成 29 (2017) 年 8 月 18 日 ～9 月 9 日	2	ケンブリッジ大学フィッツウィリアム校 オックスフォード大学セントアンズ校	英国
平成 29 (2017) 年 8 月 19 日 ～9 月 8 日	8	ケンブリッジ大学フィッツウィリアム校 オックスフォード大学セントアンズ校	英国
平成 29 (2017) 年 9 月 17 日 ～9 月 24 日	5	ハワイ大学ダニエル K イノウエ校	米国
平成 29 (2017) 年 10 月 27 日 ～11 月 4 日	2	ワライラック大学	タイ
平成 30 (2018) 年 3 月 9 日 ～3 月 23 日	9	亜州大学、中国医薬大学、台北医学大学	台湾
平成 30 (2018) 年 3 月 12 日 ～3 月 16 日	2	慶熙大学校、圓光大学校	韓国
平成 30 (2018) 年 3 月 16 日 ～3 月 27 日	5	デュケイン大学	米国
令和元 (2019) 年 8 月 18 日 ～9 月 8 日	9	ケンブリッジ大学フィッツウィリアム校 オックスフォード大学セントアンズ校	英国
令和元 (2019) 年 9 月 15 日 ～9 月 24 日	4	ハワイ大学ダニエル K イノウエ校	米国
令和 2 (2020)、3 (2021) 年度は新型コロナウイルス感染症のため中止			

エビデンス・資料集

【資料 C-1-1】 大学案内 (英語版)

【資料 C-1-2】 大学ホームページ (学術交流)

<https://hamayaku.ac.jp/research/academic/>

【資料 C-1-3】 オンライン講演会資料「Overview about French pharmaceutical system and herbs」

【資料 C-1-4】 タイ マハサラカーン大学との MOU 締結の資料

【資料 C-1-5】 フランス グルノーブル・アルプ大学との MOU 締結の資料

【資料 C-1-6】 フランス グルノーブル・アルプ大学との Dual degree program 締結の資料

(3) C-1 の改善・向上方策 (将来計画)

特定の分野で開始された学術交流協定締結校との交流を全学的な活動に拡げ、若手教員

の留学機会獲得に努めるとともに、研究内容等の内外への発信強化並びに体制の整備を行う。

【基準 C の自己評価】

本学の建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念とし、学則に示した教育目標「豊かな人間性と倫理観、国際感覚を兼ね備えた人材の育成を目指す」ことにおいて、「国際交流」が重要と考えている。海外大学等との学術交流協定の締結を積極的に行い、平成 29（2017）年 4 月以降、イギリス、アメリカや台湾などの 5 ヶ国の連携大学に、延べ 46 人の留学生が短期留学し、提携大学との実績を積み上げてきた。提携大学からの留学生は、平成 30（2018）年 4 月以降、タイから 4 人とフランスから 1 人を受け入れており、国際交流を支援する環境の充実を図っている。また、海外研修活動、共同研究の実施、大学院研究生の受入れに関しては、都築学園グループ系列大学と連携しながら、効率的な活動を実践している。

以上のことから、基準 C は満たしていると判断できる。

V. 特記事項

1. 大規模災害に備えるモバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）の導入

薬剤師を輩出している大学として、横浜市薬剤師会との協力のもと、避難所の医薬品不足などの事態が発生した際に派遣できるモバイルファーマシー（被災地で自立的に医療用医薬品の調剤と供給を行うことができる薬局機能を有する車両）を提供し、横浜市と連携し、避難所などでの医薬品の調剤・供給・服薬指導・簡易検査などの業務を実施できる体制を整えている。令和元（2019）年度より 2 台のモバイルファーマシーの運用を始めた。令和 2（2020）年度は、横浜市健康福祉局からの依頼を受け、新型コロナウイルス PCR 検体採取所の支援のため、横浜市南区、鶴見区や戸塚区に計 30 回以上派遣した【資料特-1-1】。令和 3（2021）年度は、横浜市西区で開催された「第 42 回九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）合同防災訓練」にモバイルファーマシーが参加し、大規模災害時での連携を確認した。【資料特-1-2】。

2. 地域連携に基づく新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた支援協力

本学は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に寄与するとともに、地域の負担軽減及び国民全体のワクチン接種の加速化に令和 3（2021）年度大きく貢献した（表-1）。以前から、横浜市薬剤師会と地域連携に関する協定を締結しており、この一環として学長に、横浜市大規模接種会場でのワクチン接種事業への協力依頼があり、薬剤師資格を有する教員がワクチン調製業務を実施した【資料特-2-1】【資料特-2-2】。また、戸塚区薬剤師会からも同時期に地域集団接種会場でのワクチン接種事業協力の依頼があり、調製業務を行った【資料特-2-3】。令和 3（2021）年 9 月～10 月には、本学の施設と人的資源を活用して新型コロナウイルスワクチン職域接種を実施した。その際、未接種の学生・教職員やその家族に加えて、近郊の中高校生とその家族なども対象にワクチン接種を実施した【資料特-2-4】。

表-1 令和 3（2021）年度に実施した新型コロナウイルスワクチン接種支援

	期 間	実施日数	延べ支援人数
横浜市大規模接種 （横浜ハンマーヘッド）	6 月 6 日～7 月 31 日	74 日	140 人
	8 月 16 日～12 月 5 日		
横浜市集団接種（戸塚区）	6 月 9 日～12 月 11 日	30 日	30 人
職域接種（横浜薬科大学）	9 月 10 日～9 月 24 日	18 日	559 人
	10 月 11 日～10 月 22 日		

エビデンス・資料集

- 【資料特-1-1】 新型コロナウイルス PCR 検体採取所の支援
- 【資料特-1-2】 第 42 回九都県市合同防災訓練
- 【資料特-2-1】 横浜市大規模集団接種会場の運営へのご協力について
- 【資料特-2-2】 横浜市大規模集団接種会場（第 2 期）の運営へのご協力について
- 【資料特-2-3】 一般向け新型コロナウイルスワクチン接種事業への派遣依頼について
- 【資料特-2-4】 新型コロナウイルスワクチン職域接種

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に「目的および使命」を定め、明記している。	1-1
第 85 条	○	学則第 2 条に「学部、学科」を定め、明記している。	1-2
第 87 条	○	学則第 5 条に「修業年限」を定め、健康薬学科、漢方薬学科及び臨床薬学科は 6 年とし、薬科学科は 4 年としている。	3-1
第 88 条	○	学則第 26 条に「編入学」及び学則第 27 条に「転入学」を定め、修業年限を明記している。	3-1
第 89 条	—	学則第 5 条に定める修業年限に満たない者の卒業を認めていない。	3-1
第 90 条	○	学則第 23 条に「入学資格」を定め、明記している。	2-1
第 92 条	○	学則第 44 条に「職員組織」を定め、明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 45 条に「教授会」を定め、詳細は「教授会規程」に明記している。	4-1
第 104 条	○	学則第 21 条及び大学院学則第 21 条並びに学位授与規程第 3 条に明記し、学位の授与を行っている。	3-1
第 105 条	—	学生以外の者を対象とした特別の課程は、設けていない。	3-1
第 108 条	—	短期大学は置いていない。	2-1
第 109 条	○	自己点検・評価に関する規程を定めて実施し、結果をホームページ上で公表するとともに、7 年ごとに認証評価機関による認証評価を受けている。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動の状況を「教育・研究年報」として毎年作成し、ホームページで公表している。	3-2
第 114 条	○	法人事務組織規程により、つかさどる職務を明記している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 26 条に「編入学」を定め、第 1 項第 2 号に、高等専門学校卒業者を資格要件として明記している。	2-1
第 132 条	—	専修学校を修了した者の編入学を定めていない。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	全ての事項を学則に明記している。 一 学則第 5～8 条 二 学則第 4 条	3-1 3-2

横浜薬科大学

		<p>三 学則第 9 条、第 14 条、第 15 条</p> <p>四 学則第 16～19 条</p> <p>五 学則第 4 条、第 44 条</p> <p>六 学則第 22～34 条、第 20 条</p> <p>七 学則第 36～40 条</p> <p>八 学則第 42、43 条</p> <p>九 学則第 51 条</p>	
第 24 条	○	学生の氏名や緊急時の連絡先など、履修成績の情報及び学生の健康情報については記録書類を作成し、学生課あるいは教務課で適切に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 43 条に「懲戒」を定め、明記し、「学生懲戒要領」により運用している。	4-1
第 28 条	○	本学に必要な表簿は、文書取扱規程及び文書保存規程に則り、管轄部署において作成し、適切に保存している。	3-2
第 143 条	—	代議員会等は設置していない。	4-1
第 146 条	○	学則第 26 条に「編入学」を定め、修業年限の通算を明記している。	3-1
第 147 条	—	学則第 5 条に定める修業年限に満たない者の卒業を認めていない。	3-1
第 148 条	—	学校教育法第 87 条第 1 項のただし書に該当する学部はない。	3-1
第 149 条	—	編入学した場合でも、学則第 5 条に定める修業年限に満たない者の卒業を認めていない。	3-1
第 150 条	○	学則第 23 条に「入学資格」を定め、明記している。	2-1
第 151 条	—	飛び入学制度は設けていない。	2-1
第 152 条	—	飛び入学制度は設けていない。	2-1
第 153 条	—	飛び入学制度は設けていない。	2-1
第 154 条	—	飛び入学制度は設けていない。	2-1
第 161 条	○	学則第 26 条「編入学」において、2 年次以下への編入と定め、明記している。	2-1
第 162 条	○	学則第 27 条に「転入学」を定め、他の大学からの転入学について明記している。	2-1
第 163 条	○	学則第 6 条「学年」及び第 7 条「学期」を定め、明記している。	3-2
第 163 条の 2	○	証明書類等発行規程に基づき、単位修得証明書を交付している。。	3-1
第 164 条	—	本学の学生以外の者を対象とした特別の課程は設定していない。	3-1
第 165 条の 2	○	「卒業の認定に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受け入れに関する方針」を 3 つのポリシーとして定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価に関する規程細則第 2 条に「点検項目」を規定し、自己点検・評価委員会を中心に適切に自己点検・評価を実施して	6-2

横浜薬科大学

		いる。	
第 172 条の 2	○	ホームページ「学校教育法施行規則 172 条の 2 に基づく情報公開」で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学位授与規程を定め、学位記の授与を行っている。	3-1
第 178 条	○	学則第 26 条「編入学」第 2 項に、高等専門学校の卒業者については、2 年次以下への編入と規定している。	2-1
第 186 条	—	専修学校の専門課程修了者の編入学は定めていない。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	法令の趣旨に従って設置し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 3 条に学科ごとの「教育目標」を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選考委員会を設置し体制を整えている。	2-1
第 2 条の 3	○	教務委員会、学生委員会、厚生委員会、図書委員会等において、教員と職員がメンバーになっており、適切な連携体制の下で職務を遂行している。	2-2
第 3 条	○	薬学部としての教育研究に必要な規模・組織を有し、教員数は大学設置基準を満たしている。	1-2
第 4 条	○	学則第 2 条に「学部、学科」を定め、各学科について専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えている。	1-2
第 5 条	—	学科に代わる課程は設けていない。	1-2
第 6 条	—	学部以外の教育研究上の基本となる組織は設けていない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	必要な教員数を確保し、適切な教員組織を編成している。	3-2 4-2
第 10 条	○	主要な科目は、専任の教授又は准教授が担当している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	実務家教員は実務実習センターに属し、実務実習に関わる教育課程の編成について責任を担っている。	3-2
第 11 条	○	臨床・研究に特化した教員を配置している。	3-2 4-2
第 12 条	○	専任教員は、他大学の専任教員を兼務しておらず、本学の教育研	3-2

横浜薬科大学

		究のみに従事している。	4-2
第 13 条	○	基準に基づく所要の教員数以上の専任教員を配置している。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	本条項に示される人物を学長選考規程に則り選考している。	4-1
第 14 条	○	教育職員選考規程で教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	教育職員選考規程で准教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	教育職員選考規程で講師の資格を定めている。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	教育職員選考規程で助教の資格を定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	教育職員選考規程で助手の資格を定めている。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 4 条に「収容定員」を定め、適正に管理している。	2-1
第 19 条	○	教育の目的を達成するために定めた「カリキュラム・ポリシー」に基づいて教育課程を体系的に編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目はない。	3-2
第 20 条	○	学則第 9 条に「授業科目」を定め、別表に明記している。	3-2
第 21 条	○	学則第 14 条に「単位の算定」を定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 15 条に「1 年間の授業期間」を 35 週と定めている。	3-2
第 23 条	○	学則第 14 条に定める単位の基準を満たすために、1 単位科目を 10 週、1.5 単位科目を 15 週として行うほか、0.5 単位科目として 5 週で行っている。また、実務実習の制約を受ける 5 年次の科目については、短期間で集中講義を行っている。	3-2
第 24 条	○	教育効果及び施設、設備を考慮し、適切な人数でクラスを編成している。	2-5
第 25 条	○	授業は、講義、演習、実験、実習、実技及びこれらを併用した課題研究により行っている。また、英会話及び薬学について海外大学で履修する科目を自由科目として設けている。病院、薬局における実務実習及び教育実習を校舎以外の施設で行っている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の方法・内容・1 年間の授業計画については、「シラバス」及び「教育計画」に明記している。また、成績評価基準及び卒業の認定については、履修規程第 21 条及び第 5 条に定め、学生便覧に明記している。これらは、学生にガイダンスで説明するとともに、ホームページに掲載している。	3-1
第 25 条の 3	○	授業内容の充実及び教員の教育技法の改善向上を図るため、FD 研修会を定期的実施している。	3-2 3-3 4-2

横浜薬科大学

第 26 条	—	昼夜開講制は行っていない。	3-2
第 27 条	○	学則第 16 条に「単位の認定」を定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	学則別紙「カリキュラム表」において、年間に修得できる単位数の上限を 45 単位と明記している。なお、成績優秀者への例外規定は設けていない。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目は設けていない。	3-1
第 28 条	○	履修規程第 20 条において、他の大学等において修得した単位の認定について「60 単位を超えない範囲」と定めている。	3-1
第 29 条	—	当該制度は設けていない。	3-1
第 30 条	○	学則第 16 条第 4 項及び履修規程第 20 条に定めており、60 単位を超えない範囲で認定している。	3-1
第 30 条の 2	—	当該制度は設けていない。	3-2
第 31 条	○	学則第 52 条に「科目等履修生」を定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 11 条「卒業要件単位数」に在学年数と修得単位数を定めている。	3-1
第 33 条	—	医学又は歯学に関する学科は設置していない。	3-1
第 34 条	○	校地は大学設置基準を満たして認可されている。	2-5
第 35 条	○	運動場は大学設置基準を満たして認可されている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設は大学設置基準を満たして認可されている。	2-5
第 37 条	○	校地面積は大学設置基準を満たして認可されている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は大学設置基準を満たして認可されている。	2-5
第 38 条	○	図書等の資料及び図書館は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 39 条	○	薬用植物園を整備し、大学設置基準を満たして認可されている。	2-5
第 39 条の 2	○	薬学実務実習に必要な施設を確保している。	2-5
第 40 条	○	教育研究に必要な機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	二以上の校地において教育研究は行っていない。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名、学部名、学科名は、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	○	法人「事務組織規程」に事務の組織、職制及び事務分掌について必要な事項を定め、事務組織を設けている。	4-1 4-3
第 42 条	○	厚生補導業務のため、適切な専任の職員を置く学生課・キャリアセンターを設けている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	厚生委員会を設置している。厚生委員会は、各委員会と緊密に連携を取り、卒業後の進路指導等について、学生のキャリア形成の支援に努めている。	2-3
第 42 条の 3	○	職員を学外の研修会に参加させることで、能力及び資質の向上を図っている。	4-3

横浜薬科大学

第 42 条の 3 の 2	—	本学は一学部から成り、学部以外の組織は設けていない。	3-2
第 43 条	—	共同教育課程は設けていない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程は設けていない。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程は設けていない。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程は設けていない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程は設けていない。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程は設けていない。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程は設けていない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部は設けていない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部は設けていない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部は設けていない。	4-2
第 57 条	—	外国に組織は設けていない。	1-2
第 58 条	—	学校教育法第 103 条に定める大学ではない。	2-5
第 60 条	—	新たな大学等の設置又は薬学を履修する課程の修業年限の変更はない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 21 条に「学位の授与」を定め、学位授与規程第 3 条に明記している。	3-1
第 10 条	○	学位授与規程第 2 条に適切な名称を定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程は編成していない。	3-1
第 13 条	○	学位授与規程で定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人として関係法令等を遵守し、教育の質の向上及びその運営の透明性を確保して、その責務を果たすよう努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	学校法人の関係者に特別の利益を与えていない。	5-1
第 33 条の 2	○	事務所に都築第一学園寄附行為を備え置き、閲覧に供している。	5-1
第 35 条	○	都築第一学園寄附行為第 5 条に「役員」を定め、理事 5 人以上 7 人以内、監事 2 人と明記している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	民法第 10 節 委任（第 643～656 条）に示される規定に従っている。	5-2 5-3

横浜薬科大学

第 36 条	○	都築第一学園寄附行為第 16 条に「理事会」を定め、明記している。	5-2
第 37 条	○	都築第一学園寄附行為第 11～15 条に役員の職務等について法に基づいて規定している。	5-2 5-3
第 38 条	○	都築第一学園寄附行為第 6 条に理事、第 7 条に監事の選任について規定している。	5-2
第 39 条	○	都築第一学園寄附行為第 7 条に規定している。	5-2
第 40 条	○	都築第一学園寄附行為第 9 条に規定している。	5-2
第 41 条	○	都築第一学園寄附行為第 19 条「評議員会」を定め、明記している。	5-3
第 42 条	○	都築第一学園寄附行為第 21 条に「諮問事項」を定め、法に基づいて規定している。	5-3
第 43 条	○	都築第一学園寄附行為第 22 条に「評議員会の意見具申等」を定め、明記している。	5-3
第 44 条	○	都築第一学園寄附行為第 23 条に「評議員の選任」を定め、明記している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員为学校法人に対する損害賠償責任は私立学校法に則る。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員 of 第三者に対する損害賠償責任は私立学校法に則る。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員 of 連帯責任は私立学校法に則る。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	一般社団・財団法人法の規定の準用に適切に対応している。	5-2 5-3
第 45 条	○	都築第一学園寄附行為第 45 条に「寄附行為の変更」を定め、明記している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 34 条に「予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画」に定め、明記している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	都築第一学園寄附行為第 36 条に「決算及び実績の報告」を定め、明記している。	5-3
第 47 条	○	都築第一学園寄附行為第 37 条に「財産目録等の備付け及び閲覧」を定め、明記している。	5-1
第 48 条	○	都築第一学園寄附行為第 39 条「役員の報酬」を定め、「役員の報酬等に関する規程」に明記している。	5-2 5-3
第 49 条	○	都築第一学園寄附行為第 41 条に「会計年度」を定め、明記している。	5-1
第 63 条の 2	○	都築第一学園寄附行為第 38 条に「情報の公開」を定め、インターネットで公開している。	5-1

横浜薬科大学

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 2 条に「目的」を定め、明記している。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 3 条に「薬学研究科」を定め、明記している。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 23 条に「入学資格」を定め、明記している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 23 条「入学資格」第 1 号に定め、明記している。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 23 条「入学資格」第 2 号に定め、明記している。	2-1
第 157 条	○	大学院学則第 23 条「入学資格」第 1 号オに定め、公表している。	2-1
第 158 条	—	実績がない。	2-1
第 159 条	○	大学院学則第 23 条「入学資格」第 1 号オに定め、明記している。	2-1
第 160 条	○	大学院学則第 23 条「入学資格」第 1 号ウに定め、外国において修了が必要な課程を明記している。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	法令の趣旨に則り設置し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 2 条に大学院の「目的」を、第 4 条に「課程の目的」を定め、明記している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 25 条に「入学」を定め、書類審査・筆記試験・面接試験により、研究科委員会、入学者選考委員会、教授会の議を経て厳正に選考している。	2-1
第 1 条の 4	○	運営委員会、部長会、研究科委員会において教員と職員がメンバーになっており、密接な連携体制の下、職務を遂行している。	2-2
第 2 条	○	大学院学則第 3 条に「薬学研究科」を定め、課程を明記している。	1-2
第 2 条の 2	—	専ら夜間において教育を行う大学院の課程は設置していない。	1-2
第 3 条	—	修士課程は博士前期課程に変更した。	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 4 条に「課程の目的」、第 7 条に「修業年限」を定め、明記している。	1-2
第 5 条	○	薬学研究科として適切な規模内容の組織を有している。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 3 条に「薬学研究科」を定め、「薬学専攻」及び「薬科学専攻」を明記している。	1-2
第 7 条	○	学部と緊密に連携し、目的達成のため適切な配慮を行っている。	1-2

横浜薬科大学

第7条の2	—	共同教育課程は設置していない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	研究科以外の基本組織は設置していない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な教員を置いている。	3-2 4-2
第9条	○	大学院教員資格審査内規を満たす教員を文部科学省告示第161号に示される数置いている。	3-2 4-2
第10条	○	大学院学則第5条に「収容定員」を定め、明記するとともに、適正に管理している。	2-1
第11条	○	教育の目的を達成するために定めた「カリキュラム・ポリシー」に基づいて教育課程を体系的に編成している。	3-2
第12条	○	大学院学則第11条に「教育方法」、第12条に「授業科目」を定め、授業科目と研究指導による教育を明記している。	2-2 3-2
第13条	○	大学院学則第40条「教員組織」及び「大学院教員資格審査内規」に定め、教員資格を明記している。	2-2 3-2
第14条	—	夜間等の教育は行っていない。	3-2
第14条の2	○	シラバスに、授業及び研究指導の方法、一年間の授業計画、修了の認定基準を明示している。	3-1
第14条の3	○	学内に関連委員会組織を構成し、学部とともに継続的に改善を図っている。	3-2 3-3 4-2
第15条	○	大学院学則第12条に「授業科目」、第16条に「単位認定」及び第42条に「科目等履修生」を定め、明記している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	大学院学則第14条に「博士前期課程修了要件」を定め、明記している。	3-1
第17条	○	大学院学則第14条の2に「博士後期課程修了要件」、第15条に「博士課程修了要件」を定め、明記している。	3-1
第19条	○	優先的に使用する講義室を有している。研究室、実験・実習室、演習室については、学部と共用であるが、教育研究に支障なく利用可能である。	2-5
第20条	○	教育研究に必要な機械、器具等を備えている。	2-5
第21条	○	教育研究に必要な資料を保有し、系統的に備えている。	2-5
第22条	○	学部と緊密に連携し、施設及び設備を共用している。	2-5
第22条の2	—	二以上の校地において教育研究は行っていない。	2-5

横浜薬科大学

第 22 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	大学院学則第 3 条に教育研究上の目的にふさわしい名称を定めている。	1-1
第 23 条	—	独立大学院は設けていない。	1-1 1-2
第 24 条	—	独立大学院は設けていない。	2-5
第 25 条	—	通信教育を行う課程は設けていない。	3-2
第 26 条	—	通信教育を行う専攻は設けていない。	3-2
第 27 条	—	通信教育を行う専攻は設けていない。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育を行う課程は設けていない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育を行う課程は設けていない。	2-5
第 30 条	—	通信教育を行う課程は設けていない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	二以上の研究科は設けていない。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程は設けていない。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程は設けていない。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程は設けていない。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程は設けていない。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する課程は設けていない。	3-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する課程は設けていない。	4-2
第 42 条	○	法人「事務組織規程」に事務の組織、職制及び事務分掌について必要な事項を定め、事務組織を設けている。	4-1 4-3
第 42 条の 2	○	研究室でのゼミや大学院特別講義について修士・博士課程合同で実施し、講義後はアクティブ・ラーニングを取り入れたグループワークを実施する等、プレ FD の取組みに努めている。	2-3
第 42 条の 3	○	学内進学者に対しての入学金の免除に関して大学院学則に定め、募集要項等に明示している。	2-4
第 43 条	○	職員を学外の研修会に参加させることで、能力及び資質の向上を図っている。	4-3
第 45 条	—	外国に組織は設けていない。	1-2
第 46 条	—	新たに大学院を設置していない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			1-2
第3条			3-1
第4条			3-2 4-2
第5条			3-2 4-2
第6条			3-2
第6条の2			3-2
第6条の3			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2 3-2
第9条			2-2 3-2
第10条			3-1
第11条			3-2 3-3 4-2
第12条			3-2
第12条の2			3-1
第13条			3-1
第14条			3-1
第15条			3-1
第16条			3-1
第17条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条			1-2 3-1 3-2
第19条			2-1

第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2
			3-1
			3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2
			6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 21 条に「学位の授与」を定め、明記している。	3-1
第 4 条	○	大学院学則第 21 条に「学位の授与」を定め、明記している。	3-1
第 5 条	○	大学院学則第 18 条「学位論文」第 5 項に、「審査委員（副査）には、学外のその論文に関連した有識者を含めることができる。」と明記している。	3-1
第 12 条	○	学位授与規程第 13 条に「登録及び報告」を定め、明記している。	3-1

大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2
			6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2
			3-2
第 4 条			3-2

横浜薬科大学

第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第9条			3-2 4-2
第10条			2-5
第11条			2-5
第12条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	都築第一学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	横浜薬科大学 2023 大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	横浜薬科大学 学則 横浜薬科大学大学院 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	入試ガイド 2022 2022 学生募集要項（総合型選抜（AO・地元枠・社会人）／学校推薦型選抜（公募）／特待生チャレンジ選抜／大学入学共通テスト利用選抜／一般選抜／一般プラス選抜）	

横浜薬科大学

	令和4年度学生募集要項（学校推薦型選抜(指定校)） 令和4年度大学院薬学研究科薬科学専攻博士前期(修士)課程 学生募集要項 令和4年度大学院薬学研究科薬科学専攻博士後期課程 学生募集要項 令和4年度大学院薬学研究科薬学専攻博士課程 学生募集要項	
	学生便覧	
【資料 F-5】	学生便覧 2022年度 6年制 健康薬学科/漢方薬学科/臨床薬学科 学生便覧 2022年度 4年制 薬科学科 学生便覧 2022年度 大学院薬学研究科	
【資料 F-6】	事業計画書 令和3(2021)年度、令和4(2022)年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書 令和3(2021)年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど アクセスマップ、キャンパスマップ/施設紹介	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧及び規程集（電子データ） 都築第一学園・横浜薬科大学規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 学校法人 都築第一学園 役員・評議員名簿 理事会・評議員会の開催状況（令和3・4年度）	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間） 計算書類及び監事監査報告書（平成29年度～令和3年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ） 授業科目履修の手引き、 シラバス（6年制、4年制、大学院）（電子データ）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） 建学の精神と教育理念 3つの方針（ポリシー）【学部】 建学の精神と教育理念 3つの方針（ポリシー）【大学院】	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） 機関別・分野別認証評価で指摘された事項への対応状況	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	都築第一学園寄附行為 第3条	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-2】	横浜薬科大学 学則 第1条、第3条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	横浜薬科大学大学院 学則 第2条、第4条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	リーフレット「建学の精神と教育理念 3つの方針（ポリシー）」【学部】・【大学院】	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-1-5】	大学ホームページ（大学の3つの方針、大学院薬学研究科） https://hamayaku.ac.jp/about/policies/ https://hamayaku.ac.jp/academics/graduate_yakugaku/	
【資料 1-1-6】	横浜薬科大学 学則 第3条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-7】	横浜薬科大学大学院 学則 第2条、第4条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-8】	「年度末における規程見直し依頼について」（e-mail）	

横浜薬科大学

【資料 1-1-9】	教授会議事録（平成 30 年 2 月 21 日）	
【資料 1-1-10】	大学ホームページ（薬科学科 教職課程） https://hamayaku.ac.jp/academics/pharmacy/course/	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	大学院薬学研究科委員会議事録（抜粋）	
【資料 1-2-2】	学校法人都築第一学園 理事会（令和元年 7 月 9 日、令和 2 年 3 月 7 日）議案	
【資料 1-2-3】	リーフレット「建学の精神と教育理念 3 つの方針（ポリシー）」【学部】・【大学院】	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-4】	大学ホームページ（大学の 3 つの方針、大学院薬学研究科） https://hamayaku.ac.jp/about/policies/ https://hamayaku.ac.jp/academics/graduate_yakugaku/	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 1-2-5】	「建学の精神」の掲示（学内写真）	
【資料 1-2-6】	ガイダンス資料	
【資料 1-2-7】	学生便覧（第 2 教育課程）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-8】	中期計画（令和元年度）	
【資料 1-2-9】	中期計画（令和 3 年度）	
【資料 1-2-10】	大学の 3 つの方針（平成 28 年度版）	
【資料 1-2-11】	横浜薬科大学薬学部 3 つの方針 新旧対照表（2017 年 3 月）	
【資料 1-2-12】	大学ホームページ（大学の 3 つの方針、大学院薬学研究科） https://hamayaku.ac.jp/about/policies/ https://hamayaku.ac.jp/academics/graduate_yakugaku/	【資料 1-1-5】と同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	リーフレット「建学の精神と教育理念 3 つの方針（ポリシー）」【学部】・【大学院】	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-2】	大学ホームページ（大学の 3 つの方針、大学院薬学研究科） https://hamayaku.ac.jp/about/policies/ https://hamayaku.ac.jp/academics/graduate_yakugaku/	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 2-1-3】	リーフレット「建学の精神と教育理念 3 つの方針（ポリシー）」【学部】・【大学院】	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-4】	学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-5】	入試説明会資料	
【資料 2-1-6】	広報依頼文書	
【資料 2-1-7】	2021 年度キャンパスラリー日程、入試説明会の日程及びキャンパスラリー概要図	
【資料 2-1-8】	高大連携協定校に関する資料	
【資料 2-1-9】	入試ガイド 2022	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-10】	入試判定資料	
【資料 2-1-11】	学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学内委員会組織表	
【資料 2-2-2】	教務委員会運営規程	
【資料 2-2-3】	学生委員会運営規程	
【資料 2-2-4】	ガイダンス日程及び式次第	
【資料 2-2-5】	学籍番号、大学メールアドレス、学生用 Wi-Fi、e-Learning 及び指導担任教員のお知らせ	
【資料 2-2-6】	学生指導記録簿（一例）	
【資料 2-2-7】	大学ホームページ（薬学教育センター）	

	https://www.hamayaku.ac.jp/research/center/	
【資料 2-2-8】	プレイスメントテストについて	
【資料 2-2-9】	到達度確認試験の案内	
【資料 2-2-10】	「試験に役立つベースアップドリル」とその実施状況の説明	
【資料 2-2-11】	令和3年度 卒業延期生 講義日程	
【資料 2-2-12】	卒業延期生ガイダンスの実施について	
【資料 2-2-13】	学生募集要項 (抜粋)	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-2-14】	健康調査票	
【資料 2-2-15】	学生身上書	
【資料 2-2-16】	学内個人指導のたまかな流れ	
【資料 2-2-17】	指導者約款	
【資料 2-2-18】	受講者約款	
【資料 2-2-19】	特定科目のシラバスのページ (例示)	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-20】	(参考) 平成31年度・令和元年度フレッシュマンセミナーしおり	
【資料 2-2-21】	フレッシュマンセミナーオンラインについて	
【資料 2-2-22】	教授会資料 (抜粋) 令和2年度 月別・年度生別 退学者数	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	就職支援体制	
【資料 2-3-2】	令和3年度厚生委員 (名前、アドレス)	
【資料 2-3-3】	令和3年度厚生委員会議事録 (2回開催)	
【資料 2-3-4】	定例会議事録 (令和3年9月24日)	
【資料 2-3-5】	大学ホームページ (キャリアセンター利用案内) https://www.hamayaku.ac.jp/currentstudent/careerInfo/	
【資料 2-3-6】	大学ホームページ (進路支援システム) https://hamayaku.tsuzuki.ac.jp/gakusei/	
【資料 2-3-7】	メールマガジン (就職関連情報) (一例)	
【資料 2-3-8】	横浜薬科大学 2022 就職ガイドブック	
【資料 2-3-9】	キャリア支援プログラム	
【資料 2-3-10】	進路啓発セミナー	
【資料 2-3-11】	令和4年3月 WEB 合同企業説明会	
【資料 2-3-12】	キャリアセンター利用状況	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生委員会運営規程	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 2-4-2】	学生指導担任 ガイドライン	
【資料 2-4-3】	後援会案内 学園総長のご挨拶等	
【資料 2-4-4】	後援会だより	
【資料 2-4-5】	スクールバスの運行時刻表 (例示)	
【資料 2-4-6】	令和3年度ガイダンス資料 (規則マナーの遵守、駐輪場使用時の注意)	
【資料 2-4-7】	令和3年度ガイダンス資料 (禁煙)	
【資料 2-4-8】	令和3年度ガイダンス資料 (危険ドラッグ)	
【資料 2-4-9】	浜薬生のトラブル回避読本、大地震対応マニュアル	
【資料 2-4-10】	「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」「学研災付帯学生生活総合保険」パンフレット	
【資料 2-4-11】	浜薬 Life (「濱薬仁会」作成の小冊子)	
【資料 2-4-12】	部室見取り図	
【資料 2-4-13】	横浜薬科大学後援会支援金・補助金等基準	
【資料 2-4-14】	緊急時連絡表	
【資料 2-4-15】	令和3年度 医務室使用実績	

横浜薬科大学

【資料 2-4-16】	大学ホームページ（学生相談・カウンセリング）、ポスター https://www.hamayaku.ac.jp/currentstudent/studentInfo/	
【資料 2-4-17】	2021 年度 カウンセリングにおける相談状況	
【資料 2-4-18】	学生便覧（第 3 学生生活 4. 保健 (3) 学生相談）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-19】	令和 3 年度 定期健康診断受診結果	
【資料 2-4-20】	学生への再検診を促すメール	
【資料 2-4-21】	再検査・精密検査依頼書兼結果報告書	
【資料 2-4-22】	大学ホームページ（奨学金） https://www.hamayaku.ac.jp/studentlife/tuition/	
【資料 2-4-23】	学生便覧（第 3 学生生活 2. 経済的なこと（奨学生制度））	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-24】	浜薬修学支援貸与基金のご案内	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 1	エビデンス集（データ編）【共通基礎様式 1】と同じ
【資料 2-5-2】	学生便覧（第 1 学生と関係の深い大学事務組織と諸手続 4. 横浜薬科大学配置図）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-3】	施設の管理営繕（防災管理点検結果報告書、消防用設備点検結果一覧、昇降機・遊戯施設定期点検報告受理票、貯水槽清掃報告書、産業廃棄物処理委託契約書）	
【資料 2-5-4】	建築物の耐震強度について	
【資料 2-5-5】	警備員の勤務	
【資料 2-5-6】	新型コロナウイルス感染症対策	
【資料 2-5-7】	学生便覧（第 1 学生と関係の深い大学事務組織と諸手続 4. 横浜薬科大学配置図）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-8】	専門研究室見取り図（例示）	
【資料 2-5-9】	大学ホームページ（施設紹介／中央機器室） https://www.hamayaku.ac.jp/about/map/	
【資料 2-5-10】	動物施設外観	
【資料 2-5-11】	大学ホームページ（薬草園大百科） https://www.hamayaku.ac.jp/about/map/herb-garden/	
【資料 2-5-12】	図書館利用案内	
【資料 2-5-13】	図書委員会運営規程	
【資料 2-5-14】	大学ホームページ（施設紹介／図書館） http://guide.hamayaku.jp/library/	
【資料 2-5-15】	大学ホームページ（施設紹介／情報処理・LL 教室） https://hamayaku.ac.jp/about/map/	
【資料 2-5-16】	CampusPlan Web Service（教員用・学生用メニュー画面）	
【資料 2-5-17】	コロナウイルス感染症対策経費一覧	
【資料 2-5-18】	実務実習指導・管理システム 操作マニュアル	
【資料 2-5-19】	体育施設	
【資料 2-5-20】	自習スペース	
【資料 2-5-21】	大学ホームページ（施設紹介／軽井沢セミナーハウス） https://hamayaku.ac.jp/about/map/house/	
【資料 2-5-22】	施設・設備の利便性確保の例	
【資料 2-5-23】	講義室割り当て基準	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生指導記録簿（一例）	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 2-6-2】	学生からのメール（一例）	
【資料 2-6-3】	2021 年度前期授業アンケート結果、授業評価アンケートによる担当授業科目へのフィードバック・改善策の報告書（一例）	
【資料 2-6-4】	カウンセリング通信（一例）	

横浜薬科大学

【資料 2-6-5】	大学ホームページ (奨学金) https://www.hamayaku.ac.jp/studentlife/tuition/	【資料 2-4-22】と同じ
【資料 2-6-6】	浜薬修学支援貸与基金のご案内	【資料 2-4-24】と同じ
【資料 2-6-7】	被災学生の支援に係る資料	
【資料 2-6-8】	大学ホームページ (「修学環境整備奨学金」の給付に関するお知らせ) https://www.hamayaku.ac.jp/news/2020/05/60219.html https://www.hamayaku.ac.jp/news/2021/06/post-52.html	
【資料 2-6-9】	提案箱の意見と回答 (例)	
【資料 2-6-10】	在学生アンケート調査報告	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	リーフレット「建学の精神と教育理念 3つの方針 (ポリシー)」【学部】・【大学院】	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-2】	シラバス (カリキュラム・ツリー 6年制)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-3】	横浜薬科大学大学院 学則第 2 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-4】	大学ホームページ (大学の 3つの方針、大学院薬学研究科) https://hamayaku.ac.jp/about/policies/ https://hamayaku.ac.jp/academics/graduate_yakugaku/	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 3-1-5】	学生便覧 (第 2 教育課程 ディプロマ・ポリシー)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-6】	シラバス (ディプロマ・ポリシー)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-7】	リーフレット「建学の精神と教育理念 3つの方針 (ポリシー)」【学部】・【大学院】	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-8】	横浜薬科大学・大学院 履修規程	
【資料 3-1-9】	2021 年度 1 年次前期ガイダンス資料、授業科目履修の手引き	
【資料 3-1-10】	横浜薬科大学 履修規程第 4 条	【資料 3-1-8】と同じ
【資料 3-1-11】	横浜薬科大学 学則第 11 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-12】	横浜薬科大学大学院 学則第 14 条、第 14 条の 2、第 15 条 学位論文評価基準	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-13】	学生便覧 (第 2 教育課程 1. 教育課程と授業科目)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-14】	2021 年度 1 年次前期ガイダンス資料、授業科目履修の手引き	【資料 3-1-9】と同じ
【資料 3-1-15】	令和 3・4 年度 実務実習実施日程	
【資料 3-1-16】	学生便覧 (第 2 教育課程 2. 履修方法 (1) 単位)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-17】	横浜薬科大学 学則第 14 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-18】	薬学教育協議会ホームページ (新型コロナウイルス感染症に対応した 2020 年度薬学実務実習についての指針) https://yaku-kyou.org/?p=7924	
【資料 3-1-19】	薬学教育協議会ホームページ (新型コロナウイルス感染症の発生に伴う実務実習への対応に関する連絡) https://yaku-kyou.org/?p=7879	
【資料 3-1-20】	横浜薬科大学 履修規程第 21、22 条	【資料 3-1-8】と同じ
【資料 3-1-21】	横浜薬科大学 履修規程第 11 条	【資料 3-1-8】と同じ
【資料 3-1-22】	学生カルテ出欠情報 (一例)	
【資料 3-1-23】	学業成績通知表 (一例)	
【資料 3-1-24】	横浜薬科大学 履修規程第 20 条	【資料 3-1-8】と同じ
【資料 3-1-25】	教授会議事録 (令和 4 年 3 月 18 日)	
【資料 3-1-26】	横浜薬科大学 学位授与規程	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	リーフレット「建学の精神と教育理念 3つの方針 (ポリシー)」	【資料 F-13】と同じ

横浜薬科大学

	一) 」【学部】・【大学院】	
【資料 3-2-2】	シラバス (カリキュラム・ポリシー)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-3】	学生便覧 (第2 教育課程 カリキュラム・ポリシー)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-4】	大学ホームページ (大学の3つの方針、大学院薬学研究科) https://hamayaku.ac.jp/about/policies/ https://hamayaku.ac.jp/academics/graduate_yakugaku/	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 3-2-5】	リーフレット「建学の精神と教育理念 3つの方針 (ポリシー)」【学部】・【大学院】	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-6】	シラバス (カリキュラム・ツリー 6年制)	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-2-7】	シラバス (薬剤師として求められる基本的な資質、カリキュラム・ツリー (詳細版) 6年制)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-8】	シラバス (カリキュラム・ツリー 4年制)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-9】	大学院シラバス (各課程履修モデル)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-10】	大学ホームページ (シラバス) 及びシラバス (科目一例) https://syllabus.hamayaku.ac.jp/web/web_search.php?t_mod=e=pc	
【資料 3-2-11】	シラバス (カリキュラム表 6年制、4年制)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-12】	シラバス (カリキュラム・ツリー 6年制)	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-2-13】	シラバス (カリキュラム・ツリー 4年制)	【資料 3-2-8】と同じ
【資料 3-2-14】	補習依頼メール、前期定期試験の追再試験に向けた補習予定	
【資料 3-2-15】	2021 年度前期授業アンケート結果、授業評価アンケートによる担当授業科目へのフィードバック・改善策の報告書 (一例)	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 3-2-16】	教員による授業の自己点検報告書 (一例)	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	横浜薬科大学 3つのポリシーの検証 (アセスメント・プラン)	
【資料 3-3-2】	教授会議事録等	
【資料 3-3-3】	シラバス (カリキュラム・ツリー)	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-3-4】	面談記録	
【資料 3-3-5】	ルーブリック評価表の例 (生物系実習1 生化学、実務実習プレ教育)	
【資料 3-3-6】	実務実習の総括的評価 (ポートフォリオ評価)	
【資料 3-3-7】	2021 年度 卒業研究評価 (一例)	
【資料 3-3-8】	在学生アンケート調査報告	【資料 2-6-10】と同じ
【資料 3-3-9】	学生意識調査 (2021 まとめ)	
【資料 3-3-10】	卒業時アンケート調査報告	
【資料 3-3-11】	就職受け入れ先からみた卒業生アンケート調査報告	
【資料 3-3-12】	大学ホームページ (薬剤師国家試験合格者数、中学・高校理科教員免許取得者数) https://hamayaku.ac.jp/about/infoDisclosure/nationalExamResults/ https://www.hamayaku.ac.jp/research/center/	
【資料 3-3-13】	登録販売者資格試験アンケート結果	
【資料 3-3-14】	大学ホームページ (就職・進学データ) https://hamayaku.ac.jp/career/data/	
【資料 3-3-15】	拡大教授会資料 (令和3年4月20日、10月6日、令和4年4月19日)	
【資料 3-3-16】	CampusPlan Web Service のページ	
【資料 3-3-17】	2021 年度前期授業アンケート結果、授業評価アンケートによる担当授業科目へのフィードバック・改善策の報告書 (一例)	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 3-3-18】	教員による授業の自己点検報告書 (一例)	【資料 3-2-16】と同じ

基準 4. 教員・職員

横浜薬科大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	横浜薬科大学 学則第 44 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	横浜薬科大学 学部長選考規程	
【資料 4-1-3】	横浜薬科大学大学院 学則第 40 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-4】	横浜薬科大学 研究科長選考規程	
【資料 4-1-5】	学長への週間報告（一例）	
【資料 4-1-6】	学長面談記録（一例）	
【資料 4-1-7】	横浜薬科大学 部長会規程、運営委員会規程	
【資料 4-1-8】	横浜薬科大学 学則第 45 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-9】	横浜薬科大学 副学長の職務に関する内規	
【資料 4-1-10】	横浜薬科大学 教授会規程	
【資料 4-1-11】	横浜薬科大学大学院 研究科委員会規程	
【資料 4-1-12】	都築第一学園 事務組織規程	
【資料 4-1-13】	各課職位組織図（令和 4 年度）	
【資料 4-1-14】	学内委員会組織表	【資料 2-2-1】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 4-2-2】	横浜薬科大学 教育職員選考規程、教員資格審査内規	
【資料 4-2-3】	令和 3 年度 教員活動報告書 書式	
【資料 4-2-4】	横浜薬科大学 FD 委員会運営規程	
【資料 4-2-5】	教員による授業の自己点検報告書（一例）	【資料 3-2-16】と同じ
【資料 4-2-6】	FD 連絡帳	
【資料 4-2-7】	科研費申請のススメ 次第	
【資料 4-2-8】	科研費終了報告会 次第	
【資料 4-2-9】	令和 3 年度 永年研究者記念講義 次第	
【資料 4-2-10】	令和 3 年度、令和 4 年度 科学研究費申請者一覧	
【資料 4-2-11】	教育・研究年報（目次）	
【資料 4-2-12】	令和 3 年度 教員活動報告書 書式	【資料 4-2-3】と同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	横浜薬科大学 SD 委員会運営規程	
【資料 4-3-2】	令和 4 年度新採用者教育 次第	
【資料 4-3-3】	令和 3 年度 学外研修状況 参加者	
【資料 4-3-4】	令和 3 年度入試 結果報告、令和 4 年度の募集広報	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	横浜薬科大学 中央機器委員会規程	
【資料 4-4-2】	中央機器室ガイダンス資料	
【資料 4-4-3】	横浜薬科大学 動物実験施設規程	
【資料 4-4-4】	横浜薬科大学 動物実験施設利用規程	
【資料 4-4-5】	横浜薬科大学 薬用植物園管理規程	
【資料 4-4-6】	横浜薬科大学 薬用植物園利用規程	
【資料 4-4-7】	横浜薬科大学 研究倫理規程	
【資料 4-4-8】	横浜薬科大学における公的研究費等に関する不正防止計画	
【資料 4-4-9】	横浜薬科大学研究倫理教育計画	
【資料 4-4-10】	誓約書様式	
【資料 4-4-11】	研究費・研究倫理ハンドブック	
【資料 4-4-12】	大学ホームページ（公的研究費の不正使用等及び研究活動にお	

横浜薬科大学

	ける不正に係る通報窓口) https://www.hamayaku.ac.jp/about/infoDisclosure/fraudPrevention/	
【資料 4-4-13】	令和3年度 研究費配分計画、特別研究費配分計画	
【資料 4-4-14】	中央機器委員会 会議録	
【資料 4-4-15】	科研費募集状況案内（メール文書例示）	
【資料 4-4-16】	研究助成金 公募	
【資料 4-4-17】	BVA 募集例	
【資料 4-4-18】	令和3年度、令和4年度 科学研究費申請者一覧	【資料 4-2-10】と同じ

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	都築第一学園寄附行為 第3条	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	都築第一学園・横浜薬科大学規程集 目次	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-1-3】	大学ホームページ（大学概要／情報公開） https://hamayaku.ac.jp/about/infoDisclosure/	
【資料 5-1-4】	都築第一学園寄附行為 第16条、第19条	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-5】	中期計画（令和3年度）	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 5-1-6】	令和3（2021）年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-7】	令和3年度上半期の事業分析結果	
【資料 5-1-8】	令和4（2022）年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-9】	令和3（2021）年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-1-10】	横浜薬科大学「令和3年度大気汚染物質排出量調査票の提出」	
【資料 5-1-11】	横浜薬科大学「令和3年度特定建築物年間管理計画書」及び「令和2年度特定建築物年間管理実施報告書」	
【資料 5-1-12】	都築第一学園 セクシャル・ハラスメントの防止に関する規程 横浜薬科大学 パワー・ハラスメント等の防止に関する規程	
【資料 5-1-13】	横浜薬科大学 個人情報保護規程	
【資料 5-1-14】	横浜薬科大学 ハラスメント防止委員会規程	
【資料 5-1-15】	横浜薬科大学 個人情報保護委員会規程	
【資料 5-1-16】	ハラスメント防止研修会資料	
【資料 5-1-17】	ハラスメントに関するリーフレット	
【資料 5-1-18】	都築第一学園 危機管理に関する規程	
【資料 5-1-19】	令和3年度防災訓練実施計画・報告	
【資料 5-1-20】	横浜薬科大学 病原性微生物等安全管理規程	
【資料 5-1-21】	横浜薬科大学 遺伝子組換え実験安全管理規程	
【資料 5-1-22】	横浜薬科大学 毒物及び劇物取扱規程	
【資料 5-1-23】	横浜薬科大学 化学物質管理規程	
【資料 5-1-24】	横浜薬科大学 動物実験規程	
【資料 5-1-25】	大学ホームページ（動物慰霊祭） https://www.hamayaku.ac.jp/news/2022/06/post-184.html	
【資料 5-1-26】	心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	令和3年度理事会等名簿及び理事会・評議員会の開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-2】	都築第一学園 常任理事会設置に関する規程	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	都築第一学園寄附行為 第6条	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-2】	横浜薬科大学 部長会規程、運営委員会規程	【資料 4-1-7】と同じ

横浜薬科大学

【資料 5-3-3】	都築第一学園寄附行為 第 11 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-4】	理事長報告・指示について（一例）	
【資料 5-3-5】	理事会・評議員会の開催状況（令和 3・4 年度）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-6】	監事監査 監査報告書	
【資料 5-3-7】	理事会・評議員会の開催状況（令和 3・4 年度）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-8】	監査機関 監査日程表、監査報告書	
【資料 5-3-9】	都築第一学園 内部監査実施規程	
【資料 5-3-10】	内部監査 監査報告書	
【資料 5-3-11】	理事会・評議員会の開催状況（令和 3・4 年度）	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-12】	都築第一学園寄附行為 第 16 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-13】	都築第一学園寄附行為 第 19 条	【資料 F-1】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	中期計画（令和元年度）	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 5-4-2】	中期計画（令和 3 年度）	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 5-4-3】	平成 30 年度中期財務計画（平成 30 年度～令和 5 年度）	
【資料 5-4-4】	令和 3 年度中期財務計画（令和 4 年度～令和 8 年度）	
【資料 5-4-5】	令和 3 年度私立学校施設整備費補助金交付に係る書類「新型コロナ対応事業等（補助金活用）」	
【資料 5-4-6】	計算書類	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-7】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独） 貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	エビデンス集（データ編）【表 5-3】、【表 5-4】と同じ
【資料 5-4-8】	コロナウイルス感染症対策経費一覧	【資料 2-5-17】と同じ
【資料 5-4-9】	2021 年度募集広報イベント成果概要	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	研修等参加報告（経理課）	
【資料 5-5-2】	監査機関 監査日程表、監査報告書	【資料 5-3-8】と同じ
【資料 5-5-3】	監事監査 実施計画書	
【資料 5-5-4】	監事監査 監査報告書	【資料 5-3-6】と同じ
【資料 5-5-5】	内部監査 監査報告書	【資料 5-3-10】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	横浜薬科大学 学則 第 56 条、横浜薬科大学大学院 学則 第 50 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	横浜薬科大学 将来計画委員会規程	
【資料 6-1-3】	横浜薬科大学 自己点検・評価に関する規程	
【資料 6-1-4】	横浜薬科大学 IR 委員会運営規程	
【資料 6-1-5】	横浜薬科大学 FD 委員会運営規程	【資料 4-2-4】と同じ
【資料 6-1-6】	横浜薬科大学 SD 委員会運営規程	【資料 4-3-1】と同じ
【資料 6-1-7】	横浜薬科大学 自己点検・評価に関する規程	【資料 6-1-3】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	横浜薬科大学 自己点検・評価に関する規程	【資料 6-1-3】と同じ
【資料 6-2-2】	横浜薬科大学 自己点検・評価に関する規程細則	
【資料 6-2-3】	大学ホームページ（自己点検・評価） https://hamayaku.ac.jp/about/infoDisclosure/selfInspection/	
【資料 6-2-4】	大学ホームページ（大学評価結果について） https://hamayaku.ac.jp/about/infoDisclosure/evaluationResu	

横浜薬科大学

	lts/	
【資料 6-2-5】	認証評価で指摘された事項への対応状況	【資料 F-15】と同じ
【資料 6-2-6】	令和3年度 IR委員会 成果報告書	
【資料 6-2-7】	授業アンケート結果、教員による授業の自己点検報告、授業アンケートによる担当授業科目へのフィードバック・改善策の報告書（一例）	
【資料 6-2-8】	教員活動報告書（一例）	
【資料 6-2-9】	教育・研究年報（目次）	【資料 4-2-11】と同じ
【資料 6-2-10】	在学生アンケート調査報告	【資料 2-6-10】と同じ
【資料 6-2-11】	卒業時アンケート調査報告	【資料 3-3-10】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	横浜薬科大学 3つのポリシーの検証（アセスメント・プラン）	【資料 3-3-1】と同じ
【資料 6-3-2】	委員会 成果報告書、計画書（一例）	
【資料 6-3-3】	教員による授業の自己点検報告書（一例）	【資料 3-2-16】と同じ
【資料 6-3-4】	2021年度前期授業アンケート結果、授業評価アンケートによる担当授業科目へのフィードバック・改善策の報告書（一例）	【資料 2-6-3】と同じ
【資料 6-3-5】	在学生アンケート調査報告	【資料 2-6-10】と同じ
【資料 6-3-6】	卒業時アンケート調査報告	【資料 3-3-10】と同じ
【資料 6-3-7】	拡大教授会資料（令和3年4月20日、10月6日、令和4年4月19日）	【資料 3-3-15】と同じ
【資料 6-3-8】	令和元年度 FD・SD 研修会成果報告 「薬学教育評価委員会案について」	
【資料 6-3-9】	中期計画（令和3年度）	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 6-3-10】	認証評価で指摘された事項への対応状況	【資料 F-15】と同じ

基準 A. 社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	戸塚区と横浜薬科大学との連携協力に関する基本協定書	
【資料 A-1-2】	災害時の救援物資（医薬品）に関する協定	
【資料 A-1-3】	令和2年度とつかりビングラボ総会報告書、令和3年度とつかりビングラボ総会報告書（案）	
【資料 A-1-4】	横浜市と横浜薬科大学とのデータサイエンス及びオープンイノベーションに関する協定書	
【資料 A-1-5】	第39回市民公開講座ご案内	
【資料 A-1-6】	121回 歩こう会、歩こう会参加状況表	
【資料 A-1-7】	第10回薬物乱用防止キャンペーン in 横濱 実施報告書	
【資料 A-1-8】	2021年度 横浜薬科大学 第9回卒業後教育講座のご案内	
【資料 A-1-9】	浜薬漢方セミナー案内	

基準 B. 産学官連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 B-1-1】	平成22（2010）年度日本学会議資料	
【資料 B-1-2】	横浜薬科大学 漢方と漢薬調査研究センターに関する内規	
【資料 B-1-3】	横浜薬科大学 創薬研究センターに関する内規	
【資料 B-1-4】	横浜薬科大学 総合健康メディカル研究センターに関する内規	
【資料 B-1-5】	低GIラクトフェリンチョコレート	
【資料 B-1-6】	バイオベンチャーアライアンス（BVA）概要	

【資料 B-1-7】	京浜臨海部ライフイノベーション概要	
【資料 B-1-8】	LIP.横浜の資料	

基準 C. 国際交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
C-1. 国際交流		
【資料 C-1-1】	大学案内（英語版）	
【資料 C-1-2】	大学ホームページ（学術交流） https://hamayaku.ac.jp/research/academic/	
【資料 C-1-3】	オンライン講演会資料「Overview about French pharmaceutical system and herbs」	
【資料 C-1-4】	タイ王国マハサラカーン大学との MOU 締結の資料	
【資料 C-1-5】	フランス共和国グルノーブル・アルプ大学との MOU 締結の資料	
【資料 C-1-6】	フランス共和国グルノーブル・アルプ大学との Dual degree program 締結の資料	

特記事項

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料特-1-1】	新型コロナウイルス PCR 検体採取所の支援	
【資料特-1-2】	第 42 回九都県市合同防災訓練	
【資料特-2-1】	横浜市大規模集団接種会場の運営へのご協力について	
【資料特-2-2】	横浜市大規模集団接種会場（第 2 期）の運営へのご協力について	
【資料特-2-3】	一般向け新型コロナウイルスワクチン接種事業への派遣依頼について	
【資料特-2-4】	新型コロナウイルスワクチン職域接種	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。